



第六次栗東市総合計画 後期基本計画

いつまでも
住み続けたいくなる
安心な元気都市
栗東

積極的に先を見据えた 新たな時代の栗東（まち）づくりに向けて

令和2年度から令和11年度の10年間を計画期間とする第六次栗東市総合計画を令和2年3月に策定し、基本構想において、「いつまでも 住み続けたい 安心な元気都市 栗東」を将来都市像に掲げ、その実現に向け取り組みを進めてまいりました。

また、令和2年度から6年度を計画期間とする前期基本計画においては、政策を体系化した施策ごとに、めざす姿や基本方針、各主体の役割分担、基本事業などを示し、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たし、5つの基本政策である「経済」「教育・子育て」「福祉・健康」「暮らし」「行政」の安心づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、この間、人口減少と少子高齢化の急速な進行は、社会経済に様々な面で影響を与え、また新型コロナウイルスの感染拡大やこれまでにない激甚災害により、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、重視するものの傾向が変わるなど、新たな地域課題や市民ニーズに対する柔軟かつきめ細かな対応が求められる状況に至っています。

本市においては、国道1号栗東水口道路や国道8号野洲栗東バイパスの2025年秋以降の全線開通、県道片岡栗東線や市道青地新田坊袋線の道路拡幅が進むなど、今後も沿線地域等におけるポテンシャルの飛躍的な向上が期待されています。

ついては、この好機を逸することなく、「積極的に先を見据えた新たな時代の栗東（まち）づくり」を進めていくため、この度、基本構想および前期基本計画の進捗状況・評価結果を踏まえ、基本構想の一部見直しを行うとともに、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

今後は、市民の皆様とともに力を合わせてまちづくりに取り組むことで、これまで以上にまちへの愛着と誇りを育み、わがまち栗東が引き続き住みやすく元気なまちであり続けられるよう全身全霊で何事にも果敢にチャレンジしてまいります。

結びに、本計画策定にあたり総合計画審議会委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じて貴重なご提案やご意見を頂きました皆様、その他関係皆様に多大なご協力を賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げます。

令和7（2025）年3月

栗東市長 竹村 健



目次

序 論

1 基本構想見直し及び後期基本計画策定の趣旨	2
2 計画の構成及び期間	3
3 計画の進行管理	4

基本構想

1 まちづくりの基本理念	6
2 将来都市像	7
3 まちづくりの基本目標	8
4 将来の想定	11
(1) 人口	11
(2) 土地利用	13
(3) 財政	15
5 まちづくりの基本政策	17

後期基本計画

はじめに 1 後期基本計画の読み方	22
はじめに 2 SDGs との関連	24

政策 1 経済の安心を生み出す

施策 1 地域経済の振興	36
施策 2 中小企業・小規模事業者の振興	38
施策 3 農林業の振興	40
施策 4 観光の振興	42
施策 5 就労の支援	44
施策 6 産業拠点の形成と企業立地の促進	46

政策 2 教育・子育ての安心を育む

施策 1 子育て環境の充実	50
施策 2 子育て家庭への支援	52
施策 3 就学前教育・保育の充実	54
施策 4 学校教育の充実	56

政策3 福祉・健康の安心を築く

施策1	健康づくりと医療体制の充実	60
施策2	スポーツの振興	62
施策3	地域福祉の推進	64
施策4	高齢者福祉の推進	66
施策5	障がい者福祉の推進	68
施策6	保険・年金制度の適正な運営	70

政策4 暮らしの安心を支える

施策1	人権・平和の推進	74
施策2	男女共同参画の推進	76
施策3	防犯・消費者保護の推進	78
施策4	交通安全の推進	80
施策5	多文化共生の推進	82
施策6	地域コミュニティの充実	84
施策7	生涯学習の推進	86
施策8	文化・芸術の推進	88
施策9	防災の推進	90
施策10	循環型社会の推進	92
施策11	公園・緑地の整備	94
施策12	住環境・都市景観の形成	96
施策13	空き家対策の推進	98
施策14	ライフライン（上下水道）の整備	100
施策15	道路・交通の整備	102

政策5 行政の安心を営む

施策1	市民参画と協働の推進	106
施策2	効率的・効果的な行財政運営	108
施策3	行政サービスの品質向上	110
施策4-1	シティプロモーションの推進	112
施策4-2	馬を活かしたまちづくりの推進	114

参考資料

1	第六次栗東市総合計画 後期基本計画策定経過	118
2	諮問	121
3	答申	122
4	栗東市総合計画策定条例	124
5	栗東市総合計画審議会条例	125
6	栗東市総合計画審議会 委員名簿	127
7	市民アンケート結果概要	128
8	用語解説	135

序 論

1

基本構想見直し及び後期基本計画策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年度～令和11（2029）年度の10年間を計画期間とする「第六次栗東市総合計画」を策定し、市民・事業者・行政が本市の目指すべき方向とその実現のための方策を共有し、共通の目標に向かって力を合わせて困難な状況に立ち向かい、自分たちのまちを自分たちの手でより良くしていくためのまちづくりに取り組んできました。

しかし、計画の開始当初、令和元（2019）年末から新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態に見舞われ、日常の活動や人と人との直接の関わりが制限されるなど、これまでに経験のない状況の中での船出となりました。

また、全国的な人口減少社会の本格化、少子高齢化の進展は、これまでの想定を超えて加速度的に進み、本市においても厳しい状況が予想されています。

一方、令和7（2025）年以降、本市を含む湖南地域においては、国道1号バイパスや国道8号バイパスをはじめとする国道や県道等の新たな道路ネットワークが順次開通し、ポテンシャルの飛躍的な向上が期待され、交通拠点性・アクセス性の高さから本市に立地意欲を示す企業により本市は今、「積極的に先を見据えた新たな時代の栗東（まち）づくり」を進める上で、稀少かつ貴重な時期にあるといえます。

こうした中、総合計画審議会答申や付帯意見において、滋賀県南部では土地利用のニーズが高く栗東市においてもチャンスが広がっており、戦略的な土地利用の必要性について意見を頂いたことから、基本構想の一部見直しを行うことにしました。

また、令和5（2023）年度に実施した市民アンケート調査結果では、前回調査（令和2（2021）年度実施）と比較し子育て環境や学校教育の充実、インフラ整備や補修に対する満足度が低下傾向にあることや総合計画審議会では新たな産業拠点の形成に向けた企業立地の促進や防災基盤整備の充実の必要性について意見を頂いたことから、これらを踏まえ、令和6（2024）年度をもって終了する前期基本計画の方向性を踏襲しつつ、今後5年間を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

2 計画の構成及び期間

「第六次栗東市総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造で構成します。各施策の進行管理にあっては、成果・実績を踏まえた行政評価等の手法を用いて、市民に公表するものとします。

1 基本構想－10年

基本的にこれまでの内容を継承し、一部見直し後の基本構想の期間は残る5年間とします。

計画期間 ▶ 令和2(2020)年度～令和11(2029)年度

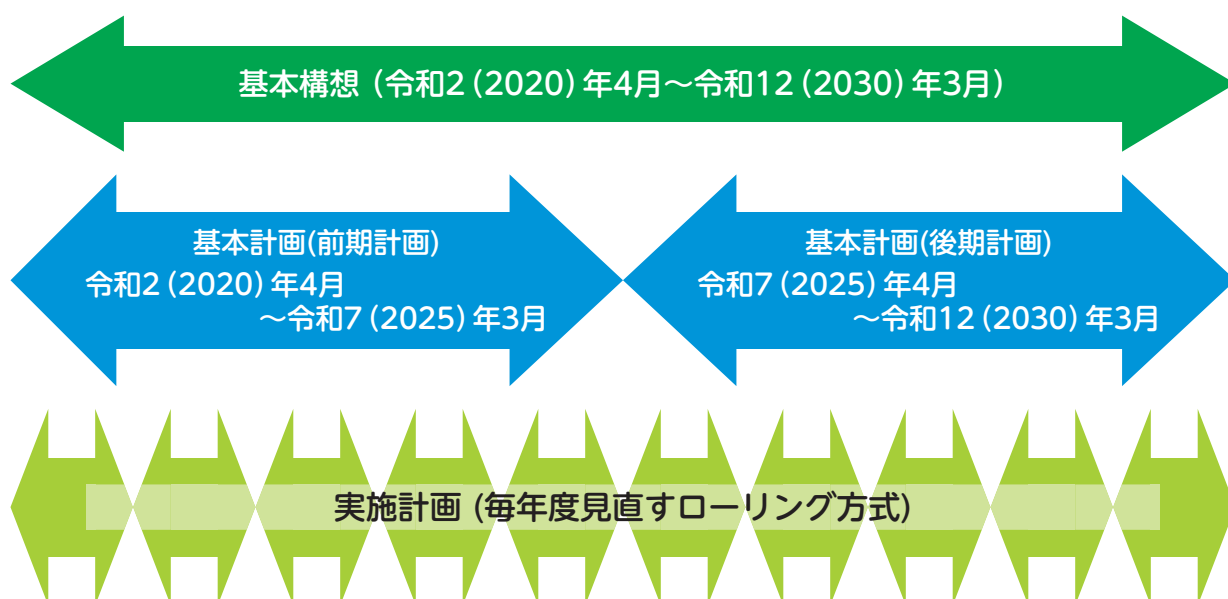
2 基本計画－5年

社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、基本構想の一部見直しとともに、後期計画(5年)を策定し、実行します。

計画期間 ▶ 前期計画 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度(完了)
後期計画 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

3 実施計画－1年

基本計画に示された施策の目的を達成するために、毎年、基本事業のPDCAサイクルを確立していくこととし、別にまとめることとします。

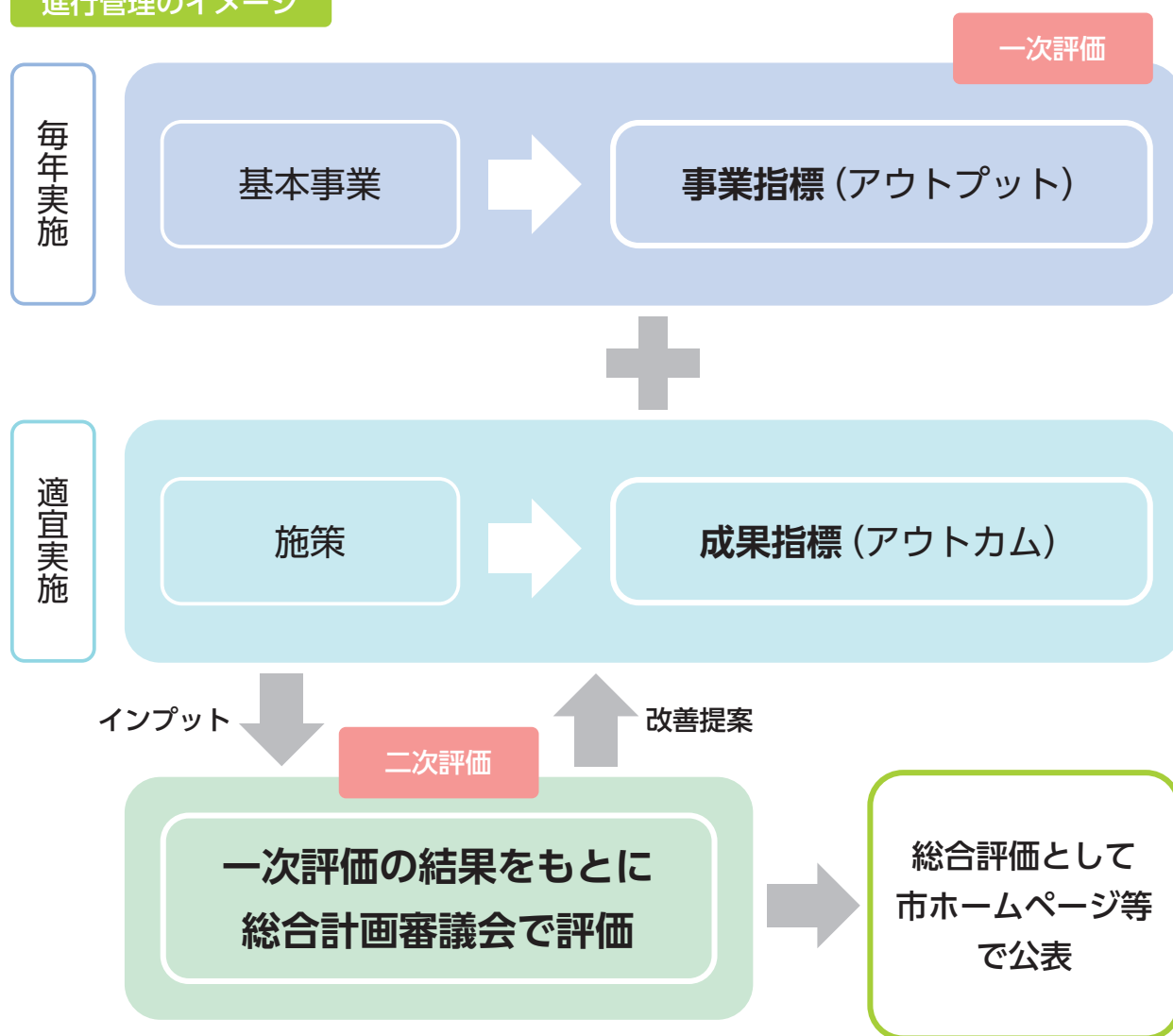


3 計画の進行管理

本総合計画の進捗状況の把握、評価などの進行管理については、一次評価（毎年実施）は庁内担当各課で設定する事業指標（実施した事業量を測るアウトプット）に基づき、内部評価を行います。ここでは各基本事業が進捗しているかの整理とともに、特に進捗に課題のある事業を確認し、要因を把握するとともに庁内で共有し、課題解決あるいは事業の見直しに向けた取り組みにつなげます。

また、「アウトカム指標」の達成度を隔年で実施する市民アンケート調査で確認し、その結果と内部評価（一次評価）を評価材料として総合計画審議会で二次評価（外部評価）を行います。なお、アウトカム指標の目標値は、前回アンケート調査結果を上回ることとします。

進行管理のイメージ



基本構想

1 まちづくりの基本理念

栗東市は立地特性、自然環境、歴史文化など、様々な面で恵まれた都市として、人口の増加や産業の立地などが進み、発展してきました。

しかし、都市が成熟化し持続可能なまちづくりへと向かう今後においては、新しいものをつくり、受け入れるだけでなく、都市の恵まれた特性や、これまでのまちづくりの中で育んできた地域資源や個性を改めて評価し、磨きをかけ、活用していくことで、愛着と誇りあふれる「風格都市 栗東」※1の実現につなげていくことが必要です。

一方、人口減少社会、少子高齢化への移行、そして地方分権の進展をはじめとする社会潮流の大きな変化の中にあり、財政健全化目標達成への着実な取り組みと社会経済情勢の変化等に伴う必要な行政サービスの提供を両立させながら、市民生活の安全・安心を提供することが求められています。

また、まちづくりの主役は市民であることを基本に、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たし、これまで築いてきた相互に連携・協働する体制をより一層強固なものにするなど、柔軟なまちづくりへの取り組みを更に進める必要があります。

さらに、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するためには、市民の理解と協力のもと、継続して改革に果敢に取り組み、自律した行財政基盤を確立するとともに、将来を見据えて、必要かつ効果的・積極的な投資を推進し、魅力と個性、活力にあふれる、そして次代を担う子どもたちが愛着と誇りをもって住み続けられる、まちづくりを推進していくことが不可欠です。

こうした状況のもと、令和7(2025)年度から5年間で取り組む後期基本計画を基に「積極的に先を見据えた新たな時代の栗東(まち)づくり」を進めるため、下記に示す理念をもって、次代を担う子どもたちが愛着と誇りを持って住み続けられる栗東(まち)づくりに取り組んでいきます。

なお、「持続可能な開発目標(SDGs)」※2は、あらゆる施策の土台となる「人権尊重」や「協働」等、これまで本市が取り組んできたまちづくりと考え方を共有しており、計画策定にあたっては、その考え方を引き続き尊重していきます。

効率的で、創造的・発展的なまちづくりを市民の力で進めるため、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を進めます。

立地特性を活かした地域活性化や地域コミュニティの創造を進めるため、「交流や連携で活力を創造するまちづくり」を進めます。

まちの個性や特長を伸ばしていくため、「優れた自然環境や歴史文化の魅力を継承するとともに、『馬のまち』としての魅力を発展させるまちづくり」を進めます。

※1 風格都市…美しい街並みや市民のライフスタイルに、「わがまち栗東」への愛着と誇りがあふれる都市の姿。

※2 持続可能な開発目標(SDGs) …「誰一人取り残さない」を理念として、2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針として、気候変動、生物多様性、感染症、紛争など地球規模の課題の解決に向け、先進国と発展途上国が共に取り組むべきこととして掲げた、普遍的な17の目標と169のターゲット。平成27(2015)年9月、国連において採択された。

2 将来都市像

市民とともに力を合わせて、安全・安心な暮らしの充実と、栗東市の魅力・活力の向上に取り組み、便利で、快適で、出かけやすい住まいの環境を維持し、さらに高めるとともに、このまちの魅力と個性を次代に継承していくため、栗東市が目指すまちの姿を次の通り継承します。

いつまでも

住み続けたくなる

安心な元気都市 栗東



将来像への想い

すべての市民の思いが繋がり、安心して、健康に、いつまでも楽しく住み続けたいまち。一度まちを離れた人も、いずれ帰りたいと想うふるさと。

そんな雰囲気につれ、訪れた人が「私も住んでみたい」と憧れるまち。

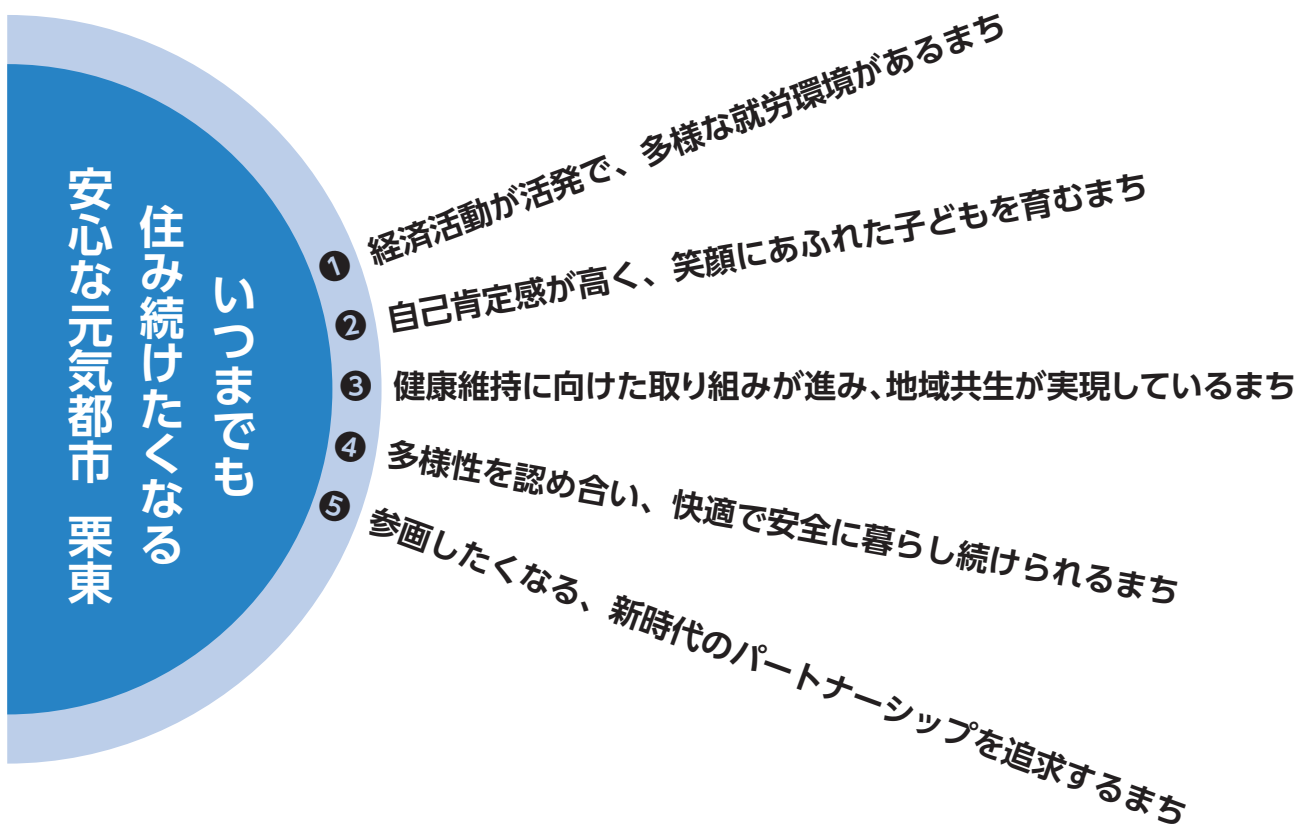
私たちは、これまで先人が守り育ててきた、自然、歴史、文化、産業、活力、利便性や「馬のまち」としての個性など、まちの魅力を継承し、さらにより良いものにしていく、そんなまちを創りたいと願っています。

そのため、『いつまでも 住み続けたくなる 安心な元気都市 栗東』を将来都市像に掲げ、厳しい環境のなか、まちに関わるすべての人がまちへの思いを共有し、「変えてはいけないもの」と「変えなければいけないこと」を見極めながら、栗東に住んでいる人、これから新たに住む人、まちの外から応援する人がふれあい、ともに力を合わせて、新しい時代のまちづくりに取り組んでいきます。

3 まちづくりの基本目標

将来都市像を実現していくためには、様々な取り組みを体系的・横断的に進めていくこととなりますが、同時にまちづくりの具体的なイメージや方向性を市民と行政が共有し、まちぐるみの取り組みにしていくことが不可欠です。

このため、施策横断的な本市の特徴となる将来像をより具体的に示すことで、市民と行政が協働で取り組むきっかけやシンボルとなる「まちづくりの基本目標」（まちの姿）として、「安心」に関する5項目を設定します。



■ まちづくりの基本目標について

考え方 ▶ 「まちづくりの基本目標」のタイトルに掲げる項目について、本市の特徴となる具体的な方向性や内容を示しています。

重点施策 ▶ 「まちづくりの基本目標」のタイトルに掲げる項目を実現していくため、特に重点的に取り組む施策を示しています。

目標指標 ▶ 計画の進捗状況と進行上の課題・問題点を把握し、課題解決や円滑な進行のための方法を検討し、基本計画を柔軟に見直すための目安となる指標を設定しています。

① 経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち

- 考え方** ▶ ○市内で経済活動や投資が循環する仕組みづくりを進めます。
○農林業、観光、ものづくりなど地域産業の定着・活性化を推進するとともに、地域資源や環境を活かして新たな産業拠点を形成することで、希望する人に多様な就労機会を創出します。
- 重点施策** ▶ 地域経済の振興 産業拠点の形成と企業立地の促進
- 目標指標** ▶ 市民一人当たりの所得額が維持されていると思う市民の割合
新たな産業拠点づくりに向けた取り組みが進んでいると思う市民の割合

② 自己肯定感が高く、笑顔にあふれた子どもを育むまち

- 考え方** ▶ ○教育関係機関等の連携体制を強化し、学ぶ意欲、高い自己肯定感、相手を思いやる気持ちなど、子どもたちの「生きる力」を幼少期から育みます。
○地域コミュニティや文化芸術、スポーツ、職場、まちづくり等におけるふれあいの機会等を通じて、地域ぐるみで子どもを育む取り組みを支援します。
- 重点施策** ▶ 就学前教育・保育の充実 学校教育の充実
- 目標指標** ▶ 栗東市が子育てしやすいまちだと感じる市民の割合
小中学校に対して信頼感がある市民の割合

③ 健康維持に向けた取り組みが進み、地域共生が実現しているまち

- 考え方** ▶ ○生涯を通じて、自らの健康についての関心を深め、自分らしく、いきいきと生活できる期間を延ばす取り組みを推進します。
○必要に応じて多様な医療・福祉・介護サービスを受けながら、いきいきと生活できる地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。
- 重点施策** ▶ 健康づくりと医療体制の充実 地域福祉の推進
- 目標指標** ▶ 健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合
困ったときに近所に助けてもらえる人がいる市民の割合

④ 多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち

考え方 ▶ ○人が生きる上で普遍的な人権・平和の尊重、持続可能な環境という価値観を共有し、誰も取り残さないあたたかい地域社会づくりを進めます。

○JR栗東駅やJR手原駅周辺の魅力を高めるとともに、市内各地域との移動利便性・ネットワークを強化し、まちの一体感の醸成と市内外の交流による賑わいを創出します。

○自然災害など緊急時において、自分自身の命は自分で守る行動（自助）ができ、お互いに助け合える地域コミュニティ（共助）を育成します。

重点施策 ▶ 人権・平和の推進 地域コミュニティの充実 防災の推進
循環型社会の推進 空き家対策の推進

目標指標 ▶ 人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合
自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合
災害への備え（自助）をしている市民の割合
地球温暖化防止やごみの分別や資源化の推進など、地球にやさしいまちづくりが進んでいると思う市民の割合
住宅環境（家屋の適正管理や景観保全）が美しく保たれていると感じる市民の割合

⑤ 参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち

考え方 ▶ ○地域(小学校区等)における共通課題の発見等を通じて、楽しく、共感し、義務ではなく生きがいとして、お互いに支え合える、市民同士、市民と行政の信頼関係を育みます。

○行政サービス等の現状を整理し、公と民のパートナーシップによるPPP (Public Private Partnership) の導入可能性検討など、新たな公民連携のあり方を研究・追求します。

重点施策 ▶ 市民参画と協働の推進 馬を活かしたまちづくりの推進

目標指標 ▶ 市民参画や協働によるまちづくりが推進されていると思う市民の割合
「栗東と言えば馬のまち」と感じる市民の割合

4 将来の想定

基本構想が目指すまちの基礎となる将来の見通しとして、目標年における人口及び財政の見通しと、まちの構造・骨格を表す土地利用について、次のように想定します。

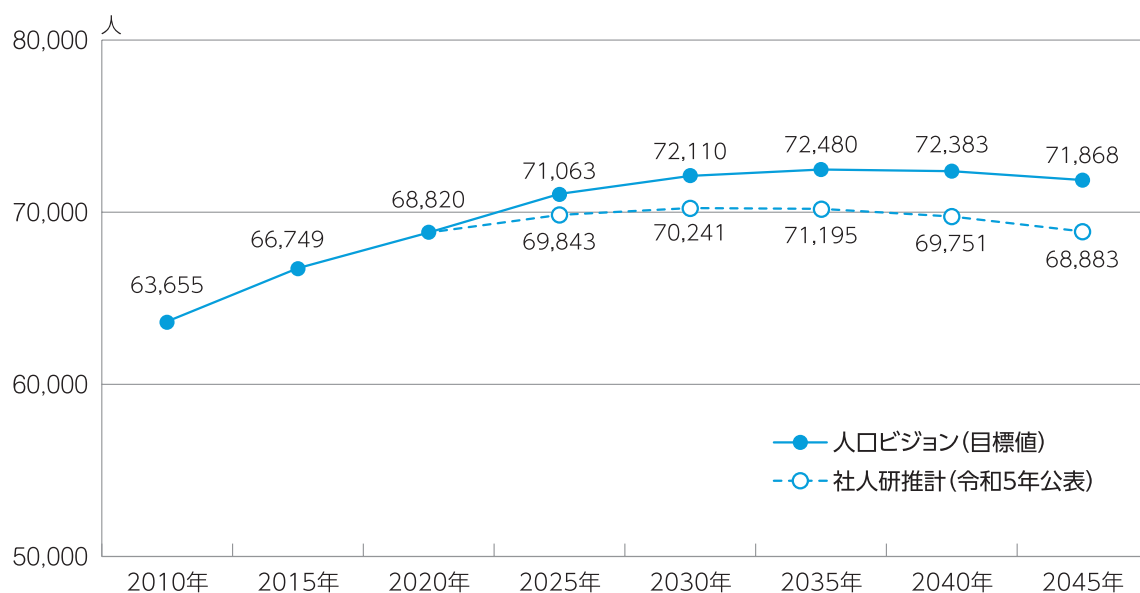
1 人口

本市の人口はこれまで一貫して増加傾向が続いており、国勢調査では平成12(2000)年に5万人、平成22(2010)年には6万人を超えました。さらに日本全体において本格的な人口減少局面に入るなかにあっても、本市では人口の流入が続き、さらに高い合計特殊出生率を背景として、令和2(2020)年国勢調査で人口は68,820人と微増傾向を保っています。しかし今後は、本市においても増加幅の縮小、そして長期的には減少へと局面が変わっていくものと思われます。

令和2(2020)年の国勢調査人口を基準として国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」においては、令和12(2030)年まで微増を続け、70,241人のピークを迎えた後、本市においても減少に転じる推計となっており、前回(平成30(2018)年推計)から減少時期が早まる予想となっています。

なお、令和6(2024)年に策定した「栗東市人口ビジョン」においては、ピークを令和17(2035)年まで維持するものとし、本総合計画が目標とする令和12(2030)年の人口目標を72,110人としています。

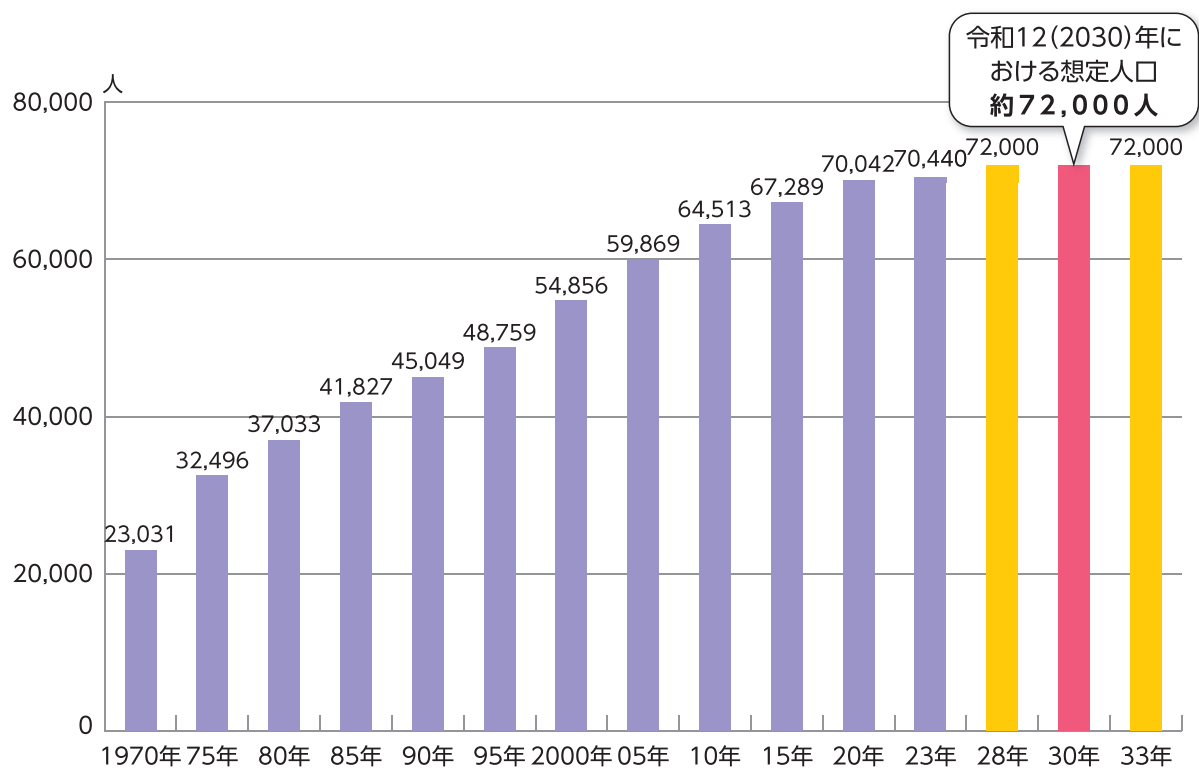
■人口ビジョンの目標と社人研による人口推計



※2010年～2020年は実績値、2025年以降は推計値。

※人口ビジョンは住民基本台帳、社人研推計は国勢調査人口をベースとしているため、実績値及び推計値に誤差が生じる。

こうした状況を踏まえ、目標年とする令和12(2030)年の人口を概ね7.2万人と想定してまちづくりを進めます。なお、令和12(2030)年における年少(0～14歳)人口の比率を概ね13.8%、生産年齢(15～64歳)人口を概ね65.1%、高齢(65歳以上)人口を概ね21.1%(うち75歳以上人口12.5%)と想定します。



※1970年～2023年は実績値、2028年以降は推計値。

※最新データを基本として人口推計を行うため、令和5(2023)年住民基本台帳人口をベースとして人口推計を行いました。

※推計方法は社人研推計に準拠し、人口純移動率等は社人研の公表データ(令和5(2023)年度推計)に基づいて設定しています。

② 土地利用

将来都市像の具体的な姿となる、今後の土地利用の方向について、次のように想定します。

また、本構想における土地利用の方向については、第五次栗東市国土利用計画の基本的な考えを溶け込ますものとします。(基本構想改訂後、第五次栗東市国土利用計画は廃止)

① 土地利用のあり方

- 限りある土地の効果的、計画的な利用を目指し、ポテンシャル向上等の変化に適切に対応します。
- 森林、里山、田園などの豊かな自然を将来にわたって適切に保全・活用します。
- 安全・安心を重視した土地利用を進めます。
- 地域の歴史、自然、文化、風土に根ざした都市環境づくりを進めます。
- 地域に対する市民の愛着や誇りを育む景観やまちなみの形成を進めます。
- JR栗東駅やJR手原駅周辺の魅力の向上を図ります。

② 都市構造形成のあり方

鉄道駅や生活サービス、産業立地など人が集積する都市機能と市内各地域とのネットワークを構築し、都心、まち、里、自然が結びついて多様な魅力と利便性を発揮する都市構造の形成を図ります。なお、都市構造形成の具体的な施策・事業や方法については、別に策定する個別計画(都市計画マスタープラン、立地適正化計画等)で定めます。

③ 地域別の土地利用方針

基盤整備の進展等によりポテンシャルが高まる地域においては、将来的な都市的土地利用の可能性について検討し、無秩序な開発の抑制を図りつつ、「効果的な土地利用の推進」のため、事業者からの土地活用・進出の意向を受け止め、慎重かつ必要な対応を図ります。

㊦ 都市地域

- 自然環境の保全に配慮しながら、ゆとりと潤いのある空間の確保や、無秩序な拡大を抑制した計画的な市街地の形成により、安全・快適・便利な居住環境を整備・誘導します。
- 低未利用地や空閑地の有効利用を促進し、地域の特性や課題に対応した都市施設の計画的な配置や適正な維持管理に努めます。
- 広域幹線道路等による交通利便性を活かし、新たな産業集積や都市機能の整備、既存産業の利便性向上を図るための基盤の充実を図ります。

㊦ 田園地域

- 都市近郊における自然豊かな田園風景や住環境・防災機能を有する貴重なオープンスペースとして、優良な農地の保全と効果的な集約、農地転用の動きへの対応を図ります。
- 農業集落において、農地が有する防災機能(貯水機能)をはじめとする多面的機能に配慮し、農業生産基盤として適正な集約・保全と整備により、農業の活性化と田園風景の維持・継承を図ります。

㊦ 自然地域

- 山間地域の良好な生活環境の形成及び農林業の振興などにより、市民共有の財産である豊かな自然を保全します。
- 森林の有する水源涵養や土砂災害の防止などの多面的機能に充分配慮しながら、環境負荷の軽減・解消に配慮しつつ、レクリエーションや環境学習、健康づくりの場としての活用を図ります。

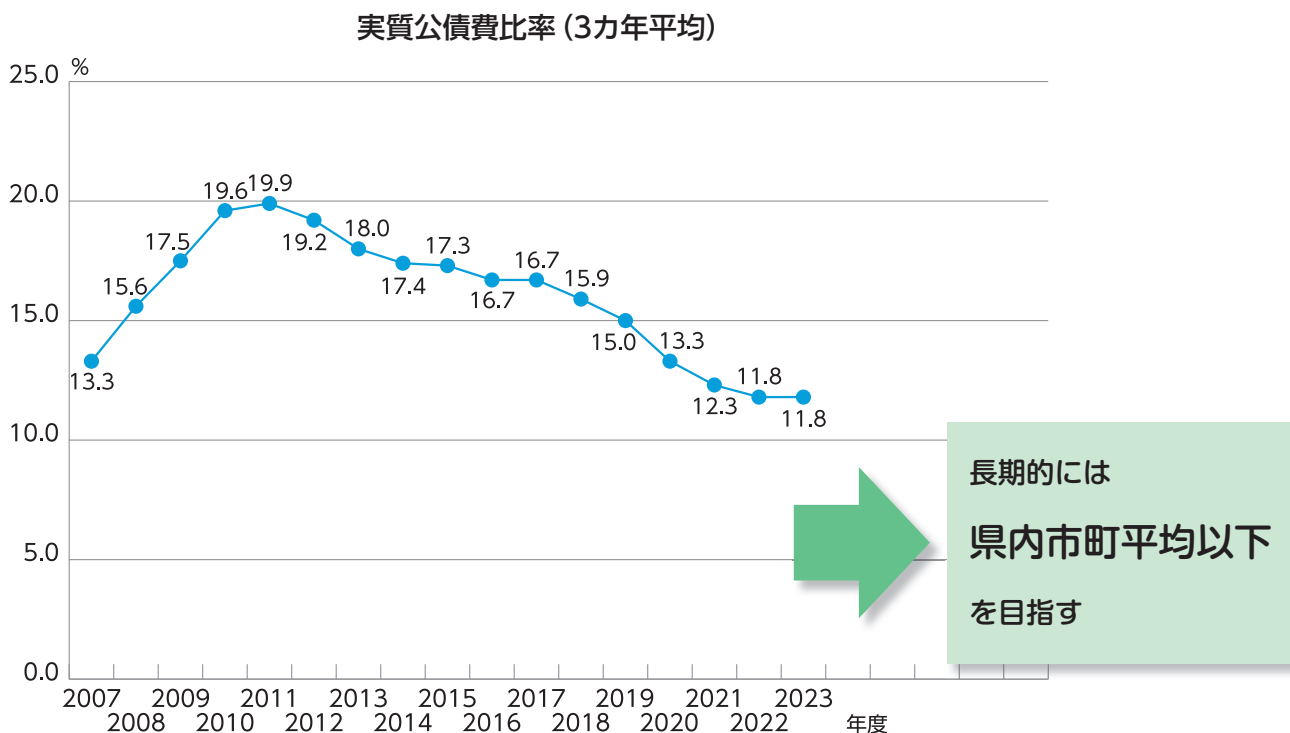
③ 財政

本計画を推進し、将来像を実現していくためには、確かな財政基盤が必要です。しかし、これまでからの厳しい財政運営に加え、少子高齢化の進展に伴う民生費の増加、行政需要の多様化・高度化、公共施設やインフラの維持経費の拡大等によって財政需要はますます増加する中において弾力的な財政運営が極めて厳しい見通しであることから、これまでに取り組んできた財政健全化への取り組みを今後も継続していく必要があります。ここでは財政の中長期的な展望に関する代表的な財政指標について想定します。

① 実質公債費比率

財政の健全度を判断する指標のひとつである「実質公債費比率(3カ年平均)」は、平成22(2010)年度以降18%を超え、起債を借り入れるのに県知事の許可が必要となる「許可団体」となっていましたが、その後は平成23(2011)年度をピークに低下しています。

財政運営基本方針(令和6(2024)年度改訂)においては、短期的には中長期財政見通しで推計している9.0%未満を目指し、長期的には県内市町平均以下を目指しています。



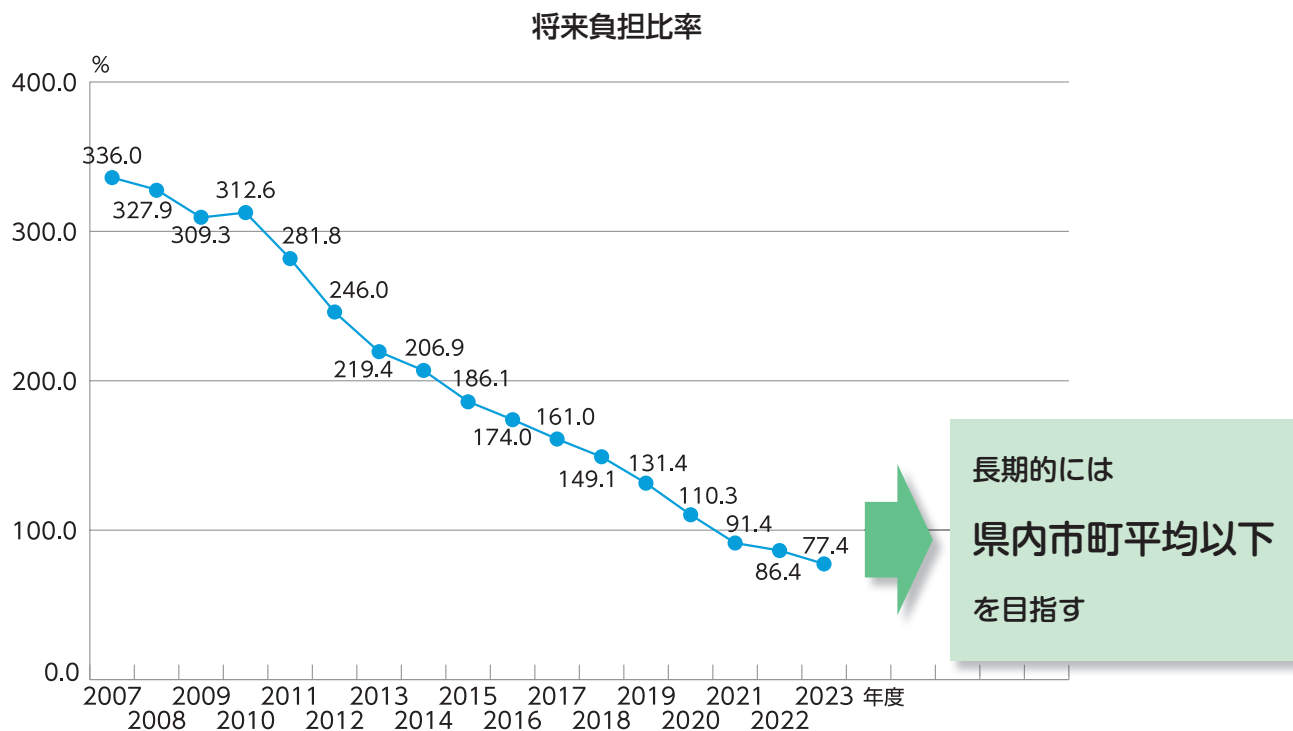
※実質公債費比率=地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模(標準財政規模)に対する割合を示す指標で、数値が小さい方が財政は健全といえます。財政健全化法によって、25%を超えると「早期健全化団体」、35%を超えると「財政再生団体」となります。

※令和5(2023)年度 実質公債費比率の県内市町平均4.1%

② 将来負担比率

自治体の将来の負担度合いを表す「将来負担比率」は、平成19(2007)年度で336.0%と「早期健全化基準」の一手手前まで悪化していましたが、その後の行財政改革を経て、令和5(2023)年度決算では77.4%まで縮小しました。しかし、依然として県内市町平均を大きく上回る水準にあります。

財政運営基本方針(令和6(2024)年度改訂)では、短期的には中長期財政見通しなどを踏まえて設定した65.0%未満を目指し、長期的には県内市町平均以下を目指しています。

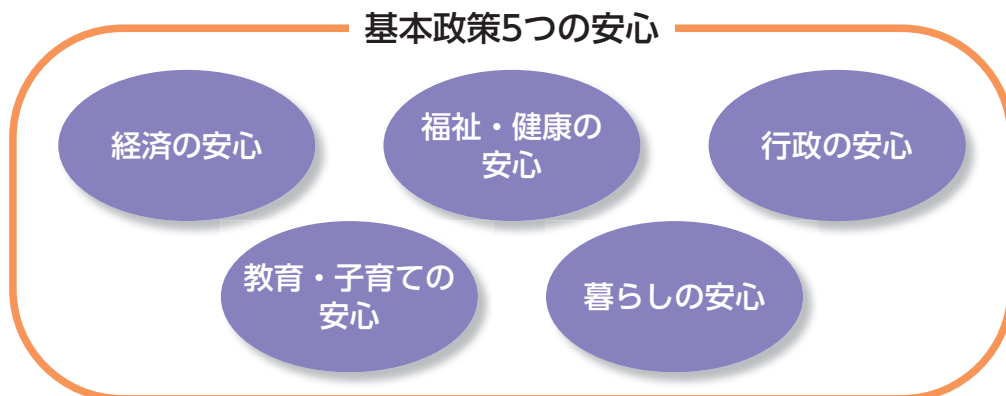


※将来負担比率=地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、数値が小さい方が財政は健全といえます。財政健全化法によって、350%を超えると「早期健全化団体」となります。

※令和5(2023)年度 将来負担比率の県内市町平均 0%

5 まちづくりの基本政策

将来都市像及び基本目標の実現を図るため、計画期間において取り組むまちづくりの基本政策を次のように定めます。



① 経済の安心を生み出す

自分たちのまちのことは自分たちで決定し、安定・自律したまちづくりを継続的に進めるためには、経済の活性化による税収や雇用の確保・創出が重要です。

- ・企業立地の促進や市内企業の定着を図ります。
- ・地域産業の活性化につながる産業立地を継続的に促進します。
- ・本市産業の基盤として、中小企業・小規模事業者の課題解決及び活性化に取り組みます。
- ・経営主体の強化など、持続可能な農業の振興を図ります。また、市民との協働により、森林の保全と振興を図ります。
- ・緑豊かな自然や地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

主要施策

- | | |
|----------|------------------|
| ○地域経済の振興 | ○中小企業・小規模事業者の振興 |
| ○農林業の振興 | ○観光の振興 |
| ○就労の支援 | ○産業拠点の形成と企業立地の促進 |

② 教育・子育ての安心を育む

本市の人口は微増傾向を維持していますが、年少人口は減少しています。若者や子育て世帯が安心して住むことができ、まちの活力を継承する人口構造を維持していくためには、将来世代にわたる定住の魅力を維持・創出していくことが重要です。

- ・子どもの健やかな成長と安全・安心な環境づくり、子育て家庭への支援にまちぐるみで取り組みます。
- ・国等における取り組みを効果的に活かしつつ、就学前教育・保育環境の充実を図ります。
- ・高い自己肯定感と生きる力、基礎的学力を持った子どもを育む教育を推進します。

主要施策

- | | |
|--------------|------------|
| ○子育て環境の充実 | ○子育て家庭への支援 |
| ○就学前教育・保育の充実 | ○学校教育の充実 |

③ 福祉・健康の安心を築く

全国に比べてやや穏やかなものの、本市においても高齢化が確実に進展するとともに、共助の仕組みを支える状況も変化しています。食に関する関心の高まりや大規模スポーツイベントの開催など、市民の健康づくりに対する意識も高まっています。

- 予防歯科をはじめ、生涯を通じた市民の自主的な健康づくりを啓発・促進します。
- 地域中核病院と地域医療の連携強化を図ります。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進による社会参加・自立の支援をはじめ、地域福祉・高齢者・障がい者施策に市民・関係機関・行政が連携し、総合的に取り組みます。
- 国民年金や国民健康保険、生活保護制度など、社会保障制度の周知を図ります。

主要施策

- | | |
|----------------|----------------|
| ○健康づくりと医療体制の充実 | ○スポーツの振興 |
| ○地域福祉の推進 | ○高齢者福祉の推進 |
| ○障がい者福祉の推進 | ○保険・年金制度の適正な運営 |

④ 暮らしの安心を支える

本市が宣言した「交通安全宣言」「緑化宣言」「心をつなぐふるさととりっとう『平和都市宣言』」「生涯学習都市宣言」「人権擁護都市宣言」「男女共同参画都市宣言」のさらなる具現化に向けた取り組みが必要です。また、激甚化する自然災害や犯罪事象の複雑多様化、地球環境問題など、暮らしをとりまく状況が大きく変化するとともに、安全・安心を重視する市民の意識・期待が高まっています。

- 人権・平和を尊重する意識の高揚と行動を目指し、男女共同参画社会づくりや在住外国人やインバウンドへの対応をはじめ、多様性を認め合いながら寄り添え合える、あたたかい地域社会づくりを進めます。
- 近年の大規模自然災害や感染症の大流行等の教訓を活かし、自然災害や事故への市民の主体的な意識と行動を育むとともに、緊急時に行政機能を維持する仕組みを強化します。
- 防犯、交通安全、消費生活、環境問題等に対する市民の正しい意識・知識の啓発を図り、被害の未然防止や市民一人ひとりの地球環境を意識した取り組みを促進します。
- まちの風格や魅力を高め、市民の愛着を育む都市・自然・水と緑の景観を保全・創出するとともに、住宅ニーズへの対応や空き家対策を含め、快適で潤いのある住環境・生活環境づくりを促進します。
- 強靱で安全な道路ネットワークを構築し、渋滞緩和や市内の移動利便性の維持・向上を図ります。また、上下水道事業の健全な運営をさらに推進します。
- 市民の学ぶ力や交流を育み、成果を社会に活かせる循環型生涯学習を推進します。また、まちの歴史・文化や芸術にふれ、実践・継承する市民の主体的な活動を促進します。
- 自治組織やボランティア、NPOなど市民活動組織の育成と協働に取り組みます。また、情報の共有を通じて、市民と行政の信頼関係を構築します。

主要施策

- | | |
|--------------|------------------|
| ○人権・平和の推進 | ○男女共同参画の推進 |
| ○防犯・消費者保護の推進 | ○交通安全の推進 |
| ○多文化共生の推進 | ○地域コミュニティの充実 |
| ○生涯学習の推進 | ○文化・芸術の推進 |
| ○防災の推進 | ○循環型社会の推進 |
| ○公園・緑地の整備 | ○住環境・都市景観の形成 |
| ○空き家対策の推進 | ○ライフライン（上下水道）の整備 |
| ○道路・交通の整備 | |

⑤ 行政の安心を営む

まちづくりは行政だけで実現できるものではなく、本計画の実行にあたっては市民・事業者との協働が不可欠です。本市の財政状況は依然として厳しい状況にあるものの、健全化に向けた取り組みも進展しており、今後は行財政運営の効率化とともに将来に向けた検討を進めることも重要です。

- 引き続き財政の健全化及び行政改革に取り組むとともに、デジタル技術等の活用など、まちの活性化に向けた効果的・戦略的な投資を推進します。
- 市民から信頼される自治体づくりと職員の資質向上を進めるとともに、情報公開の徹底とまちづくり課題の研究・解決、行政の「見える化」と対話型の市政運営に取り組めます。
- 人口減少や地域経済の縮減などの課題を克服するため、地方創生の取り組み等を活かすとともに、長期的な視点を持って、本市の特長である「馬」などを活かしたシティプロモーションを推進します。また、近隣市等とは継続した広域行政に取り組めます。

主要施策

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○市民参画と協働の推進 | ○効率的・効果的な行財政運営 |
| ○行政サービスの品質向上 | ○シティプロモーションの推進 |
| ○馬を活かしたまちづくりの推進 | |

後期基本計画

はじめに

1 後期基本計画の読み方

後期基本計画は次のような項目で構成し、それぞれの読み方（見方）は以下の通りです。



①政策 ▶

将来像を実現するため、第六次栗東市総合計画の計画期間において取り組む5つの基本政策を示しています。

②施策 ▶

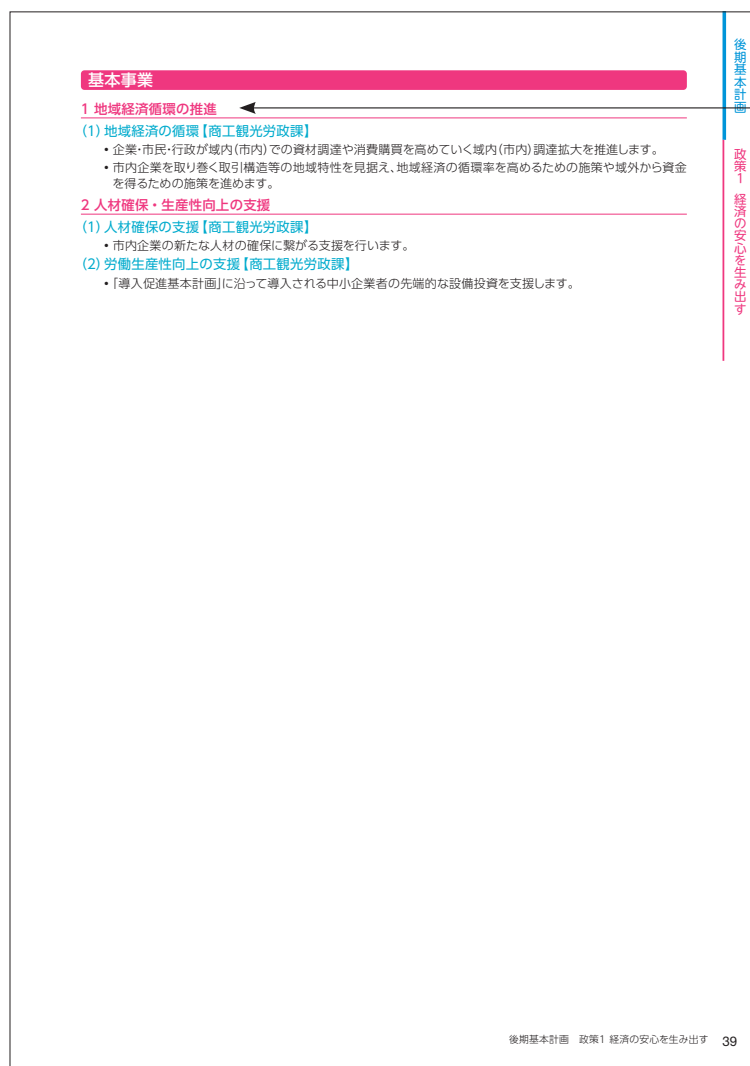
政策を具体的に進めていくための施策（取り組み分野）の名称を示しています。

③めざす姿 ▶

その施策分野において、市民、地域、各種団体、事業者、行政など、まちづくりに関わるあらゆる主体が協働し、それぞれの役割を発揮して目指す5年後のまちの姿や市民の生活状態を示しています。

④課題 ▶

その施策分野における社会潮流や全国的な動向、前期基本計画の期間における本市の変化等について説明するとともに、「めざす姿」の実現に向け、現状と「めざす姿」とのギャップや「めざす姿」を実現するために克服すべき問題点を示しています。



⑤基本方針 ▶

課題の解決に向けて取り組む基本事業の展開方向を示しています。

⑥各主体の役割 ▶

その施策分野において、「市民や団体」「事業者等」など、まちづくりに関わる各主体に期待される役割と、「行政」が果たすべき役割を示しています。

⑦SDGs ▶

対象となる施策において、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」に該当する基本事業を含む場合、対応する17のグローバル目標の項目を示しています。

基本事業の実行・推進にあたっては、「持続可能な開発目標 (SDGs)」及び「栗東市総合戦略」の意図や姿勢を十分に踏まえ、互いに連携・連動した取り組みに努めます。

⑧基本事業 ▶

その施策分野で掲げる「めざす姿」を実現するため、基本方針に基づき、後期基本計画の計画期間である5年間に優先的に取り組む事業群と、その内容を示しています。

また、各事業の担当が不明にならないよう、各事業を中心的に進める、あるいは連携して取り組む関係各課を記載しています。

2 SDGs との関連

持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本も国として積極的に取り組んでいます。SDGs達成に向けて政府が定めた「持続可能な開発目標 (SDGs 実施指針) (2016年12月) では、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限、反映することが奨励されています。

本総合計画の基本事業の実行・推進にあたっては、「持続可能な開発目標 (SDGs)」及び「栗東市総合戦略」の意図や姿勢を十分に踏まえ、互いに連携・連動した取り組みに努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



総合計画の各政策・施策と SDGsの17のゴールとの関係

SDGs																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう

政策1 経済の安心を生み出す

施策1	地域経済の振興							○	○							
施策2	中小企業・小規模事業者の振興							○	○		○					
施策3	農林業の振興		○			○				○		○		○		
施策4	観光の振興															○
施策5	就労の支援				○			○		○						
施策6	産業拠点の形成と企業立地の促進							○	○		○	○				○

政策2 教育・子育ての安心を育む

施策1	子育て環境の充実			○	○											
施策2	子育て家庭への支援	○		○	○	○										
施策3	就学前教育・保育の充実		○		○											
施策4	学校教育の充実		○		○											

政策3 福祉・健康の安心を築く

施策1	健康づくりと医療体制の充実		○	○	○											
施策2	スポーツの振興			○						○						
施策3	地域福祉の推進	○	○	○	○				○	○		○				○
施策4	高齢者福祉の推進			○			○									
施策5	障がい者福祉の推進			○					○							
施策6	保険・年金制度の適正な運営	○		○												

政策4 暮らしの安心を支える

施策1	人権・平和の推進			○	○	○		○		○					○	○
施策2	男女共同参画の推進			○		○		○								
施策3	防犯・消費者保護の推進	○			○					○	○				○	
施策4	交通安全の推進									○						
施策5	多文化共生の推進	○			○				○	○					○	
施策6	地域コミュニティの充実									○						○
施策7	生涯学習の推進				○											
施策8	文化・芸術の推進				○					○						
施策9	防災の推進									○		○				
施策10	循環型社会の推進						○				○	○	○	○		
施策11	公園・緑地の整備									○		○		○		
施策12	住環境・都市景観の形成			○						○						
施策13	空き家対策の推進									○						○
施策14	ライフライン(上下水道)の整備					○				○			○			
施策15	道路・交通の整備					○				○						

政策5 行政の安心を営む

施策1	市民参画と協働の推進									○						○
施策2	効率的・効果的な行財政運営							○		○						○
施策3	行政サービスの品質向上							○							○	
施策4-1	シティプロモーションの推進															○
施策4-2	馬を活かしたまちづくりの推進									○						○

グローバル目標 (Goal)		
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
	自治体行政が担う役割	
	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。	
主な取り組み		該当ページ
ひとり親家庭への相談体制の充実		政策2/施策2 53
地域で支え合う仕組みづくり		政策3/施策3 65
生活において困難さを感じている人への支援		政策3/施策3 65
福祉医療費の支援		政策3/施策6 71
消費者教育の推進		政策4/施策3 79

グローバル目標 (Goal)		
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
	自治体行政が担う役割	
	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して、農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも、適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。	
主な取り組み		該当ページ
持続可能で地域に貢献する農業の振興		政策1/施策3 41
幼稚園・保育所等における給食の提供		政策2/施策3 55
給食等を通じた食育の推進		政策2/施策4 57
「食育推進計画」の推進		政策3/施策1 61
家庭や地域における食育の推進		政策3/施策1 61
生活において困難さを感じている人への支援		政策3/施策3 65

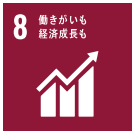
グローバル目標 (Goal)		
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
	自治体行政が担う役割	
	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。	
主な取り組み		該当ページ
妊婦健康診査等の推進		政策2/施策2 53
乳幼児健康診査等の実施		政策2/施策2 53
「健康りっとう21」の推進		政策3/施策1 61
予防歯科の推進		政策3/施策1 61
保健事業の推進		政策3/施策1 61
生涯にわたる健康スポーツの推進		政策3/施策2 63

グローバル目標 (Goal)		
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
	自治体行政が担う役割	
	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。	
主な取り組み		該当ページ
家庭の教育力の向上		政策2/施策2 53
就学前教育・保育環境の向上		政策2/施策3 55
特別支援教育の推進		政策2/施策3 55
確かな学力の向上		政策2/施策4 57
生涯学習事業の展開		政策4/施策7 87
自主的な生涯学習の支援		政策4/施策7 87

グローバル目標 (Goal)		
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
	自治体行政が担う役割	
	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みと言えます。	
主な取り組み		該当ページ
ひとり親家庭への相談体制の充実		政策2/施策2 53
人権問題の解決に向けた施策の推進		政策4/施策1 75
人権相談・擁護体制の充実		政策4/施策1 75
市民・事業所への人権教育と啓発の推進		政策4/施策1 75
市職員等への研修の推進		政策4/施策1 75
男女共同参画の視点に立った保育、教育、学習の推進		政策4/施策2 77
政策・方針決定過程への女性の参画促進		政策4/施策2 77
女性の活躍機会の充実		政策4/施策2 77

グローバル目標 (Goal)		
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
	自治体行政が担う役割	
	安全で清潔な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。	
主な取り組み		該当ページ
水道施設の維持管理		政策4/施策14 101
老朽管の維持修繕		政策4/施策14 101
下水道整備の推進		政策4/施策14 101
経営の効率化		政策4/施策14 101

グローバル目標 (Goal)		
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
	自治体行政が担う役割	
	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民の省エネや再エネ対策の推進を支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。	
主な取り組み	関連する政策・施策	該当ページ
「環境基本計画」「行動計画」の推進	政策4/施策10	93
市道・橋梁の長寿命化	政策4/施策15	103
地域公共交通体系の構築	政策4/施策15	103
鉄道アクセスの整備	政策4/施策15	103
総合的な交通マネジメントの研究	政策4/施策15	103

グローバル目標 (Goal)		
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	
	自治体行政が担う役割	
	自治体は経済成長戦略の策定を通して、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	
主な取り組み	関連する政策・施策	該当ページ
地域経済の循環	政策1/施策1	37
労働生産性向上の支援	政策1/施策1	37
商工業の活性化	政策1/施策2	39
働き方改革の推進	政策1/施策5	45
就職困難者等の就労支援	政策1/施策5	45
企業の立地促進	政策1/施策6	47
高齢者の能力活用	政策3/施策4	67
ワーク・ライフ・バランスの実現	政策4/施策2	77
働きやすい職場環境づくり	政策5/施策2	109

グローバル目標 (Goal)		
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
	自治体行政が担う役割	
	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。	
主な取り組み		該当ページ
既存立地企業の強化		39
創業支援		39
担い手の育成		39
異業種間交流の促進		39
企業の立地促進		47
東部地区等開発整備の促進		47

グローバル目標 (Goal)		
	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	
	自治体行政が担う役割	
	差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。	
主な取り組み		該当ページ
福祉と人権のまちづくりの推進		65
人権問題の解決に向けた施策の推進		75
人権相談・擁護体制の充実		75
地域総合センター活動の充実		75
市民・事業所への人権教育と啓発の推進		75
就学前・学校教育における人権教育の推進		75
市職員等への研修の推進		75
多言語などによる生活関連情報の提供と相談体制の整備		83
栗東国際交流協会の活動支援		83
外国にルーツを持つ子どもに対する支援		83

グローバル目標 (Goal)		
	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	自治体行政が担う役割	
	包摂的で、安全、レジリエント (強靱さ、回復力) で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で、自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。	
主な取り組み		該当ページ
犯罪抑止のまちづくり		政策4/施策3 79
交通法規遵守の啓発		政策4/施策4 81
防災意識の高揚		政策4/施策9 91
安心して居住できる住宅の確保		政策4/施策12 97
空き家化の予防と啓発		政策4/施策13 99
水源地施設と水道管の耐震化の推進		政策4/施策14 101
下水道管の耐震化の推進		政策4/施策14 101
計画的な道路網の形成		政策4/施策15 103

グローバル目標 (Goal)		
	12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	
	自治体行政が担う役割	
	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R (リデュース・リユース・リサイクル) の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで、自治体はこの流れを加速させることが可能です。	
主な取り組み		該当ページ
消費者保護と自立支援		政策4/施策3 79
消費者教育の推進		政策4/施策3 79
「環境基本計画」「行動計画」の推進		政策4/施策10 93
ごみの発生抑制と資源化・減量化及び環境美化の推進		政策4/施策10 93

グローバル目標 (Goal)		
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	自治体行政が担う役割	
	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。	
主な取り組み		該当ページ
新たな森林管理システムを活用した森林整備の推進		政策1/施策3 41
「環境基本計画」「行動計画」の推進		政策4/施策10 93
ごみの発生抑制と資源化・減量化及び環境美化の推進		政策4/施策10 93
ごみの適正処理		政策4/施策10 93
緑化意識の啓発、緑化活動の支援		政策4/施策11 95
緑地協定の推進		政策4/施策11 95
新たな開発に伴う緑化の推進		政策4/施策11 95

グローバル目標 (Goal)		
	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	自治体行政が担う役割	
	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。	
主な取り組み		該当ページ
「環境基本計画」「行動計画」の推進		政策4/施策10 93
公害防止対策の推進		政策4/施策10 93
ごみの発生抑制と資源化・減量化及び環境美化の推進		政策4/施策10 93
ごみの適正処理		政策4/施策10 93

グローバル目標 (Goal)		
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	自治体行政が担う役割	
	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。	
主な取り組み	関連する政策・施策	該当ページ
農地等利用の最適化の推進	政策1/施策3	41
新たな森林管理システムを活用した森林整備の推進	政策1/施策3	41
「環境基本計画」「行動計画」の推進	政策4/施策10	93
親しみのある公園の整備	政策4/施策11	95
緑化意識の啓発、緑化活動の支援	政策4/施策11	95
緑地協定の推進	政策4/施策11	95
新たな開発に伴う緑化の推進	政策4/施策11	95

グローバル目標 (Goal)		
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
	自治体行政が担う役割	
	平和で公正な社会を作る上でも、自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割と言えます。	
主な取り組み	関連する政策・施策	該当ページ
平和教育・啓発の推進	政策4/施策1	75
警察・行政・地域の連携強化	政策4/施策3	79
暴力団追放運動の展開	政策4/施策3	79
防犯意識の高揚及び自主防犯活動団体の育成・活性化	政策4/施策3	79
犯罪抑止のまちづくり	政策4/施策3	79
姉妹都市・友好都市との交流事業	政策4/施策5	83

グローバル目標 (Goal)		
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
	自治体行政が担う役割	
	自治体は公的・民間セクター、市民、NGO・NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で、多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。	
主な取り組み		関連する政策・施策
広域観光の推進		政策1/施策4
事業者・NPO等との連携強化		政策4/施策13
協働によるまちづくりの推進		政策5/施策1
ボランティア・市民活動団体等の育成・支援		政策5/施策1
中間支援組織体制の充実		政策5/施策1
広域行政の推進		政策5/施策2
民間事業者の取り組みの支援		政策5/施策4-2
		該当ページ

政策1 経済の安心を生み出す

施策1	地域経済の振興	36
施策2	中小企業・小規模事業者の振興	38
施策3	農林業の振興	40
施策4	観光の振興	42
施策5	就労の支援	44
施策6	産業拠点の形成と企業立地の促進 ...	46



施策

1

地域経済の振興

めざす姿

- 市内企業の生産性が向上し、持続可能な地域社会の形成により、循環型経済を確立しています。

課題

- 人口減少、少子高齢化等に対応し、地域資源を有効に活用し、まちが持続的に発展・継続していくため、市内企業の競争力強化や市内調達・市内消費の拡大など、稼ぐ力を高めていく必要があります。
- 少子高齢化の進展により、本市の生産年齢（15～64歳）人口の比率は減少傾向にあり、また近年では、35～44歳の人口は大きく転出超過となっていることから、市内企業の人材確保・定着の支援や人口減少下でも発展・持続可能な企業のイノベーションを促進していく必要があります。

基本方針

- 域内（市内）での取引を推進し、地域経済の好循環を促します。
- 市内企業による人材確保支援や、先端設備等の導入による生産性の向上支援等により市内企業の成長を促します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・地域経済活性化につながる市内消費拡大への取り組み
- ・市内消費の拡大

事業者等に期待される役割

- ・市内企業間の連携や情報交流を通じた域内（市内）取引の推進

行政の役割

- ・地域経済の循環に向けた施策の推進
- ・企業の人材確保支援及び生産性向上支援

基本事業

1 地域経済循環の推進

(1) 地域経済の循環【商工観光労政課】

- 企業・市民・行政が域内(市内)での資材調達や消費購買を高めていく域内(市内)調達拡大を推進します。
- 市内企業を取り巻く取引構造等の地域特性を見据え、地域経済の循環率を高めるための施策や域外から資金を得るための施策を進めます。

2 人材確保・生産性向上の支援

(1) 人材確保の支援【商工観光労政課】

- 市内企業の新たな人材の確保に繋がる支援を行います。

(2) 労働生産性向上の支援【商工観光労政課】

- 「導入促進基本計画」に沿って導入される中小企業者の先端的な設備投資を支援します。





施策

2

中小企業・小規模事業者の振興

めざす姿

- 商工業者と市民が協働し、まちのにぎわいづくりや地域資源の活用によって地域経済が活性化し、雇用が安定しています。

課題

- 中小企業・小規模事業者の振興は地域を活性化し、市民生活を維持していく上で、その重要性が高まっています。
- 商業・サービス業等においては、商業の活性化や事業経営の安定化の側面とともに、市民にとって身近な買物・サービスの機会を維持するためにも、市内における消費拡大を図る必要があります。
- 工業等においては、新たな企業立地の促進とともに、新たな取り組みで自ら活性化に挑戦する既存市内企業や次世代の後継者、新たな起業家の育成発掘と、それを支える環境整備が必要です。

基本方針

- 「中小企業振興基本条例」及び「商工振興ビジョン」に基づき、中小企業・小規模事業者振興施策を推進します。
- 商工業者や識見を有する者等で組織する中小企業振興会議において、中小企業・小規模事業者振興施策の検討と効果検証を行います。
- 「小規模事業者支援法」に基づいて、小規模事業者の事業の持続的発展のために国や支援機関との連携を強化し、地域経済の活性化に資する事業活動を推進します。
- 地域住民と商工業者が一体となって、本市商工業の活性化を図っていきます。特に新規創業者や事業拡大等への支援により、空き店舗の活用とにぎわいづくりを進めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 商工業活性化の取り組みへの支援
- ・ 地域への愛着の醸成や内外への情報発信

事業者等に期待される役割

- ・ 地域貢献する活動の展開

行政の役割

- ・ 各関係機関と連携した創業者等への支援

基本事業

1 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

(1) 既存立地企業の強化【商工観光労政課】

- ・関係機関と連携し、企業の技術力向上や経営効率化の支援、設備投資、生産性の向上など、企業経営の高度化や技術開発、マーケティングへの取り組みを支援します。

(2) 創業支援【商工観光労政課】

- ・新規創業の支援機関の紹介や支援制度の情報提供など、中小企業・小規模事業者の起業を支援します。
- ・関係機関と連携し、創業に関する専門家による相談会やセミナーなどの取り組みにより、創業希望者の課題解決のための支援を行います。

(3) 担い手の育成【商工観光労政課】

- ・中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援します。

(4) 地域と協働する企業の育成【商工観光労政課】

- ・地域行事・団体に関する情報の提供や市政情報など、まちづくりに関する情報の企業への提供を推進します。

2 消費者ニーズの創出

(1) 商業共同事業の促進【商工観光労政課】

- ・商業振興組織の活性化を図ります。
- ・商業者等による共同事業や地域と連携した活性化への取り組みを支援します。

(2) 個店の育成【商工観光労政課】

- ・空き店舗対策や自店の特徴を活かした大型店にはない個性ある個店づくりのため、出店を促進する情報提供など、開業や出店を支援します。

(3) 異業種間交流の促進【商工観光労政課／農林課】

- ・農業や観光と連携した商品・特産品開発など、他産業との連携による商業の活性化を促進します。

3 まちのにぎわいの創出

(1) 商工業の活性化【商工観光労政課】

- ・各生活圏域において地域の関係者とともに、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本としたまちづくりに取り組みます。



施策

3

農林業の振興

めざす姿

- 経営主体の強化や担い手の育成が進み、農地・森林が保全されるとともに、地域経済の活性化に資する持続可能な農林業が活発に営まれています。

課題

- 農林業を取り巻く環境は、農林業の担い手の減少等、厳しい状況ですが、健全な社会の礎となる食料供給や防災など、農林業・農山村が持つ、多面的な機能を将来にわたって維持・発揮するうえで、農林業の活性化は重要です。
- このため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休荒廃農地の未然防止や解消、新規就農等の促進など、農業の持続・活性化に向けた継続的な支援が必要です。
- 今後の林業振興においては、森林経営管理制度に沿って長期的な視点で取り組みを進めることが重要です。

基本方針

- 「農業振興基本計画」と「森林整備計画」をもとに、優良農地の確保や森林資源の保全、経営主体の強化、担い手の育成、都市近郊農業の推進などにより、各地域の特色を活かしながら、農林業生産者の所得の向上を図り、担い手が安心して農林業ができる体制づくりに取り組みます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 本市の農地や農村が市民生活に果たしている役割の理解
- 地域ぐるみの農地の保全活動への参加
- 協働による森林の保全

事業者等に期待される役割

- 体験型学習や地域体験への参加・協力
- 農商工、産学公連携による商品開発研究
- 農林産物の地産地消の推進

行政の役割

- 農業者、市民・団体、事業者等が連携・協働できる環境づくり
- 地産地消に向けた市内産農産物の積極的な活用と販路の拡大
- 農林業生産基盤の整備推進、保全
- 経営主体への支援と担い手、就農希望者の育成
- 森林環境譲与税の活用

基本事業

1 「農業振興基本計画」の推進

(1) 新たな農業による経済活動の促進【農林課】

- ・地域資源や環境を活かし、今後の地域産業の定着・活性化を推進します。

(2) 持続可能で地域に貢献する農業の振興【農林課】

- ・策定した農に関連する社会情勢の変化への対応や多様な主体との連携を推進する計画に基づき各種取り組みを推進し、将来にわたる持続可能な地域農業の確立に取り組みます。
- ・市の農業全般について、関係者と連携して、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにします。
- ・都市的地域の特性を活かした農業を振興するため、市全域を総合的に捉えた農地の有効活用を図ります。

2 優良農地の確保と適正利用の推進

(1) 農地等利用の最適化の推進【農林課／農業委員会事務局】

- ・担い手農家への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消に取り組みます。
- ・ハウス栽培の導入など、農地の高度利用を促進します。
- ・優良農地を確保し、持続可能な農業の振興を図ります。

3 農業生産の充実

(1) 集落営農組織の法人化と認定農業者への支援【農林課】

- ・営農規模の拡大や農産物の増産による生産の効率化を図り、販路の拡大を推進します。
- ・集落営農組織の法人化など持続可能な経営体制の整備を促進します。

(2) 新規就農の促進【農林課】

- ・認定農業者の育成や農福連携への参入など、新規就農の多様な機会を創出します。

(3) 6次産業化の推進【農林課】

- ・地の利を活かした農産物を活用し、製造業や流通・サービス業との連携で新たな付加価値を生み出す農林業の6次産業化を促進します。

4 農業生産基盤の整備

(1) 土地改良事業の推進、農業用機械の大型化・近代化の支援【農林課】

- ・ほ場整備や農道拡幅・用排水路の整備により、農地の集団化や農業用機械の大型化・近代化、農業用水の安定供給を図り、生産性の高い効率的かつ安定的な農業経営を促進します。

5 森林資源の保全と活用

(1) 新たな森林管理システムを活用した森林整備の推進【農林課】

- ・森林境界の明確化や林地台帳整備、間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、新たな森林管理システムを活用した森林整備を促進します。
- ・施設の修繕等に栗東産材を活用し、木材利用及び普及啓発を促進します。

(2) こんぜの里周辺施設の公共施設マネジメントの推進【農林課】

- ・恵まれた地域資源の活用により、こんぜの里周辺施設を活性化するため、公共施設マネジメントを推進します。

めざす姿

- 多様化する観光客のニーズを満たすと同時に、受け入れ地域の自然と文化を未来にもつなげることができる持続可能な観光の推進と国内外に対する効果的な観光情報の発信により、来訪者が増加しています。

課題

- 金勝山をはじめとする豊かな自然や旧東海道など、癒しを与える資源を有しており、来訪者は増加しているものの決して多いとは言えない状況にあります。
- 市民・事業者・関係団体・行政が一体となり、まちづくりの一環として観光を展開し、総合的な力を発揮するとともに、「馬のまち」としての認知度向上に努め、市民のまちへの愛着と来訪者に対するおもてなし意識を育み、いつまでも住み続けたい、かかわり続けたい、来訪者にはまた訪れたいと思われることが大切です。
- 観光に対する期待や意識の多様化に対応し、観光ニーズに応じた旬な情報や独自の体験機会の提供、地域性を活かした土産物の開発など、情報ネットワークを効果的に活用した取り組みを推進し、市内各拠点の利用を促進していく必要があります。

基本方針

- 「観光振興ビジョン」に基づき、本市の観光資源の魅力や強みを活用した周遊型の観光振興を推進し、観光消費を喚起します。
- 観光関連事業者や識見を有する者等で組織する観光振興会議において、観光振興施策の検討と効果検証を行います。
- 観光資源を活用した多様な企画運営や市民と来訪者の交流の機会を創出し、地域文化と関連産業の活性化を図ります。
- 広域的な観光事業の展開を図り、情報発信に力を入れることで誘客拡大を図ります。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 観光拠点の情報収集と魅力発信
- ・ 来訪及び観光消費に繋がるイベント等の開催
- ・ 来訪者の受け入れ・交流を深めるための意識の醸成

事業者等に期待される役割

- ・ 観光施設の充実
- ・ 観光PRに繋がる協力・支援
- ・ 来訪及び観光消費に繋がるイベント等への協力

行政の役割

- ・ 観光拠点の魅力や情報の発信
- ・ 観光関係機関との連携強化

基本事業

1 観光資源の磨き上げ

(1) 総合的な観光戦略の推進【商工観光労政課／農林課】

- ・地域資源を活かした持続可能な観光の振興を図ります。
- ・農林業や商工業など、まちの個性と魅力を形成する他産業等と連携した観光の振興を図り、宿泊を含めた市内観光の滞在時間を延ばす取り組みを推進します。

(2) 地域の特性を活かしたイベント等の開催【商工観光労政課】

- ・馬を活かしたイベント・レクリエーションなど、市民がまちのにぎわいを実感することができる行祭事の開催を支援・促進します。

2 来訪者の受入環境の充実

(1) 観光案内機能の充実【商工観光労政課】

- ・訪日外国人に対する多言語対応を含め、観光案内機能の強化・充実を図ります。
- ・来訪者の立ち寄り施設における観光案内や情報提供の充実を図ります。

(2) ボランティア観光ガイドの育成【商工観光労政課】

- ・ボランティア観光ガイドの活動の支援に努めます。

(3) 観光施設の維持管理【商工観光労政課】

- ・ハイキングコースなど主要な観光施設について、地元自治会や関係団体等との連携により、美化・維持管理に努めます。

(4) 来訪者の受け入れ体制の整備【商工観光労政課】

- ・まちぐるみで来訪者を受け入れる仕組み、雰囲気づくりを推進します。

3 戦略的な情報発信

(1) 観光・イベント情報の発信【商工観光労政課】

- ・カテゴリー別の情報誌や多言語の観光パンフレットなど、来訪者のニーズに応える情報発信の充実を図ります。
- ・SNSをはじめとするインターネットを活用した情報の配信を強化し、多世代・多方向への情報発信に努めます。
- ・観光協会やびわこビジターズビューローと連携し、総合的な情報の配信を推進します。

(2) 広域観光の推進【商工観光労政課】

- ・湖南地域観光振興協議会を通じた広域観光を推進します。

4 観光消費の喚起

(1) 観光協会や商工会等と連携した事業展開【商工観光労政課／農林課】

- ・観光資源の創出・魅力化や戦略的なイベント展開など、市民・事業者・関連団体・行政が一体となった観光まちづくりを推進します。
- ・関係団体と連携し、特産品の推奨や新たな商品の開発等を支援します。



施策

5

就労の支援

めざす姿

- 就職困難者等への理解と受け入れが進み、雇用機会の広がり働きやすい就労環境の実現により、多様な人々が活躍しています。

課題

- 日本の人口が減少に転じ、労働力不足が現実のものになるとともに、「生活や社会貢献」と「仕事」との関係に対する意識が多様化しています。多様な企業が立地する本市においても、働く人が展望を持つことができ、市内企業の人材確保にもつながる働き方改革の推進及び誰もが安心して働き続けられる職場づくりを支援していくことが求められています。
- 様々な要因による就職困難者等に対して、福祉的就労を含む職場体験機会の確保・拡充等を通じて、個々の実情に応じた就労の支援や就職先とのミスマッチを解消することが求められています。

基本方針

- 企業の働き方改革による魅力ある職場づくりやワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 就職困難者等の安定就労に向けた取り組みや、就職先とのミスマッチを解消するための取り組みを行います。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 就職困難者等への社会参加に向けた支援

事業者等に期待される役割

- 働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの実現
- 多様な人材の受け入れ

行政の役割

- 企業の働き方改革推進等に向けた啓発・支援
- 就職困難者等への就労支援

基本事業

1 安心して働ける魅力ある職場づくり

(1) 働き方改革の推進【商工観光労政課】

- 研修会やセミナーの開催など、働き方改革にかかる周知・啓発に取り組みます。
- 多様な人材の育成や確保にあたり、働きやすい職場環境の普及促進に取り組みます。

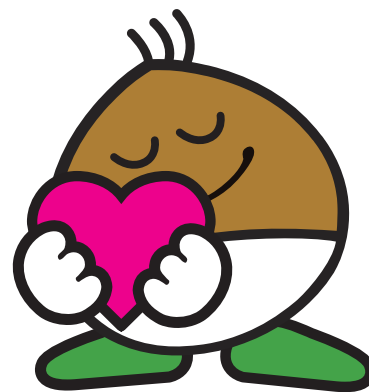
(2) 福利厚生向上【商工観光労政課】

- 勤労者福祉の向上を図るため、勤労者福祉団体の活動を支援します。

2 就労支援の促進

(1) 就職困難者等の就労支援【商工観光労政課／社会福祉課／障がい福祉課／子育て支援課】

- 「就労支援計画」に基づき、就職困難者等からの就労相談に対応し、個々のケースに応じた就労支援に取り組みます。
- 公共職業安定所等支援関係機関との連携により、就業機会の拡充や雇用に関する情報提供、技能取得を支援します。
- 企業・事業所との連携を強化し、就職困難者等の職場体験や雇用の受け入れを行う企業を開拓します。
- 企業・事業所における外国人労働者の円滑な受け入れにあたり、関係制度の適正な運用に向けた啓発・支援を行います。





施策

6

産業拠点の形成と企業立地の促進

めざす姿

- 交通の要衝として恵まれた本市の地域特性と新たに整備されるインフラの効果を活かし、新たな産業拠点の形成や企業立地が進んでいます。

課題

- 本市は交通利便性や大都市への近接などの立地特性を有し、依然として企業の進出・用地拡充ニーズがありますが、一定規模の開発が可能な適地が少なく、新たな企業立地や市内企業の拡張が難しい状況です。
- 本市産業の活性化とともに、企業等からの社会的要請に対応していくために、今後の交通ネットワークの整備動向等を踏まえ、企業の立地ポテンシャルの高いエリアについて、新たな企業立地や市内移転用地としての活用を推進する必要があります。

基本方針

- 近年整備が進む幹線道路のネットワークを活かし、民間活力による新たな産業拠点整備の事業化を進めるなど、活力を創出するまちづくりを推進します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 事業者が実施する事業への協力
- ・ 地権者組織による土地活用

事業者等に期待される役割

- ・ 事業用地の活用

行政の役割

- ・ 滋賀県や近隣市との調整
- ・ 企業の立地促進

基本事業

1 新たな企業の立地促進

(1) 企業の立地促進【企業立地推進課】

- 企業立地を促進する制度により、地域の活性化に寄与する新たな企業の立地を促進します。
- 企業や土地活用にかかる関係者との情報提供ネットワークの構築を図り、企業立地を促進します。
- 市内企業の拡張・移転のニーズ等企業立地への対応を図るため、「企業立地推進計画」に基づき、市街化調整区域における適地での工場立地に向けた調整や手続きを進めます。

(2) 東部地区等開発整備の促進【企業立地推進課】

- 東部地区における開発・整備計画に基づき、引き続いて本市東部地区における新たな産業用地の整備を促進し、企業立地と雇用の拡大を図ります。
- 産業立地の適正が高い北部地区や「企業立地推進計画」で位置付ける地区については、新たな産業機能の集積を促進します。

2 「まちづくり基本構想（後継プラン）」の推進

(1) 用地の効果的な活用の促進【企業立地推進課／道路・河川課】

- 現地における土地概要等の説明や地権者とのマッチング支援など、民間事業者による残る土地活用を促進するとともに、後継プランの完遂に向けた取り組みを推進します。

(2) 手続きの円滑化【企業立地推進課／道路・河川課】

- 開発許可申請時における県及び市の意見集約など、円滑な事業推進を支援します。

政策2 教育・子育ての安心を育む

施策1	子育て環境の充実	50
施策2	子育て家庭への支援	52
施策3	就学前教育・保育の充実	54
施策4	学校教育の充実	56



施策

1

子育て環境の充実

めざす姿

- 次代の社会を担う子どもが健やかに育つとともに、身近な地域において子育てしやすい環境が整備されています。

課題

- 本市では放課後児童健全育成事業（学童保育）に対する需要が増えており、その需要に対する受け皿としての施設・体制など供給の確保が課題となっています。
- 身近な地域において孤立することなく子育てを楽しみ、また、保護者同士の交流を深めるためにも、児童館の安定した運営が不可欠となっています。
- 子どもの健やかな成長と地域への愛着や誇りの育成のためには、家庭や学校だけでなく、身近な地域における生活や人々との交流が重要です。また、誰一人取り残さない子育てコミュニティの形成に向け、放課後の子どもの居場所づくり、そして引きこもりや虐待、貧困など、見えにくい問題に対するアウトリーチの仕組みづくりも必要となっています。
- ライフスタイルの多様化や情報技術の進化に伴うコミュニケーション手段の変化をはじめとして、子どもの成長を取り巻く環境が複雑化し、インターネットを媒介とした犯罪やいじめの危惧も高まっています。また、積極的な把握を進めた結果、国レベルでいじめ・不登校の認知件数は増加傾向を続けており、いじめや不登校なども大きな社会問題となっています。

基本方針

- 児童が放課後に安全かつ安心して過ごせるように、学童保育所の整備と運営の充実を図ります。
- 地域における「こどもの居場所」としての機能と役割を十分に発揮できるよう、児童館運営の充実を図ります。
- 地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを推進します。
- 子どもへの虐待の予防・早期発見と適切な対応のため、個別ケースへの対応と併せて、庁内関係課及び関係機関と連携した相談体制の整備と保護者への支援を行います。
- 児童福祉と母子保健の連携・協働を深めることで虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援に努め、こども家庭センター機能の強化を図ります。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 地域ぐるみの子育て支援活動への参加
- 虐待やいじめの関係機関への通報・相談

事業者等に期待される役割

- 体験型学習などへの協力

行政の役割

- 子育て支援にかかる的確な情報提供と支援の充実

基本事業

1 学童保育所の充実

(1) 学童保育所運営の充実【子育て支援課】

- 放課後の児童の安全と成長支援・健全育成を実践する取り組みの充実を図るとともに、事業者との連携による運営の充実を図ります。

(2) 学童保育所の整備【子育て支援課】

- 学童保育所の需要見込みに合わせて必要な施設を整備するとともに、子どもが安心して利用できるよう老朽化した学童保育所の改修を進めます。

2 児童館の充実

(1) 児童館運営の充実【子育て支援課】

- 児童に遊びや遊びの場を提供することにより、心身の健康増進や情操豊かな発達の支援に努めます。また、子育て家庭への支援として、必要な情報を発信し、ニーズをとらえた様々な事業の実施に努めます。

(2) 児童館の環境整備【子育て支援課】

- 子どもたちが安全かつ安心して児童館を利用できるように環境を整備します。

3 家庭・地域・学校の連携強化

(1) 家庭や地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備【学校教育課／幼児課／生涯学習課】

- 保護者・地域住民(団体)が学校等と連携を図り、子育てに関する学習機会や情報提供を通じて、家庭教育や地域での教育環境の充実を図ります。

(2) 地域ぐるみの学校安全体制整備【学校教育課】

- 地域のスクールガードや保護者の協力を得ながら、校園内外や通学路における子どもたちの安全を見守ります。

4 青少年の健全育成

(1) 地域ぐるみの健全育成運動の展開と啓発【生涯学習課】

- 放課後子ども教室など、地域ぐるみで子どもを育てる機会や環境の充実を推進します。

(2) 青少年交流の促進【生涯学習課】

- はたちのつどいの開催、野外体験活動の実施など、青少年の活躍・体験の機会づくりを推進します。

(3) 教育環境浄化及び非行防止対策の推進【生涯学習課】

- 街頭補導や青少年相談活動により、青少年にふさわしい明るく豊かな地域の環境づくりを促進します。

5 子どもを守る仕組みづくり

(1) 児童虐待への対応【こども家庭センター／幼児課／学校教育課】

- 児童虐待の予防と早期発見、また虐待を受けた児童の保護に努めるとともに、虐待を行った保護者に対して、関係機関との連携のもとに指導の充実を図ります。

(2) いじめ対策の推進【学校教育課】

- いじめの未然防止、早期発見、対応を図るとともに、保護者等に実態や指導を共有し、課題解決に努めます。

(3) 不登校・ひきこもりの支援【学校教育課】

- 不登校児童・生徒の課題を整理し、教室や校内教育支援センター、またはフリースクール等民間施設に居場所を見つけられるように支援します。



施策

2

子育て家庭への支援

めざす姿

- 家庭や地域において、安心して子育てができる環境が整備され、すべての保護者と子どもが健やかで心豊かに暮らしています。早期からの適切な発達支援サービスを受けることができ、子どもたちが集団に適応し健全に育っています。

課題

- 家族形態の変化により、身近に相談相手がいないなど、子育てに不安や悩みを抱える保護者の孤立を防ぎ、子育て中の保護者同士の交流の場を提供し、相談体制を充実させることが求められています。
- 子育て関連の情報入手方法はインターネットが一般的な手段となっています。今後は情報提供・発信を進め、アプリやホームページの認知度を向上させていくとともに、様々な媒体を用いた情報発信を充実させることが求められています。
- 経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、全ての子育て家庭を支える取り組みが求められています。
- 障がいや疾病など家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性がある子どもやその家族を含め、各家庭の状況に応じた支援を提供することが求められています。
- 発達障がいについての認知が進み、障がい児支援に対する高いニーズがあります。子どもたちの自立に向けて、個々に応じた適切なかかわりや、発達の課題についての正しい理解促進等が求められています。

基本方針

- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のため、保護者同士の交流の場づくりや子育て講座の実施などにより、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたりすることなく、ゆとりを持って、子育てができる機会を提供します。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関する各種事業を展開することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援をめざします。
- 子どもたちを誰一人取り残すことがないように、ひとり親家庭など困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援を行います。
- 発達に支援を必要とするすべての幼児、児童、生徒に対して適切な支援サービスの機会を提供します。
- 児童福祉と母子保健の連携・協働を深めることで虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援に努め、こども家庭センター機能の強化を図ります。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 子どもの成長・発達についての正しい知識の深化と必要な健康行動
- 子育ての悩みへの対応など、地域ぐるみによる子育て家庭への見守りや支援
- 発達障がいに対する正しい理解、啓発

事業者等に期待される役割

- 子どもや子育て世代を見守り、不安を感じた時に相談や人・社会と交流できる場の提供
- 子育て家庭に対する就労機会の提供
- 障がいに対する正しい理解と障がい児支援サービスの適切な運営・支援と協力・啓発

行政の役割

- 子育てについて学び、相談できる場の提供
- さまざまな家庭や子どもへの支援
- 適切な児童発達支援事業の提供
- 発達障がいに対する正しい理解の啓発と子育て家庭への的確な情報提供
- 心理士、保育士等人材の育成・確保

基本事業

1 地域子育て支援センターの機能充実

(1) 地域子育て支援センターの機能充実【子育て支援課】

- ・児童館を中心に子育て中の親子が気軽に交流できる機会を提供するため、子育てに関する情報の発信を行い、子育ての相談や子育て講座を開催します。

2 家庭養育の支援

(1) 子育てに関する相談・情報提供の充実【子育て支援課】

- ・子育てに関する様々な不安や悩みを聞くことで、保護者への相談支援を行います。
- ・子育てに対する不安を解消するため、子育てに関する情報を広報やホームページ、子育て支援ガイド等で広く発信します。

(2) 発達障がい児及び家族等の支援【発達支援課】

- ・校園との協働で、子どもへのかかわり方・とらえ方、育児の知識習得等、保護者の育児支援に努めます。

(3) 家庭の教育力の向上【幼児課】

- ・子育てや家庭教育に関する学習会などを行い、子どもを持つ親が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援します。

3 さまざまな家庭や子どもへの支援

(1) ひとり親家庭への相談体制の充実【子育て支援課】

- ・母子・父子自立支援員やひとり親家庭福祉推進員を配置し、ひとり親家庭からの相談に対応し、関係機関につなげる支援を行います。

(2) ひとり親への自立支援の充実【子育て支援課】

- ・ハローワークなど関係機関と連携し、資格や技能の取得や養育費の確保など、自立支援を行います。

(3) 子育て支援サービスの充実【子育て支援課／こども家庭センター】

- ・子どもや保護者に病気や障がいがあったり、子どもの貧困などさまざまな事情のある子どもや家庭に対し、必要な支援を行います。

4 切れ目のない発達支援

(1) 発達支援システムの活用【発達支援課】

- ・乳幼児期から関係機関が連携して家族支援を行い、継続的かつ円滑に、切れ目なく繋ぎかわることを大切に、様々な発達支援サービスの場を提供します。

(2) 発達相談・検査の実施【発達支援課】

- ・保護者や校園の依頼に応じ、発達相談を行うことで家庭を支え、必要に応じて発達検査を実施し、適切な子どもとのかかわり方等、客観的な助言を行います。

5 母子保健の推進

(1) 妊婦健康診査等の推進【こども家庭センター】

- ・妊婦健康診査の受診勧奨など、母子健康手帳の交付をきっかけに妊娠時から出産・子育てまで、一貫した伴走型相談支援を推進します。

(2) 乳幼児健康診査等の実施【こども家庭センター】

- ・乳幼児健康診査等の機会を通じて、望ましい生活習慣の形成と成長・発達を支援します。



施策

3

就学前教育・保育の充実

めざす姿

- 子育ての意義が深く理解された地域環境の中で、家庭が子育てに喜びを感じ、子どもたちが健やかに育っています。

課題

- 本市では、低年齢児を中心に就学前保育・教育に対するニーズは依然として高く、保育所等で待機児童が生じています。
- また、幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりや「こども未来戦略（こども誰でも通園制度）」に対応するため、受け皿確保や保育人材の確保が必要です。
- 家庭生活や社会生活の変化により、乳幼児の食環境が変化してきており、乳幼児期における心身の発達や豊かな人間性の形成のための食習慣について普及・啓発の取り組みが必要です。

基本方針

- 待機児童を解消し、多様な保育ニーズに対応できる充実した幼児教育・保育を提供します。
- 子育て家庭が地域で孤立することがないよう、子育てを地域ぐるみで支える意識を促進します。
- 乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着化により、心身の健全育成を推進します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 各園の子育て支援活動への参加・支援

事業者等に期待される役割

- 法人立保育所の運営
- 地域活動への参加・協力

行政の役割

- 適切な就学前教育・保育の機会を提供
- 就学前教育・保育人材の育成・確保

基本事業

1 就学前教育・保育の提供

(1) 特定教育・保育の実施【幼児課】

- ・「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、良質かつ適切な内容・水準の特定教育・保育を提供します。

(2) 民間活力の導入【幼児課】

- ・民間事業者が運営する私立こども園等を誘致し、民間活力の活用による保育サービスの充実を図ります。

(3) 就学前教育・保育環境の向上【幼児課】

- ・就学前教育・保育の充実のため、教育・保育環境を整備します。
- ・既存公立園の認定こども園化や民設民営化による認定こども園の新規導入を図ります。

(4) 特別支援教育の推進【幼児課】

- ・一人ひとりのニーズに応じた計画的かつ適切な支援ができる教育・保育の充実を図ります。
- ・「特別支援教育推進計画」に基づき、一貫した支援を目指した体制づくりに取り組んでいきます。

(5) 幼保小連携の推進【幼児課】

- ・「保幼小接続期カリキュラム」に基づき、就学前教育・保育と小学校のより一層の連携強化や連続性、一貫性を持った取り組みを進め、幼児期の「育ち」から小学校の「学び」への円滑な接続を図ります。

2 就学前教育・保育の人材の育成・確保

(1) 就学前教育・保育人材の育成・確保【幼児課】

- ・保育関連就職説明会や相談会を実施し、潜在保育士を含めた新たな人材の育成・確保を図ります。

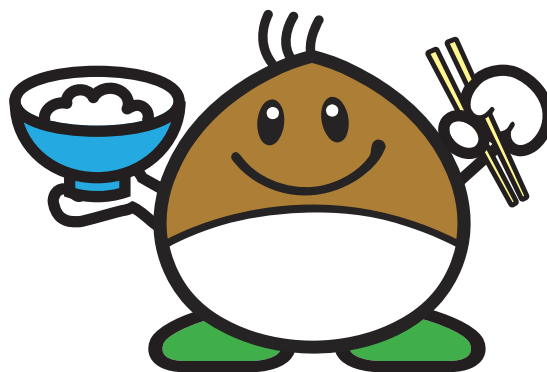
(2) 民間事業者の人材確保の支援【幼児課】

- ・民間事業者における保育士の処遇改善や雇用促進を支援します。

3 幼稚園・保育所等における食育の推進

(1) 幼稚園・保育所等における給食の提供【幼児課】

- ・地元食材を活かした地産地消や食に関する様々な体験や指導に取り組み、望ましい食習慣と豊かな食体験を通じて、子どもや保護者が健全な食生活を実践できる食育を推進します。





施策

4

学校教育の充実

めざす姿

- 次代を担う児童生徒が心身ともに健やかに育ち、心豊かにたくましく生きる人として市民の期待が高まっています。また、変化が激しく不確実性が増すこれからの時代に向けて、しなやかさ(レジリエンス)を備える人材を育成します。

課題

- 本市においては、「いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」の制定など、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境づくりに取り組んできましたが、今後も、誰もが安心して道徳性や豊かな人間性を育み、学びに向かう力を高め、主体的に力を発揮できる人を育成する教育機会を確保していくことが重要です。
- 施設・設備の長寿命化にあたっては、機能回復にとどまらず、学習内容・学習形態の多様化に対応することで、教育環境の質的向上を図るとともに、環境への配慮や防災面をはじめとする安全性の向上など、社会的要請にも応じていく必要があります。
- 給食における地元食材の活用や食育を進めるため、安定的な量確保や生産農家等との連携が必要です。また、成長期に必要な栄養など、食に関する意識を高めることも重要です。

基本方針

- 児童生徒の学ぶ意欲や基礎学力の向上に加え、一人一台タブレットの効果的な活用による授業改善や個別最適な学びの実現を推進していきます。
- 子どもの権利を尊重して、声に耳を傾ける機会の拡充を図り、一人ひとりに対応したきめ細かな支援を行うため、児童生徒支援や特別支援教育の充実に取り組めます。
- 高度な先進技術を活かして、多様な課題を解決する情報社会に対応した子どもの育成を目指し、学校ICT環境等の整備に取り組めます。
- 給食提供を通じて、子どもたちの健康増進や食生活の改善を図るとともに、地元食材や郷土料理を取り入れた献立で地産地消を推進します。

主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 学校教育・活動への参画、家庭における規範意識や生活習慣の徹底など、教育力向上への取り組み

事業者等に期待される役割

- 学校教育・活動への参画、人材・スタッフとしての派遣・協力

行政の役割

- 小学校、中学校教育環境の質的向上

基本事業

1 学校教育の充実

(1) 確かな学力の向上【学校教育課】

- 学び意欲や基礎学力の向上に加え、一人一台タブレットの効果的な活用による授業改善やAIドリルの活用による個別最適な学びを推進します。

(2) 道德教育の推進【学校教育課】

- よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習の充実を図ります。また、児童生徒が考え、議論する活動を推進します。

(3) 健康増進・体力の向上【学校教育課】

- 子どもの体力の向上と健康の保持増進、自ら進んで運動に親しむ資質や能力の育成を図ります。

(4) 不適応児童生徒の支援【学校教育課】

- 市内全小中学校に校内教育支援センターを設置し、校内支援の拡充を図るとともに、児童生徒支援室事業の充実を図り、教育相談事業、支援室事業、訪問相談事業を通して、不適応児童生徒を支援します。

(5) 特別支援教育の推進【学校教育課】

- 特別支援教育支援員の配置、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室への訪問や巡回相談を通して、特別支援教育のさらなる充実を図ります。

(6) 教職員の資質向上と学校の機能充実【学校教育課】

- 校内研修の充実、教育研究奨励事業の実施、研修講座への参加を進め、地域に根ざした開かれた特色ある学校づくりを推進します。

(7) 部活動の地域移行・地域連携の推進【学校教育課】

- 学校部活動の地域移行の仕組みと受け皿団体の育成を進めるとともに、拠点校方式や部活動指導員の派遣による効果的な地域連携を推進します。

2 教育環境の整備

(1) 学校施設・設備の充実【教育総務課】

- 児童・生徒数の増加に対応した小学校・中学校の施設整備により、適正な教育環境の確保を推進します。
- 計画的な施設改善・維持補修や時代の変化に対応した教育環境の整備の導入など、小学校及び中学校の環境整備に努めます。

(2) 安全な通学環境の確保【教育総務課／学校教育課】

- 通学路の安全確保や不審者対策など、保護者や地域、関係機関との連携による学校の安全対策の強化に取り組めます。

3 小・中学校における給食の提供

(1) 安全・安心な給食の提供【学校給食共同調理場】

- 小・中学校の子どもに対し、心身の健康と体力を育む、安全・安心でバランスのとれた魅力ある給食を提供します。

(2) 給食等を通じた食育の推進【学校教育課／学校給食共同調理場】

- 地元食材を活かした地産地消(栗東食材の日)や食に関する意識の啓発など、食に関する実践的な授業や給食を通じて、子どもや保護者が健全な食生活を実践できる食育を推進します。

政策3 福祉・健康の安心を築く

施策1	健康づくりと医療体制の充実	60
施策2	スポーツの振興	62
施策3	地域福祉の推進	64
施策4	高齢者福祉の推進	66
施策5	障がい者福祉の推進	68
施策6	保険・年金制度の適正な運営	70



施策

1

健康づくりと医療体制の充実

めざす姿

- 生涯を通じて市民が自らの健康について関心を深め、健康づくりを実践し、誰もが健康で豊かな生活ができています。また、地域医療体制が整備され、安定した良質な医療が確保されています。

課題

- 健康づくりの行動指針となる「健康りっとう21」を策定し、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できる健康寿命の延伸を図ってきました。しかし近年、生活習慣病やその予備群も多いことから、健診の受診や日常的な生活改善など、将来にわたる健康づくりに向けた市民意識の向上と主体的な取り組みがますます重要になっています。
- 食生活は、生活習慣の中でも健康の基盤となるものであり、「食育推進計画」に基づく取り組みを進めてきましたが、健全な食生活への関心はあるものの生活の多様化に伴い、朝食の欠食、偏食や食生活の乱れなど、日々の生活の中で配慮が少ない傾向があり、「食育」をさらに進めていく必要があります。
- 安全・安心な生活を確保する上で医療サービスや救急医療に対する関心が高まっており、高齢化の進行等に伴い、本市においてもニーズの拡大が予想されることから、引き続き、市民が安心できる地域医療や救急体制の確保が必要です。

基本方針

- 「健康りっとう21」に基づき、QOL低下の要因となる生活習慣病の発症や悪化を予防する生活習慣を身に付け、実践できるよう、情報提供や働きかけを行います。
- 自然の恩恵や食にかかわる人への感謝の気持ちと理解を深め、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の保持増進などを行うことができるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する力を身に付ける食育を推進します。
- 地域中核病院の整備などにより安定した良質な医療を確保し、安心できる地域医療及び救急体制の充実を図ります。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・健康を支える生活習慣を形成するための行動の実践
- ・健全な食生活を実践できるよう、自分の食に対する主体的な選択
- ・自らの健康に関心をもち、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことで医療を適切に利用
- ・特定健診など各種けん診の積極的な受診

事業者等に期待される役割

- ・市民の健康に関する知識の取得や主体的な取り組みにつながる身近な機会や場の提供
- ・医療機関による各々の特性の周知と健全な事業運営

行政の役割

- ・健康づくりや食育に関する知識の普及や啓発
- ・関係機関の調整を通じて市民の取り組みを支援する環境づくり
- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの意義や利点の普及・啓発
- ・地域中核病院や休日急病診療体制の運営支援

基本事業

1 健康づくりの推進

(1) 「健康りっとう21」の推進【健康増進課】

- ・予防歯科をはじめ、健康に関する情報提供や啓発、各種事業、各種検診の実施など健康的な生活習慣が実践できる取り組みを通じて「健康りっとう21」を推進します。
- ・「健康づくり推進協議会」を開催し、市民・関係機関・行政が連携しながら健康づくりを推進します。

2 疾病の予防

(1) 予防歯科の推進【健康増進課】

- ・予防医療促進の一環である予防歯科の取り組みにおいて、小中学生を中心とした予防啓発の取り組みなど、フッ化物を活用した歯・口腔の健康づくりに向けた情報発信や啓発等を行います。

(2) 各種検診（がん検診等）の実施【健康増進課】

- ・法令に基づく各種検診（がん検診等）の実施により、疾病の早期発見・早期治療を図ります。

(3) 各種予防接種の実施【健康増進課】

- ・法令に基づく予防接種を実施するとともに、様々な感染症に関する知識の普及や啓発により、疾病の予防と重症化予防を図ります。

(4) 保健事業の推進【保険年金課／長寿福祉課／健康増進課】

- ・国民健康保険被保険者への特定健康診査等により、生活習慣病の発症予防、早期発見を促進するとともに、生活習慣の改善を目的とした保健指導による対象者の健康管理に対する意識の向上を図ります。
- ・国民健康保険データベース等を活用した健康課題に着目し、関係機関との連携のもと、健康に関する情報提供や健康相談等により、市民の健康に関する意識の向上を図ります。

3 地域に根ざした食育の推進

(1) 「食育推進計画」の推進【健康増進課／幼児課／農林課／学校給食共同調理場／学校教育課】

- ・関係機関が連携しながら、生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣の形成と健全な食生活の実践を推進します。

(2) 生産者と消費者の交流の促進【農林課】

- ・学校現場と連携した農林業体験事業や地元につながる伝統食・郷土料理体験など、地元農産物の生産者と消費者、子どもとの交流を深め、食の大切さや生産の大変さを学ぶ機会づくりを推進します。

(3) 地産地消の推進【農林課】

- ・農作物の直売所の充実、市民ニーズに応じた産品の生産に対する支援など、地産地消を推進します。

(4) 家庭や地域における食育の推進【健康増進課／幼児課／学校教育課】

- ・小・中学校、幼稚園等からの指導や、家庭や地域でのコミュニケーションを通して、子どもの好ましい食習慣の形成や感謝の心を培うことの重要性の啓発を図ります。

4 地域医療体制の整備

(1) 地域中核病院への支援【健康増進課】

- ・地域中核病院として、済生会滋賀県病院の医療供給体制の確立を支援します。

(2) 休日救急医療の運営支援【健康増進課】

- ・湖南地域医療圏域での広域的な救急医療体制を推進します。

(3) かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの意義や利点の啓発【健康増進課】

- ・予防接種や各種検診の医療機関委託先等とも連携し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの意義や利点の啓発に努めます。



施策

2 スポーツの振興

めざす姿

- スポーツ施設の充実や市民による主体的なスポーツ活動の実践によって、健康づくりに重点を置いた活力のあるまちになっています。

課題

- 市のスポーツ人口は、必ずしも増加していないのが実情です。平均寿命が延びる中、健康で安心な暮らしを実現するためにも、競技スポーツをはじめ、生涯にわたるスポーツへの参加が求められるようになっていきます。
- 市内のスポーツ施設は、市民体育館が建設から45年を経過するなど老朽化が見られるようになってきました。また、新しいルール（基準）に対応することが難しい箇所もあり、施設の改修や整備が必要となっています。
- 令和7（2025）年度に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下、「国スポ・障スポ」）終了後のレガシーを活用することが求められます。

基本方針

- スポーツに対する市民の関心と機運を高めるため、若年層から高齢層まで、ライフステージに応じた生涯スポーツの活動を推進し、健康長寿社会を目指します。
- 老朽化したスポーツ施設や設備を計画的に改修し、より良いスポーツの環境づくりを行います。
- 市民の積極的な参加により、生涯にわたるスポーツの振興と競技力向上に努めます。
- 国スポ・障スポ終了後の市民生活が明るく豊かになるために、レガシーを活用します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 市民の様々なスポーツ活動への参加、参画、協力
- スポーツを通じた地域ぐるみの活動の充実
- スポーツを通じた地域振興協議会、総合型スポーツクラブ、スポーツ協会などとの連携の充実

事業者等に期待される役割

- スポーツの普及、振興及び指導者の確保
- 市民等へのスポーツ事業の提供及び市民活動の場の提供・支援
- スポーツに関する公的事业等への参画、協力
- スポーツ施設の適切な運用・管理

行政の役割

- スポーツ推進委員やスポーツ協力団体等との連携による市民・団体活動への支援を充実させる体制づくり
- 市民誰もが取り組めるニュースポーツをはじめとする、様々なスポーツに親しむ生涯スポーツの普及・啓発
- スポーツ情報の提供、発信

基本事業

1 健康を目指すスポーツの振興

(1) する・みる・支えるスポーツの推進【スポーツ・文化振興課】

- ・ライフスタイルに応じたスポーツ活動を推進し、スポーツを「する」「みる」「支える」ことの浸透を図り、スポーツ人口の拡大を図ります。
- ・体力づくりを実践するため、市民に対するスポーツの普及、事業を実施します。
- ・スポーツ能力の向上を図るため、特に子どもを対象とした各種教室や事業の展開を図ります。
- ・地域などでスポーツ推進の担い手となる人たちの育成や確保のための取り組みを行います。

(2) 学校部活動の円滑な地域移行の推進【学校教育課／スポーツ・文化振興課】

- ・学校部活動の地域移行に必要な受け皿や指導者の確保等に努め、持続可能な運営の支援を図ります。

(3) スポーツ施設の管理と利活用の促進【スポーツ・文化振興課】

- ・老朽化する既存の社会体育施設の改修、維持、点検やユニバーサルデザイン化を図り、市民誰もが安心して利活用できる施設の管理に努めます。

(4) 生涯にわたる健康スポーツの推進【スポーツ・文化振興課／障がい福祉課】

- ・スポーツ推進委員等を通じて、本市発祥のスローイングビンゴをはじめとするニュースポーツの普及に取り組みます。
- ・誰もが、どこでも、気軽に取り組めるスポーツを普及し、スポーツへの習慣化や実施率の向上に努めます。

2 競技スポーツの振興

(1) 競技力の向上【スポーツ・文化振興課／障がい福祉課】

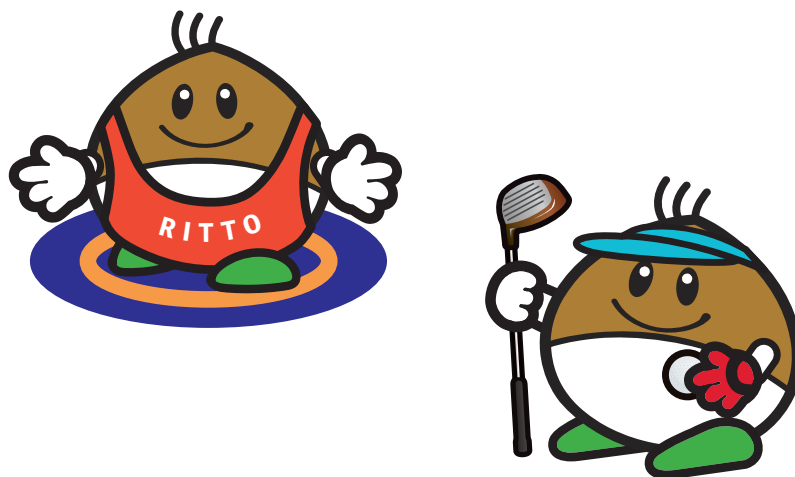
- ・競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会を実施するとともに、市民の関心を高めるための取り組みを行います。
- ・スポーツ協会などを通じて、競技団体への支援に努めます。
- ・オリンピック・パラリンピックで採用されたスポーツについても、普及・啓発に努めます。
- ・障がいのある人をはじめ、あらゆる人へのパラ（障がい者）スポーツの振興に努めます。

(2) スポーツ施設の利活用【スポーツ・文化振興課】

- ・既存のスポーツ施設を活かしたスポーツの推進、競技力の向上に取り組みます。

(3) 国スポ・障スポのレガシーの活用【国スポ・障スポ推進課】

- ・国スポ・障スポのレガシーをスポーツ振興に活かすよう取り組みます。





施策

3

地域福祉の推進

めざす姿

- 栗東市で暮らす誰もがつながり、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、すべての人がお互いに尊重し、支えあい、誰もが安心して暮らせるまちになっています。

課題

- これからの福祉において、地域が担う役割等に関する周知・啓発に取り組むとともに、支援を必要とする方が孤立しないよう、地域の助けあいや支えあいの基盤を強化していく必要があります。
- また、地域で見守りが必要な方に対して、地域住民による日常的な見守りにあわせ、それぞれの課題に対し、関係機関が連携して対応できる体制、制度の枠組みにとらわれない支援体制をさらに強化する必要があります。
- 併せて、住民のニーズや課題に対応し、安心して暮らすことができる地域の実現に向けた取り組みのさらなる推進が必要です。

基本方針

- 制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制を構築し、市民の地域福祉への参画促進と人材を育成します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 地域課題の話し合いができる場づくり
- ・ 声かけやあいさつ、見守りなどの日常的交流
- ・ 地域行事やボランティア活動などに積極的参加

事業者等に期待される役割

- ・ 福祉サービスや医療等を供給する主体としての住民の多様なニーズへの対応
- ・ 地域社会との積極的な交流

行政の役割

- ・ 市民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供
- ・ 地域福祉活動や地域づくり、まちづくりへの参画の仕組みづくり
- ・ 協働・連携体制づくり
- ・ 関係者とのネットワークの構築に向けた環境整備
- ・ 包括的な相談・支援体制(重層的支援体制)の充実

基本事業

1 暮らしを支える豊かな地域づくり

(1) 地域のつながりの強化【社会福祉課】

- ・人と人とのつながり、お互いが支え合える関係を育むことにより、その人らしい生活が実現できる地域づくりを進めます。

(2) 福祉と人権のまちづくりの推進【ひだまりの家】

- ・生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進や情報発信の強化、様々な人権課題を解決する取り組みを推進します。

(3) 地域福祉活動への参加の促進【社会福祉課／自治振興課／長寿福祉課】

- ・市民の福祉に対する意欲や気持ちを行動に活かせる環境整備や仕組みづくりに取り組みます。

(4) 安心して暮らせる地域環境づくり【土木交通課／障がい福祉課】

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「バリアフリー基本計画」に基づく整備地区のバリアフリー化をはじめ、物理的な障壁だけでなく制度や慣行などすべてのものを含む社会的障壁のないユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

2 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり

(1) 地域で支え合う仕組みづくり【社会福祉課】

- ・関係する住民団体などが連携し、それぞれがつながり、顔の見える関係を築き、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。
- ・民生委員・児童委員の適切な配置と活動の支援に努めます。

(2) 専門機関の機能強化【社会福祉課／長寿福祉課】

- ・住民主体の地域福祉活動をサポートするとともに、情報提供や支援者と支援が必要な人との結び付けを通じて、人と機能の両面から必要な人に支援が届く体制づくりに努めます。

(3) 災害時の助け合い活動の促進【社会福祉課】

- ・高齢者や障がいのある人をはじめ、あらゆる人が災害時に安心して避難できるように、災害時避難行動要支援者登録制度など、地域でともに助け合う仕組みづくりに取り組みます。

(4) 生活において困難さを感じている人への支援【社会福祉課／障がい福祉課】

- ・長期にわたりひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者又は世帯に支援を届けることを目的に、本人と関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。
- ・様々な要因により生きづらさを感じている人に向けて生きづらさの解消に取り組むとともに、地域社会で孤立しないように継続的な支援に努めます。

(5) 自殺予防の取り組み【障がい福祉課】

- ・保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連分野の連携により、「生きることの包括的な支援」として全市的な自殺対策に取り組みます。
- ・こころの不調に気づき、見守るゲートキーパーの養成に継続して取り組みます。

3 地域福祉を支える人づくり

(1) 住民意識の啓発【社会福祉課】

- ・地域課題に取り組むために必要な研修や教育を充実させ、地域課題に取り組む人を育成します。

(2) 福祉の心を育む教育の推進【学校教育課】

- ・高齢者等の困りごと等を手助けできるよう、家庭や地域、学校などで学習する機会を拡充します。

(3) 福祉人材の育成【長寿福祉課／社会福祉課】

- ・認知症サポーターをはじめ、多様な地域課題に応じたボランティアや担い手の育成に取り組みます。



施策

4 高齢者福祉の推進

めざす姿

- 地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢期になっても尊厳を保ち、その人らしい生活が継続し、互いに助け合い、健康でいきいきと安心して暮らせるまちになっています。

課題

- 本市においては、高い出生率等を背景に、老年人口比率は県平均に比べ低くなっていますが、今後は全国と同様に拡大することが予想されます。また、市全体の総数に対し大きな比率ではありませんが、すでに高齢単身世帯数の伸びが大きくなっています。退職や失業を契機として、あるいは8050問題等からの社会との隔絶により、居場所のない高齢者の孤立化や引きこもりへの危惧が高まっており、就労・社会参加できる元気な高齢者を増やすための「健康寿命」の延伸や居場所づくり、医療・介護サービスなどに関する課題への対応が求められています。

基本方針

- 地域社会全体で、栗東らしい超高齢社会を築き上げることが重要であり、ともに支え合い助け合う共生の社会を築いていきます。
- 日常生活圏域（中学校区）ごとの総合相談・生活支援体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 高齢者が健康で、地域活動の担い手として活躍できるよう、その環境整備に取り組みます。
- 保険者としての機能強化や自立支援・重度化防止に関する取り組みを推進します。
- 介護人材の確保・定着に向けた取り組みを推進します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 社会参加や馴染みの人との暮らしの継続
- 医療や介護の現状を理解し、できる限り自立した生活の確保

事業者等に期待される役割

- 社会参加や馴染みの人との暮らしの継続に向けた支援の提供
- 専門職などによる正しい情報の伝達と市民が自立できる支援の提供

行政の役割

- 市民が安心して住み続けることを考える場や社会参加ができる場づくりの支援
- 医療や介護についての情報を正しく伝える仕組みづくり
- 利用者の自立を支援する事業者などへの助言や指導
- 介護人材の確保・定着促進の方策についての検討

基本事業

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化【長寿福祉課】

- 相談体制の充実や各主体の連携により、地域包括支援センターの質を高め、機能強化を図ります。

(2) 在宅医療と介護の連携【長寿福祉課】

- 在宅療養生活や看取りに関する意識を高めるなど在宅医療・介護サービスに関する住民の理解を促進します。
- 相談体制の強化を図り、切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供を行います。

(3) 共生のまちづくりの推進【長寿福祉課】

- 人と人のつながりを深め、ともに生き、支え合い、助け合う意識の醸成と環境づくりを推進します。

2 介護予防・健康づくりと生きがいのある暮らしの実現

(1) 高齢者の社会参加促進による介護予防の推進【長寿福祉課】

- 社会参加活動を通じて、高齢者の健康や生きがいづくりの実践による介護予防を推進します。

(2) 高齢者の能力活用【商工観光労政課／長寿福祉課】

- 高齢者が自己の能力を活かした就業の機会が得られ、また、社会参加による生きがいづくりにつながるようシルバー人材センターの支援を行います。
- 就労などの社会参加や暮らしの中で自らの役割を担い続けることができるよう支援します。

(3) 健康・生きがいづくりの推進【長寿福祉課】

- 高齢者自らの健康や生きがいづくりへの継続的な取り組みを支援します。

3 認知症施策の推進

(1) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり【長寿福祉課】

- 地域の事業者や住民の活動と連携しながら、認知症高齢者を見守り、ともに生きる「共生」の地域をつくります。
- 専門職が相談に応じる体制づくりを推進し、重症化予防と認知症高齢者の理解の促進を図ります。

(2) 認知症「予防」の推進【長寿福祉課】

- 運動を推奨し、生活習慣病予防を推進するとともに、社会参加しやすい環境をつくります。

(3) 高齢者の尊厳の保持【長寿福祉課】

- 高齢者の人権や個性が尊重されるよう、虐待防止に取り組み、権利擁護、成年後見に関する制度の利用を促進します。

4 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

(1) 介護等サービスの充実【長寿福祉課】

- サービス供給量の確保など、サービスの基盤整備に努めるとともに、適切なケアマネジメントにより、高齢者の自立を促す生活支援の充実を図ります。

(2) 介護等サービスの質の向上【長寿福祉課】

- 介護サービス事業所への指導や助言を充実するとともに、ケアマネジャーや介護にかかわる人への支援や資質向上などに取り組みます。

(3) 介護人材の確保【長寿福祉課】

- ケアマネジャーや介護職員の人材確保を図るとともに、介護職員の定着促進に取り組みます。



施策

5

障がい者福祉の推進

めざす姿

- 障がいの有無にかかわらず、個性を尊重し合い、みんながともに支え合うことができる地域社会における共生が実現しています。

課題

- 近年、障がいのある人の高齢化と重度化、また、介護する人の高齢化による「親亡き後」の問題、医療的ケアが必要な人への支援ニーズの増加への対応など、きめ細かな支援が求められています。
- 障がいや難病については、まだまだ偏見等が見受けられます。
- 障害者差別解消法の改正により、民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されており、職場等において障がいのある方への配慮が求められています。

基本方針

- 障がいに対する市民理解と意識啓発、また、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。
- 障がいのある人が、安心・安全に自ら望む形で地域生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、相談支援の充実を図り、適切な自立支援給付に努めます。また、関係市とともに、重症心身障がい者通所施設の整備・運営に広域で取り組みます。
- 障がいのある人が地域とつながり、社会参加がしやすい各種事業を実施するとともに、一般就労を希望する障がいのある人への相談支援体制の充実を図ります。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 地域での障がい理解への取り組み
- ・ 障がい児者・障がい者団体の社会参加の促進に向けた活動及び障がい理解の啓発

事業者等に期待される役割

- ・ 障がい児者支援施設による障がい福祉サービスの提供
- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 合理的配慮の推進
- ・ 各関係機関の連携

行政の役割

- ・ 適切な自立支援等給付、地域生活支援事業の決定
- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 障がい児者団体の育成、支援
- ・ 障がい理解の啓発、促進
- ・ 社会参加のための各種事業の実施

基本事業

1 障がい理解のための啓発の推進

(1) 啓発の推進【障がい福祉課】

- ・広報紙、ホームページなどに障がい福祉制度や障がい児者支援施設の紹介などを掲載し、障がいに対する市民理解が深まるように取り組みます。
- ・事業所等に障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供についての啓発を行います。

(2) 交流の促進【障がい福祉課】

- ・障がい者スポーツやレクリエーションスポーツ、障がい児者支援施設の事業を通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、障がいの有無に関係のない交流を促進します。

2 地域生活の基盤づくりの促進

(1) 自立支援の実施【障がい福祉課】

- ・居宅介護、生活介護、短期入所、共同生活援助(グループホーム)など、地域で必要なサービスが受けられるよう、障がいのある人の自立した生活を支援します。

(2) 相談支援、成年後見制度利用支援の実施【障がい福祉課】

- ・関係機関等との連携により相談支援の充実を図ります。障がいのある人の権利擁護のため成年後見制度の周知や利用を促進します。

(3) 重症心身障がい者通所施設の整備・運営【障がい福祉課】

- ・医療的ケアを必要とする重度障がい者に通所サービスを提供するため、重症心身障がい者通所施設の整備、運営を関係市と広域で取り組みます。

3 社会参加の促進と就労支援の促進

(1) 手話の啓発、コミュニケーション支援の実施【障がい福祉課】

- ・手話の普及啓発を図るとともに、手話通訳・要約筆記者の派遣、手話講座の開催を通じたボランティアの育成などのコミュニケーション支援を実施します。

(2) 移動支援の実施【障がい福祉課】

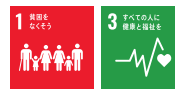
- ・外出に支援が必要な人に対して、外出の介助など移動支援事業による社会参加を支援します。

(3) 農福連携の推進【障がい福祉課／農林課】

- ・障がい者支援施設及び農業関係者を通じて、農福連携による障がい者の農業への参加を推進します。

(4) 就労相談等支援の実施【障がい福祉課／商工観光労政課】

- ・障害者働き・暮らし応援センターへの支援による相談支援体制の充実や自立支援給付(就労継続支援、就労移行支援)を通じて、障がいのある人の就労を支援します。



施策

6 保険・年金制度の適正な運営

めざす姿

- 保険・年金等の社会保険制度が適切に運営され、必要とする人が給付や支援を受けられることにより、市民が暮らしに安心を感じられるまちになっています。

課題

- 団塊の世代が後期高齢者となり被保険者数が増えてきている状況の中、保険・年金等の社会保険制度が担う役割が大きくなります。そのため、制度が適切に運営されることが課題となります。
- 後期高齢者医療保険料の収納率は、概ね達成できましたが、未納者数・未納額は増加しており、収納率の維持が新たな課題です。
- 国民健康保険事業については、平成30(2018)年度から都道府県が国保財政運営の責任主体として運営に加わりました。被保険者には高齢者や退職者等が多く、所得に対する保険税負担が重いといった構造的な問題を抱える中で、年々増大する医療費に対処するため、県と協力・連携し、医療費適正化の取り組みを推進するとともに、持続可能な制度づくりと、制度に対する市民の理解を得ていくことが重要です。

基本方針

- 今後も持続可能な国民健康保険事業の制度づくりを国等に求めるとともに、制度について市民の理解を得るための啓発に取り組んでいきます。
- 本市が運営に関与する制度については、将来にわたり安定して維持できるよう、関係機関との連絡を密にして、適正な運用を図ります。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 制度を正しく理解し、保険料等を負担することで必要な支援の適正な受給

事業者等に期待される役割

- 行政と連携し、制度の適正な運用を実施

行政の役割

- 制度の安定的な財源確保と適正な実施

基本事業

1 国民健康保険制度の適正な運営

(1) 県と連携した国民健康保険制度の円滑な運営【保険年金課】

- ・ 共同で保険者となった県との役割分担に基づき、国民健康保険制度の安定的な運営を行います。

(2) 国民健康保険制度の理解推進【保険年金課】

- ・ 広報紙、ホームページ、各種通知発送時のパンフレットの同封などにより、被保険者に対してマイナ保険証など制度の周知、理解を図ります。

(3) 適正な事務・医療費の適正化【保険年金課】

- ・ 被保険者の適正な資格管理と医療費の適正化を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運営

(1) 後期高齢者医療制度の理解促進【保険年金課】

- ・ 広報紙、ホームページ、各種通知発送時のパンフレットの同封などにより、被保険者に対してマイナ保険証など制度の周知、理解を図ります。

(2) 保険料の確保【保険年金課】

- ・ 後期高齢者医療制度の安定した運営のため、保険料収入の確保を実施します。

(3) 広域連合との連携による適切な事務【保険年金課】

- ・ 法に基づいた、市が担当する事務(申請受付・保険証交付・伝達等)を適切に行います。

3 福祉医療費助成の実施

(1) 福祉医療費の支援【保険年金課】

- ・ 社会的、経済的に弱い立場にある障がいのある人、ひとり親家庭等を対象に、医療費助成を実施します。また、子どもに対して医療費助成を実施することにより子育て家庭の経済的負担を軽減します。

(2) 持続可能な医療費助成制度の運営【保険年金課】

- ・ 福祉施策全般及び医療制度との整合性を図りつつ、持続可能な制度運営を行います。

4 国民年金制度の適正な運営

(1) 年金制度の理解促進【保険年金課】

- ・ 年金制度の理解を進めるための周知、啓発に取り組みます。保険料の納付の促進を図るほか、未納者に対して免除を勧奨するなど、年金受給権の確保に努めます。

(2) 日本年金機構との連携による適正な事務の推進【保険年金課】

- ・ 国民年金の加入や免除、年金給付請求に対する適正な市の受付事務を推進します。

政策4 暮らしの安心を支える

施策1	人権・平和の推進	74
施策2	男女共同参画の推進	76
施策3	防犯・消費者保護の推進	78
施策4	交通安全の推進	80
施策5	多文化共生の推進	82
施策6	地域コミュニティの充実	84
施策7	生涯学習の推進	86
施策8	文化・芸術の推進	88
施策9	防災の推進	90
施策10	循環型社会の推進	92
施策11	公園・緑地の整備	94
施策12	住環境・都市景観の形成	96
施策13	空き家対策の推進	98
施策14	ライフライン（上下水道）の整備	100
施策15	道路・交通の整備	102



施策

1

人権・平和の推進

めざす姿

- あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みにより、差別を許さない風土が醸成され、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまちになっています。
- 核兵器の廃絶と人類の恒久平和の実現を目指す取り組みに市民が高い関心を持っています。

課題

- あらゆる人権問題の解決を市政の大きな柱として位置付け、人権教育及び啓発を総合的かつ計画的に推進してきたことにより、人権に対する市民の理解は深まりつつあります。しかし、DV、子ども・高齢者・障がいのある人への虐待、性的マイノリティであることを理由とする偏見、インターネット上の人権侵害、国籍・部落差別問題等、今もなお残る、あるいは新たな人権問題や課題が発生しており、迅速かつ適正・効果的な対応が必要です。
- 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」さらには「部落差別解消推進法」など、差別解消を目的とする法制度の整備が進みましたが、まだまだ認知が不十分な現状があります。多様性が尊重され、すべての人々が互いの人権の尊厳を大切にしながら、共存社会の実現に向けた取り組みを推進していくことが重要です。
- 終戦から80年が経過し、年々戦争体験者が少なくなり戦争の記憶が失われつつある中で、平和の尊さについて考える機会や戦争の悲惨さを風化させないため、幅広い世代に平和の大切さや核兵器廃絶等を啓発する取り組みを継続していくことが必要です。

基本方針

- 差別の現状に学び、人権に対する正しい理解と認識が深まり、互いの人権を尊重できる教育・啓発の取り組みや、関係機関との連携強化を推進します。
- 市民、人権関係機関・団体、企業等が一体となり、地域における相談・救済の支援と人権啓発を推進します。
- 福祉と人権のまちづくりの発信拠点となる市民に開かれたセンターとして、地域総合センター活動の充実を図ります。
- 平和な社会を後世に継承していくため、市民が戦争の恐ろしさや悲惨さを痛感するとともに、戦争の惨禍を風化させないように、平和の尊さについて考える機会をつくれます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・人権教育啓発事業への参画
- ・地域ぐるみの平和活動の推進

事業者等に期待される役割

- ・公正な採用選考の確立
- ・事業所内における研修の実施
- ・事業者として平和事業に参加・協力

行政の役割

- ・人権相談・擁護にかかる体制整備と施策の推進
- ・人権と平和をテーマにした学習会や啓発イベントの開催
- ・人権・平和に関する図書の展示
- ・平和祈念戦没者追悼式の開催
- ・社会科歴史学習や修学旅行などによる平和学習の実施

基本事業

1 人権擁護の政策・教育・啓発の推進

(1) 人権問題の解決に向けた施策の推進【人権擁護課】

- ・「人権擁護計画」に基づく各種課題解決に向けた取り組みの推進と充実を図ります。

(2) 人権相談・擁護体制の充実【人権擁護課】

- ・県・法務局・滋賀県人権センター・人権擁護委員との連携により、人権に関する相談や人権擁護に関する情報提供体制を強化するとともに、人権侵害事象に対する助言・救済の充実を図ります。

(3) 地域総合センター活動の充実【ひだまりの家】

- ・地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる施設として、各種相談や教育事業を引き続き実施しながら人権課題の解決に向け、住民一人ひとりの人権尊重意識の向上のため、各種事業を推進します。

(4) 市民・事業所への人権教育と啓発の推進【人権擁護課／商工観光労政課】

- ・人権課題をテーマにした各種講演会などを通して、市民や事業者への人権教育を推進します。
- ・地域における主体的な地区別懇談会の実施により、人権尊重の風土の醸成と研修の充実を図ります。
- ・人権関係団体との協働により、地域ぐるみで差別のない心の通い合った住みよいまちづくりを推進します。
- ・企業内における公正な採用選考と人権教育の推進に努めます。
- ・企業・事業所の主体的な取り組みの促進や事業所相互間等の連携を深めるため、事業所人権教育推進協議会の活動を支援します。

(5) 就学前・学校教育における人権教育の推進【幼児課／学校教育課】

- ・就学前・学校教育において、差別をなくし、豊かにつながる力を育成する学習・保育を推進します。

(6) 市職員等への研修の推進【人権擁護課／人事課】

- ・人権啓発のリーダーとしての人材を育成するため、市職員や学校・園職員、事業所採用担当者などに対する人権リーダー啓発講座の実施に取り組みます。
- ・人権教育研究大会における学校・園・保護者・地域・事業所・行政の人権教育実践交流により、人権意識の高揚を図ります。

2 平和教育・啓発の推進

(1) 平和教育・啓発の推進

【総務課／社会福祉課／学校教育課／生涯学習課／スポーツ・文化振興課／図書館】

- ・学習会や啓発イベントなど、各種啓発事業を推進します。



施策

2 男女共同参画の推進

めざす姿

- 性別や性の意識にかかわらず、すべての人が様々な場で活動・活躍し、自己実現できる社会が実現しています。

課題

- 生き方やライフスタイルが多様化し社会のあり方も大きく変化している中、性別や性の意識に関わらず、個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現はますます重要となっています。しかし本市では、結婚・出産期に当たる年代の労働力率がその前後の年代に比して大幅に低い(M字カーブ)現象が続いています。また、男性は正規職員の割合が高く、女性はパート・アルバイトの割合が高い傾向が続いています。
- 配偶者に対する暴力は、重大な人権侵害であり、多くの場合、被害者は女性であることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

基本方針

- さらなる意識の醸成に向け、男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の充実を図ります。
- 男性の育児参加を促進し、誰もがワーク・ライフ・バランスを体現できる社会づくりに向けた啓発に取り組めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 学習機会への積極的な参画と、家庭・職場・地域における男女共同参画の実践

事業者等に期待される役割

- ワーク・ライフ・バランスを実現する多様な働き方への取り組み

行政の役割

- 男女共同参画にかかる学習機会や情報提供
- 市民や事業者等への働きかけ
- 男女共同参画を支える環境整備

基本事業

1 男女の人権尊重と意識づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った保育、教育、学習の推進【幼児課／学校教育課／自治振興課】

- 家庭、学校・園、地域社会などあらゆる場面において学習・保育の充実に取り組みます。また、性の多様性についての教育を推進するとともに、広報紙等を通じた周知・啓発に努めます。

(2) あらゆる暴力の根絶【自治振興課／子育て支援課／商工観光労政課】

- 各種ハラスメントの防止に向けた啓発とともに、被害者の保護、ハラスメントの解消に向けた相談機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。
- DVの被害者の適切な保護のため、相談窓口に女性相談支援員を配置し、DVの早期発見に努めます。
- DV被害者と子どもが安全・安心に暮らせるよう、相談内容により、関係機関と連携し、一時保護や施設入所などの措置を実施します。
- 女性の人権を尊重した市の情報発信と、各種メディアからの情報を見極める能力の向上に努めます。

2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援

(1) 働く権利の保障と働く場における男女共同参画の推進【自治振興課／商工観光労政課】

- 性別にとらわれず、本人の選択が尊重されるよう若年層へのキャリア教育を推進します。
- 女性の就労支援や働きやすい職場環境づくりを促進し、あらゆる職域における女性活躍を推進します。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進【自治振興課】

- 地域における活動や学習機会の充実を図ります。
- 子ども時代から、男女共同参画の視点を持った地域の担い手づくりの育成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現【自治振興課／商工観光労政課】

- 育児・介護休業制度をはじめとした様々な支援制度やサービスの普及に努めます。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方改革の効果や労働関連法令に関する情報を発信し、多様な働き方を可能とする環境づくりを進めます。

3 あらゆる分野での女性活躍機会の推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進【自治振興課】

- 事業所や団体、自治会等に対し、女性の参画を働きかけるとともに、審議会委員等への女性の参画を促します。

(2) 女性の活躍機会の充実【自治振興課】

- 地域・社会活動をはじめ、社会のあらゆる分野において、女性が活躍する機会や活躍しやすい環境・条件づくりを推進します。



施策

3 防犯・消費者保護の推進

めざす姿

- 一人ひとりが防犯意識を持ち、協力して地域の防犯力を高め、安全・安心のまちを実現しています。
- すべての消費者が安全に安心して暮らせる消費者市民社会が実現しています。

課題

- 全国的に見ると、特殊詐欺などの広域・複雑化した犯罪や情報技術を利用した新たな犯罪などが増加しています。また、減少していた犯罪認知件数もコロナ禍が落ち着き、増加に転じています。安心・安全に暮らせる環境を維持・向上していくためには、市民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪が起きない環境づくりと、各家庭や地域において、犯罪を許さない、犯罪機会をなくす地域コミュニティを形成していくことが必要です。
- 消費者を取り巻く環境においては、ワンクリック詐欺、架空・不当請求、個人情報の流出、通信販売や個人間取引におけるトラブルなど、インターネットの利用に伴うトラブルが増加しています。また、「劇場型勧誘」や「送り付け商法」をはじめとする高齢者・若者を狙い撃ちにした悪質商法や多重債務の問題も依然として残っています。

基本方針

- 自主防犯活動団体や関係機関と連携し、防犯情報の提供や啓発及び防犯環境の整備を推進するとともに、地域防犯活動の促進を図ります。
- 関係機関と連携しながら、身の回りに氾濫する情報や複雑・多様化する流通手段に対し、的確に対応できる自立した消費者を育成します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・自主防犯活動団体結成、活性化
- ・地域安全運動の推進
- ・防犯意識の高揚
- ・消費生活に関する自主学習、学習会への参加

事業者等に期待される役割

- ・地域安全運動の推進
- ・防犯啓発や地域防犯活動への参加
- ・消費者ニーズに合った、安全・安心な製品やサービスの生産・供給

行政の役割

- ・犯罪防止に関する啓発活動
- ・地域安全を目的とする環境の整備
- ・防犯情報の発信
- ・関係機関との連携による消費生活情報の提供と助言

基本事業

1 防犯体制の充実

(1) 警察・行政・地域の連携強化【危機管理課】

- ・草津栗東防犯自治会の活性化と地域・警察・行政の連携による防犯意識の啓発や地域防犯活動の促進を図ります。

(2) 暴力団追放運動の展開【危機管理課】

- ・「暴力団排除条例」の趣旨に則り、市民・地域が一体となって、暴力団を利用しないなどの暴力団追放運動を推進します。

2 防犯意識の高揚及び自主防犯活動団体の育成

(1) 防犯意識の高揚及び自主防犯活動団体の育成・活性化【危機管理課／自治振興課】

- ・地域での自主防犯活動が積極的に展開されるよう、各自治会等における自主防犯活動団体の結成を促進します。
- ・出前トークなどの開催を通じた活動団体の育成・活性化、防犯意識の高揚を図ります。
- ・トラブルの回避が困難な高齢者や障がいのある人、子どもなどが犯罪の被害に遭わないよう、地域での見守り・支援の体制をつくります。

(2) 地域安全活動の展開【生涯学習課／自治振興課】

- ・「こども110番の家」運動や自治会でのあいさつ・声かけ運動、子どもの見守りなど地域安全活動の展開を支援します。

3 防犯環境の整備

(1) 犯罪抑止のまちづくり【危機管理課】

- ・防犯灯の適正な配置、防犯カメラの設置など、犯罪の起こらない地域環境づくりを推進します。

(2) 防犯情報の発信【危機管理課】

- ・一人ひとりの防犯意識の啓発やより効果的な防犯活動のため、防犯情報メール、LINE通知やホームページにより、不審者情報などの防犯情報を発信します。

4 消費者の育成と支援

(1) 消費者保護と自立支援【自治振興課】

- ・国・県や庁内関係部署など関係機関との連携による消費生活相談を推進します。
- ・安全な商品やサービスを確保するため、事業者に対する適正啓発を推進します。

(2) 消費者教育の推進【自治振興課】

- ・出前講座や研修会を通じて安全で豊かな消費生活を維持するための知識や情報を提供し、高齢者や若者をはじめとする消費者への意識啓発と消費者団体の育成を支援します。

施策

4 交通安全の推進

めざす姿

- 一人ひとりの交通安全意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるとともに、基本的な交通環境を形成し、道路交通の安全と円滑性を確保することにより、限りなく交通事故がないまちになっています。

課題

- 市民の交通安全意識向上のため、さらなる交通安全教育の推進が必要です。特に、今後の増加が懸念される高齢者がかかわる交通事故に対する重点的な取り組みが重要です。
- 通学路や生活道路など道路の利用動向や、交通事故の発生状況など、道路の特性に応じた効果的・効率的な交通安全施設の整備が求められています。
- ヘルメット着用の努力義務化とともに、自転車損害賠償保険等の加入義務化についても周知し交通安全に対する意識の向上が必要です。
- JR栗東駅やJR手原駅周辺では放置自転車の問題が解消されておらず、迷惑駐輪解消に向けた取り組みの継続が必要です。
- 近距離利便性の高い移動手段として、また環境や健康面で役立つ仕組みとして、自転車を交通システムの一つに位置付けた、安全な利用環境を確保していくことが必要です。

基本方針

- 幼児から高齢者、また障がいのある人・外国人など、市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及を徹底します。
- 歩行者や自転車などの交通弱者、特に高齢者及び子どもが事故を起こさない、事故に遭わない、安心して外出・移動ができる交通環境の改善・整備を進めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 交通ルールの遵守
- ・ 交通安全啓発活動の実施
- ・ 通学路や日常生活道路における危険箇所の把握と情報提供
- ・ スクールガードへの登録・参加
- ・ 自転車利用時のヘルメット着用、自転車損害賠償保険加入の取り組み

事業者等に期待される役割

- ・ 交通ルールの遵守
- ・ 社員等への交通安全教育の実施

行政の役割

- ・ 交通安全啓発の推進
- ・ 交通安全施設の整備

基本事業

1 交通安全思想の普及

(1) 交通法規遵守の啓発【土木交通課】

- 警察や交通安全各種団体と協力し、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対し、交通安全教育を行い、また、交通法規が順守できるよう交通安全意識の向上を目指した啓発に努めます。
- ヘルメット着用や自転車損害賠償保険加入の促進など、自転車利用における安全・安心の確保を啓発します。

(2) 交通安全関係団体の支援【土木交通課】

- 交通安全を推進する団体が主体的に実施する啓発活動を支援します。

2 交通環境の改善

(1) 交通安全施設の整備【土木交通課】

- 事故多発地点など、交通危険箇所への道路反射鏡や路面表示等の交通安全施設の整備を推進します。

(2) 交通規制の整備【土木交通課】

- 関係機関に対し、通学路や交通を円滑にする必要がある箇所への交通規制の整備を働きかけます。

(3) 通学路等の交通安全確保【土木交通課／幼児課／教育総務課／学校教育課】

- 通学路等について、学校や警察、道路管理者などの関係団体と連携のもと危険箇所の点検や対策実施等により、通学路等の安全対策の強化を図ります。
- 通学路等の交通安全の確保のため、スクールゾーンなどの路面表示や交通安全施設の整備を推進し、必要な交通規制の整備を働きかけます。

3 迷惑駐輪の解消

(1) 放置自転車対策【土木交通課】

- 地域や警察などと連携して放置自転車の削減を図ります。

(2) 駐輪場の確保【土木交通課】

- 民間事業者などの協力を得ながら、駅前駐輪場の適正管理を行います。

4 自転車の交通安全環境の改善

(1) 自転車の安全利用啓発【土木交通課】

- 警察などの関係機関と連携して、安全な自転車利用の啓発に努めます。

(2) 自転車の安全な交通確保【土木交通課】

- 自転車が安全に通行できる空間確保のため、自転車交通ネットワークの構築に努めます。





施策

5

多文化共生の推進

めざす姿

- 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として対等な関係を築きながら、共に暮らすことができる多文化共生のまちになっています。

課題

- 日本においては人口減少時代を迎え、入国管理制度を改正するなど、不足する労働力を外国人材に求める現状にあり、今後、人の国際移動がさらに活発化することが想定されます。
- 生活者としての外国籍市民にかかわる課題に向き合い、日本語学習の支援をはじめ、外国籍市民が地域社会の構成員として共に暮らしていけるまちを築く必要があります。
- 本市はアメリカ合衆国ミシガン州バーミングハム市と昭和51(1976)年に姉妹都市協定を、中華人民共和国湖南省衡陽市と平成4(1992)年に友好都市協定を結んで以来、友好親善使節団の相互派遣など友好交流を推進してきました。コロナ禍において、国際交流イベントなど交流活動の多くが中止・縮小されましたが、今後の両市との交流において、より市民同士の交流へと進化させていくとともに、県や他自治体、関係団体と連携し、多文化共生に協働で取り組める体制をつくっていくことが必要です。

基本方針

- 国籍や民族などの異なる人々が、ともに理解・協力し合えるよう、住みよい地域環境及び交流の場づくりを進めます。
- 姉妹都市・友好都市との交流により互いの知識・情報・文化の交換を継続します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 相互理解のための交流や相互の情報提供
- ・ 外国籍市民が日本で生活する上での協力

事業者等に期待される役割

- ・ 外国籍就労者の就業環境改善に向けた取り組み
- ・ 生活者としての外国籍市民への対応

行政の役割

- ・ 多言語ややさしい日本語による情報提供など外国籍市民が生活しやすい環境の整備

基本事業

1 多文化共生社会づくり

(1) 多言語などによる生活関連情報の提供と相談体制の整備【自治振興課】

- 外国語通訳による生活相談窓口の開設やデジタル技術やAI等の活用による行政文書の翻訳など、多言語による生活に必要な情報の提供を推進します。
- やさしい日本語の普及に努めるとともに、在住外国人が安心して学び、働き、暮らせる共生のまちづくりを進めます。
- 学校の外国語学習において、異文化や習慣に触れ、多文化について考え、理解を深めます。

(2) 栗東国際交流協会の活動支援【自治振興課】

- 日本語習得を目指す在住外国人のための日本語教室の開催により、言語だけでなく、互いの文化を理解する機会を提供するなどの、在住外国人が暮らしやすい地域社会活動を支援します。
- 国際交流協会が主催するイベントや語学講座の開催を支援することにより、多文化交流や市民・在住外国人双方の多文化理解を促進します。

(3) 外国にルーツを持つ子どもに対する支援【学校教育課／自治振興課】

- 外国にルーツを持つ子どもに、それぞれのルーツを大切にしながら、より良い学校生活を送れるよう、日本語指導などの学習支援を行います。

2 国際交流の推進

(1) 姉妹都市・友好都市との交流事業【自治振興課】

- 姉妹都市・友好都市との交流において市民が主体となった交流事業を進め、これからの国際化社会を担う国際感覚豊かな人材を育てます。



施策

6 地域コミュニティの充実

めざす姿

- 自治会や地域振興協議会などの地域コミュニティが充実し、市民が自分たちのまちのことを考え、自ら行動できる、住民自治のまちが実現しています。

課題

- 各自治会や地域振興協議会、自治連合会の主体的な活動を支援するとともに、拠点となる自治ハウス・コミュニティセンターの整備・運営を支援してきましたが、コロナ禍の影響によりコミュニティ活動の停滞傾向がみられ、その解消が必要です。
- 近年、ライフスタイルの多様化や、地域によって過疎化や都市化が進むなど、地域の一員としての意識や住民同士のつながりが希薄になりつつあり、その結果、自治会に加入しない市民、退会する市民も増え、自治会加入率も減少傾向にあります。引き続き、地域の主体的な取り組みに必要性を感じてもらうよう意識啓発や環境づくりを進めていくとともに、魅力ある地域コミュニティを構築し、また次世代に続けていけるよう担い手の育成や効率的なコミュニティ活動のあり方を追求していくことが必要です。

基本方針

- 市民一人ひとりが地域のことを考え、自ら行動できる住民自治のまちの実現に向け、地域コミュニティの重要な担い手である自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援します。
- 地域コミュニティ活動の重要性、必要性を認識してもらえるよう、自治会や地域振興協議会の活動を周知・支援します。
- 地域まちづくり活動の拠点施設である地域コミュニティセンターの効率的な運営を支援します。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる自治ハウスの設置・改修を支援します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・自ら考えて課題解決に取り組む主体的な地域活動の実施
- ・公益活動への参画、参加
- ・NPOや地域ボランティア団体などの地域活動への参画、参加
- ・持続可能な自治会活動に向けた体制の構築

事業者等に期待される役割

- ・企業市民としての地域活動への参画・参加
- ・公益活動への参画、参加、市民活動団体への理解・支援

行政の役割

- ・地域の主体的活動への支援、市民への地域コミュニティ参加意識の啓発
- ・自治会役員など特定の市民だけに負担がいかないような体制の構築

基本事業

1 地域コミュニティ組織の育成・支援

(1) 地域活動への参加促進【自治振興課】

- 市民の主体的なまちづくりの活性化と地域活動の新たな担い手の確保・育成に向け、地域活動への市民の参加を促進します。

(2) 地域コミュニティ推進事業の支援【自治振興課】

- 今後想定される地域課題の解決に向けて地域みんなで考え、取り組む地域共生がさらに浸透するよう、各自治会や地域振興協議会、自治連合会の主体的な活動を支援します。
- 少子高齢社会における自治会活動への影響を考慮し、支援について検討します。
- 自治会役員などの負担軽減のために、市などから依頼している内容の見直しの検討や市からの配布物や依頼物のデジタル化を推進します。

(3) 地域コミュニティ(地域活動)人材の育成【自治振興課】

- 地域コミュニティの運営に必要な学習機会を提供し、地域活動のリーダー育成を図ります。
- 学区地域振興協議会や地域コミュニティセンターでの市民活動の中で、地域の担い手を発掘します。
- 子どもや若者をはじめ、次世代の担い手となる多くの人が参加し、活躍できる機会の創出と拡大を支援します。

(4) 地域コミュニティ推進体制の整備【自治振興課】

- 地域コミュニティセンターを中心に多様化する地域課題に対応できるよう、ボランティアセンターをはじめとする様々な団体や大学等との連携を進め、課題解決を図るとともに、人材の育成を促します。
- 地域コミュニティを活性化するため、まちづくり活動に関する情報提供や相談等を行う体制の整備を図ります。

2 活動拠点の支援

(1) 自治ハウス設置・改修に対する支援【自治振興課】

- 地域コミュニティ活動の拠点として、自治ハウスの設置や改修などを支援します。

(2) 地域コミュニティセンター管理運営の支援【自治振興課】

- 市民による地域コミュニティづくりの拠点として効果的に活用されるよう、地域コミュニティセンターの管理運営を支援します。

めざす姿

- 市民一人ひとりが生涯を通じて主体的に「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自由に学び、学んだことを活かせる「人と地域がともに輝く生涯学習のまち」が実現しています。

課題

- 個人のニーズが多様化し、画一的な取り組みには限界がある中、人生100年時代を迎え、生涯学習は自分自身の人生を豊かにすることに加え、学んだことを活かした経済的自立（起業・就業等）や社会貢献（地域活動等）につながるキャリア教育への展開が求められています。
- 様々な媒体を通じて、誰もが自らの欲する情報にふれられる状況が生まれる一方、情報過多によってよりよい選択の重要性が高まっています。また、生涯学習活動においてはコロナ禍の影響もあって、参加者の減少や固定化などもみられ、情報発信のあり方や学習機会の提供方法について、大きな転換が求められています。
- 急激な情報化社会により、市民の資料要求のあり方や図書館に期待する役割も大きな転換期を迎えています。図書館は市民のライフスタイルに合わせた資料提供に取り組む必要があります。
- 子どもたちが本と親しむ機会を増やしていくには学校、園など関連施設との連携強化、ならびに家庭での読書支援に取り組む必要があります。

基本方針

- あらゆる機会を捉えて、ニーズの把握に努め、参加したくなるような講座や本市の生涯学習施設に来訪したくなるような学習施設づくりを目指します。
- 生涯学習に関する情報発信を行い、多くの市民に届けるよう努めます。
- 子ども読書活動の推進に取り組みます。
- 図書館をはじめとする生涯学習関連施設においては、個人及び団体の成長や課題解決に役立つ情報を提供するとともに、各々の目的に応じた学習機会の充実や市民人材の育成に取り組めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 生涯学習活動への参加・実践
- ・ 地域活動、まちづくり活動への参加・実践
- ・ 読書が困難な人への読書支援活動への参加
- ・ 子どもの読書推進活動への参加

事業者等に期待される役割

- ・ 生涯学習活動への参加・実践
- ・ 従業員への啓発
- ・ 地域活動、まちづくり活動への協力

行政の役割

- ・ 生涯学習に関する情報提供、情報発信
- ・ 生涯学習活動団体・活動者への支援
- ・ 資料の収集と提供
- ・ 読書が困難な人への読書支援
- ・ 子どもの読書活動の推進

基本事業

1 生涯学習の支援と充実

(1) 生涯学習推進体制の拡充【生涯学習課】

- ・生涯学習活動団体・人材バンクを充実し、情報の共有と有効活用を図ります。
- ・社会教育委員・社会教育指導員の設置により、生涯学習の推進を図ります。
- ・生涯学習に関する基本的な情報を発信します。

(2) 生涯学習事業の展開【生涯学習課】

- ・地域コミュニティセンター等におけるはつらつ教養大学、生涯学習講座など、地域の特性や要望に対応したきめ細かな社会教育事業等を推進します。

(3) 自主的な生涯学習の支援【図書館】

- ・「図書館基本的運営方針」に基づき、市民の知る権利を保障するための資料を充実するとともに、貸出を中心とした暮らしに役立つ資料提供、情報発信を行います。

2 生涯学習関連施設の利用促進

(1) 図書館サービスの充実【図書館／生涯学習課】

- ・市民ニーズに合わせた資料収集、提供により、暮らしに役立つ図書館サービスを行います。
- ・多様化する図書館ニーズに応えるため移動図書館の運行、学習コーナーの設置等、より市民に開かれた図書館サービスの充実を図ります。
- ・郷土の歴史や行政資料の収集・保存・提供を通じて、地域情報を発信します。
- ・関連機関と連携し、「子ども読書活動推進計画」の具現化を図るとともに、家庭における子ども読書活動を推進します。
- ・専門知識を有する司書職員を育成し、市民の課題解決に取り組みます。

(2) 自然観察の森を拠点とした環境学習の推進【生涯学習課】

- ・観察会や四季を通じたイベントなど、環境学習の充実を図ります。
- ・子どもを対象として養成講座を開催し、自然観察や環境学習の指導員・リーダーの育成を推進します。

(3) 自然体験学習センターを拠点とした自然学習の推進【生涯学習課】

- ・豊かな自然の中で集団活動と宿泊研修を通じて、豊かな心を持ち、明るく元気な児童・生徒を育成します。
- ・生涯学習の振興を図るため、センターの管理運営を推進します。

(4) 歴史民俗博物館を拠点とした地域の歴史学習の普及【スポーツ・文化振興課】

- ・市民活動団体との連携による地域の歴史・文化財の普及・啓発を推進します。

(5) 生涯学習関連施設の維持管理の推進【生涯学習課／スポーツ・文化振興課／図書館】

- ・老朽化等に対応し、生涯学習関連施設の安全・安心で適正な維持管理を図ります。



施策

8 文化・芸術の推進

めざす姿

- 市民による主体的な文化・芸術活動が実践できる、文化的に心豊かで、歴史や伝統文化が息づくまちになっています。

課題

- 芸術文化会館「さくら」等を中心に、芸術文化活動に親しみ、発表できる参加事業を実施してきましたが、さらなる市民の文化・芸術活動への参加促進のため、市民や市民団体が親しみを持って参加できる文化・芸術の参加や体験活動の場づくりが必要です。
- 本市にある多くの指定文化財を中心に、未指定文化財を含めた一体的・総合的な保存活用が求められます。

基本方針

- 文化・芸術活動に関わる人材を育成し、文化・芸術を創造できる環境づくりに取り組みます。
- 文化芸術の多様な価値を地域づくりに生かします。
- 地域や市民との連携を強め、新たな歴史文化要素の調査を行い、歴史文化資産の公開と普及啓発や情報発信に努めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 文化活動による公的事業等への参加、協力
- 地域ぐるみの文化活動の充実

事業者等に期待される役割

- 市民に対する文化事業の提供及び市民活動の場を提供・支援
- 文化活動に関する公的事業等への参画、協力
- 文化活動施設の適切な運用・管理
- 文化財の調査・研究成果の普及・啓発

行政の役割

- 市民・団体活動への支援を充実させる体制づくり
- 文化活動の普及・啓発
- 文化財を保護し、指定に向けての取り組み

基本事業

1 文化・芸術活動の振興

(1) 市民参加の芸術活動の推進【スポーツ・文化振興課】

- ・芸術文化会館「さくら」の改修・改善を計画的に進めるとともに、指定管理者と連携して文化振興を推進します。

(2) 各種団体の活動促進【スポーツ・文化振興課】

- ・芸術文化会館「さくら」の持つ芸術・文化の発信拠点という特徴を活かし、利用者の文化活動の支援と活動の場の提供を推進します。
- ・文化・芸術団体などの育成と活動の充実を図るため、市民活動団体等と連携し、文化・芸術の振興に努めます。

2 歴史文化資産の保存・活用

(1) 地域に根ざした歴史文化要素の掘り起し・公開【スポーツ・文化振興課】

- ・埋蔵文化財の発掘調査を実施します。
- ・有形・無形・埋蔵文化財の調査・研究を促進します。

(2) 有形・無形文化財の保存・継承【スポーツ・文化振興課】

- ・有形・無形文化財の保存・継承に協力していきます。
- ・歴史民俗博物館・出土文化財センターや、指定文化財を中心とする文化財施設の適切な維持に努めます。
- ・未指定文化財の調査・把握により、その散逸等を防止し、地域の歴史と文化の継承に努めます。

(3) 歴史文化資産の活用【スポーツ・文化振興課】

- ・市民や地元団体、伝統文化活動団体などとの協働により、文化財の活用や普及、情報発信に努めます。
- ・歴史民俗博物館等において、文化財に関する調査・研究成果の公開を促進します。
- ・国や県との連携を強め、文化財指定等による文化財価値の向上に取り組みます。
- ・地域の歴史文化を育み継承するために、歴史文化資産の調査、保存・継承、活用・運用の好循環を構築します。



施策

9 防災の推進

めざす姿

- 災害から市民の生命と財産を守るため、ハード、ソフトの両面から整備を行い、災害の発生の防止と被害の抑制を図った、災害に強いまちになっています。
- 防災意識を高める啓発活動の推進や自主防災組織を育成することにより、「自分たちの地域は自分たちで守る」意識づくりを行い、地域で助け合えるまちになっています。

課題

- 本市においては、危機管理センターの整備や「業務継続計画（BCP）」の見直し、および「受援計画」を策定し、災害時における体制を整え、「地区防災計画」の策定など地域の防災力の向上を図っています。災害に強いまちづくりには、地域と行政、関係機関が一体となって市民の生命、身体と財産を守るための、防災、減災に取り組む必要があります。
- 気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴い、大規模災害、地震、感染症など、多様な社会的危機や市民の危惧に対応していくことが必要です。

基本方針

- 自助、共助、公助の考えを基本として、行政、市民、関係機関などの各役割に対する意識を醸成するとともに、それぞれの主体的な防災訓練、減災活動を推進します。
- 令和6年能登半島地震等の状況や教訓を踏まえ、多様な社会的危機・災害に対する被害の予防、抑制対策、防災基盤の整備、関係機関との連携や体制づくりに取り組みます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 公的事業への協力、連携
- ・ 自主防災活動の活性化
- ・ 防災意識の高揚
- ・ 道路等用地の協力

事業者等に期待される役割

- ・ 公的事業への協力、連携
- ・ 自衛組織の活性化
- ・ 社会や地域への貢献
- ・ 開発区域内における雨水排水施設の整備

行政の役割

- ・ 基盤整備の実施
- ・ 地域、事業者等、関係機関とのネットワークづくり及び連携強化
- ・ 各種法規制・開発指導要綱等に基づく指導による適正・良質な開発・建築の誘導

基本事業

1 防災意識の高揚、自主防災組織の育成

(1) 防災意識の高揚【危機管理課／社会福祉課】

- ・ 出前トークをはじめとする講演会の開催、総合防災マップの活用、防災訓練、防災グッズの啓発など、防災意識を高める啓発活動を推進します。
- ・ 災害時避難行動要支援者登録制度などにより、地域でともに助け合う仕組みづくりを推進します。

(2) 自主防災組織活動等の地域防災リーダーによる災害時初動体制の強化【危機管理課】

- ・ 自主防災組織活動の充実や防災士をリーダーとする地域住民主体の防災訓練等の実施により、災害発生時の連絡体制や初動体制を強化します。

2 地域消防・防災力の強化

(1) 常備消防体制の充実【危機管理課】

- ・ 組合構成市との連携により、湖南広域行政組合の常備消防の体制・資機材を充実します。

(2) 非常備消防体制の充実【危機管理課】

- ・ 消防団員の確保や資機材の充実、消火技術の向上など、消防団の消防力の向上を図ります。

(3) 水防対応力の強化・充実【土木交通課】

- ・ 本市における災害リスクのうち、最も高い発生頻度が予測される風水害対応について、過去の被害の状況に基づき重点的な監視と人材の育成及び資機材の充実を図ります。

3 防災基盤の整備

(1) 防火水槽・消火栓の設置、維持管理【危機管理課】

- ・ 消防水利の不足する地域において、計画的に消火栓や耐震性貯水槽を設置します。
- ・ 防火水槽・消火栓の定期点検・更新など維持管理に努めます。

(2) 消防施設等の整備【危機管理課】

- ・ 防災用備蓄食糧や資機材の備蓄及び備蓄施設の整備を図ります。

(3) 防災施設の適切な維持管理及び確保【危機管理課】

- ・ 適切な場所と収容人員が確保できる各種避難施設の確保および施設機能の充実を図ります。
- ・ 防災無線など防災施設について、適切な維持管理・運用に努めます。

(4) 非常災害用井戸の登録促進【上下水道課】

- ・ 災害時に備え、生活用水の一部として活用できる井戸の登録を促進します。

4 災害危機管理体制の充実

(1) 事業所等との協力体制の整備【危機管理課】

- ・ 事業所等との応援協定の締結や協力体制の整備により、災害時応急復旧体制の充実を図ります。
- ・ 近隣及び遠隔都市との緊急時相互支援協定など、広域的な消防・防災体制の充実を図ります。

(2) 災害や大規模事故等の危機事態への対応【危機管理課】

- ・ 大規模災害や事故時に危機管理センターを拠点として、迅速かつ的確に対応する体制を整備します。
- ・ 大規模災害等や事故時の対応においては、職員の防災知識と心構えが重要な要素となることから、職員に対する研修会を開催し、その徹底を図ります。
- ・ 社会生活の基盤を揺るがしかねない感染症のパンデミック（感染爆発）への対応として、正確な情報収集と発信、行政対応の調整・総括、感染抑制の対応などにより、市民の生命と社会生活を守ります。

5 強靱な都市基盤の整備

(1) 流域治水の推進【道路・河川課／上下水道課／土木交通課／住宅課／農林課】

- ・ 金勝川、葉山川の平地化及び中ノ井川河川整備事業の促進により、治水対策の強化を図ります。
- ・ 放流先である一級河川や流域幹線の整備に合わせ、雨水施設を整備し、浸水被害の軽減を図ります。
- ・ 調整池の適切な維持管理とともに、開発に伴う事業者への洪水調整池設置等の指導に努めます。
- ・ 特定農業用ため池（防災重点ため池）の維持管理を推進します。

(2) 急傾斜地崩壊対策の強化【道路・河川課】

- ・ 急傾斜地崩壊防止施設等の設置や啓発により、土砂崩れ・降雨による災害の抑制に努めます。

(3) 住宅等の耐震化の促進【住宅課】

- ・ 継続的な啓発や支援制度の運用等により、旧耐震基準で一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修を促進します。
- ・ 危険なブロック塀等について、撤去を促進します。



施策

10 循環型社会の推進

めざす姿

- 「環境基本条例」の理念が具現化され、地球環境問題解決に関する取り組みが進み、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働・連携して、ごみの発生抑制と再資源化の取り組みにより、持続可能な循環型社会が形成されています。

課題

- 地球温暖化防止対策は、国際的な取り組みが進んでおり、本市においても温室効果ガスの削減や循環型社会の構築、環境行動の普及促進など、市民・事業者・行政それぞれが自らの問題として、一体となり、総合的な環境対策を進めていく必要があります。
- 産業廃棄物最終処分場問題については、対策工事が計画どおりに完了し、今後は工事の有効性の確認、旧処分場内の埋立廃棄物の分解・浸透水への洗い出しによる浄化の確認、また、跡地利用について、検討・協議を重ねていく必要があります。
- 市民の理解と市民・行政の連携のもと、ごみの分別や資源化、発生抑制に積極的に取り組んできた本市では、市民一人当たりのごみ排出量は比較的少なく抑えられており、これまでの取り組みをさらに発展させていくことが必要です。
- 環境センターの施設更新整備について、現位置での施設更新整備を推進する必要があります。

基本方針

- 「環境基本計画」「行動計画」の推進を図り、地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の実現を目指した取り組みの普及・啓発を図ります。
- 製造、流通、消費などあらゆる面において、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、ごみの発生抑制や分別を推進し、ごみ処理量の削減を図ります。
- 可能な限りごみ焼却量を削減し、再資源化を図るとともに、処理方法の選択により、経済的、環境的に効果の高い方法を選出し、環境センターの適正な管理運営を推進します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 日常生活における資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルの見直し
- 家庭や職場における省資源や省エネルギーの継続的な実践

事業者等に期待される役割

- 事業活動が環境に及ぼす影響を十分認識した環境負荷の抑制
- 省エネルギーなど環境と調和した行動

行政の役割

- 「環境基本計画」に定める施策における関係部署との連携
- 市民・事業者等からの環境に関する取り組みについての情報の集約・共有・提供
- ISO14001に基づく環境センターの運用

基本事業

1 「環境基本計画」「行動計画」の推進

(1) 「環境基本計画」「行動計画」の推進【環境政策課】

- 「環境基本条例」に基づき策定した「環境基本計画」「行動計画」の普及啓発と適宜の見直しを行い、環境学習などを通じた環境意識の醸成に取り組むとともに、市民・事業者・行政等のそれぞれの主体的な取り組みを促進します。

2 生活環境の保全

(1) 公害防止対策の推進【環境政策課】

- 事業所、工場等への立ち入り調査・指導や協定の締結など、公害の未然防止を推進します。
- 河川水質や大気、騒音など、市内の環境状況等を調査・測定し、調査結果の公表を行うとともに、環境基準の目標指標の達成に努めます。
- 産業廃棄物最終処分場問題について、周辺自治会・県・市と情報を共有し、対策工事の有効性の確認及び旧処分場の安定化の確認のためのモニタリング調査、跡地利用への地元住民の意見の反映及び速やかな活用を県に要望します。

(2) 公衆衛生の保全【環境政策課】

- 草津市と設立した「草津栗東行政事務組合」が主体となり、火葬場の整備および管理運営に関する事務を進めます。
- 墓地公園の適正な維持管理を推進します。
- 自治会や事業者の自主的な保全活動を支援します。
- 狂犬病予防注射の恒久的な接種を促進し、発症防止に努めます。

3 資源循環とごみの適正処理の推進

(1) ごみの発生抑制と資源化・減量化及び環境美化の推進【環境政策課／環境施設整備課】

- 広報紙・ホームページへの掲載や出前講座などにより、広く市民に啓発します。
- ごみの発生抑制やリサイクルに取り組む市民団体の活動を支援します。
- 生活環境保全推進会議等を通じて市民の意見を広く取り入れ、市民・事業者・行政の連携によるごみの分別、発生抑制及び環境美化の啓発・取り組みを推進します。
- 事業系一般廃棄物について、事業者への啓発普及を推進します。
- 「食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス発生抑制に向けた取り組みを実施します。

(2) ごみの適正処理【環境施設整備課】

- 一般廃棄物の分別収集の徹底を促進し、資源ごみの再利用や焼却、最終処分等の適正処理を推進します。
- 市民環境団体等との連携により、資源ごみの再利用や適切な処理を推進します。

(3) ごみ処理施設の適正維持【環境施設整備課】

- ごみ処理施設を適正に管理運営するとともに、施設整備の取り組みを進めます。



施策

11

公園・緑地の整備

めざす姿

- 豊かな緑が目につれ、憩いや遊びの場となる公園が身近にある、緑にあふれた街並みになっています。

課題

- 本市が都市形成において目指す風格のあるまちづくりを実現していく上で、緑が担う役割は大きいことから、公園・緑地の充実を図ることが必要です。
- 公園の管理については、遊具等を含む公園施設の老朽化に伴う安全確保の面からの更新が必要なこと、ライフスタイルの多様化による市民ニーズの変化に対応した公園施設の見直し、日常管理を行う自治会住民の高齢化等の問題が生じており、新たな担い手の確保や公園の再編・用途変更の見直しなど、運営管理の負担軽減となる手法の検討が必要です。

基本方針

- 市街地や住宅地における花と緑の環境づくりを推進するため、「緑の基本計画」や「百年先のあなたに手渡す景観計画」に基づいて市民主体による花と緑のまちづくりへの取り組みを促進します。
- 開発指導要綱等における緑地条件にも適合させながら、維持管理に配慮した緑地確保を推進します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 地域活動、まちづくり活動の実践、行動
- 戸建て住宅における「いけがき設置奨励補助金」等の活用による積極的な敷地内緑化の推進

事業者等に期待される役割

- 地域活動、まちづくり活動の実践、行動
- 開発指導要綱の規定に基づく緑地または緑化用地の確保
- 開発区域の積極的な緑化など、地域住民が自然を享受できるよう考慮したまちづくり

行政の役割

- 市民主体による花と緑のまちづくりへの取り組みの促進
- 市街地や住宅地における花と緑の環境づくりの推進
- 各種法規制・開発指導要綱等に基づく指導による適正・良質な開発・建築の誘導

基本事業

1 公園の整備・管理の推進

(1) 親しみのある公園の整備【都市計画課／健康運動公園整備事業推進課】

- 安全に利用できる公園づくりを推進するため、公園・広場の整備や遊具の新設・修繕など、自治会が実施する公園整備を支援します。
- 本市の特色である「馬」を活かしながら、市内外の人々が多様な交流や日常的な憩いを楽しめる公園や、各種防災活動機能拠点としても利用できる公園の整備を推進します。

(2) 公園の適正な維持管理【都市計画課】

- 公園として必要な機能を確保するとともに、安全に利用できるよう適切な維持管理に努めます。また、再編や用途変更などを含めた公園の在り方を考査し、担い手の負担軽減となる運営管理の手法を検討します。

2 緑化の推進

(1) 緑化意識の啓発、緑化活動の支援【都市計画課】

- イベント・学習会などを通じて市民の緑化意識の啓発を図るとともに、市民による主体的な緑化活動を支援します。

(2) 緑地協定の推進【都市計画課】

- 土地所有者等の合意に基づく緑地の保全や緑化に関する協定の締結を促進し、良好な環境づくりを推進します。

(3) 新たな開発に伴う緑化の推進【住宅課／都市計画課】

- 開発指導要綱・景観形成基準に基づく事業者への指導により、宅地緑化を推進します。





施策

12 住環境・都市景観の形成

めざす姿

- 市民の主体的な取り組みにより、コンパクト・プラス・ネットワークを基本としつつ次代につなぐ快適な都市基盤や風格のある都市景観が整ったまちになっています。
- 地域文化に深い理解を持ち、地域の歴史的・文化的資源や景観に配慮したまちになっています。

課題

- 本市に対する住宅需要は依然として継続しており、特に若者・子育て世代層においては、住宅が居住地選択の主要な条件のひとつとなっていることから、良質な住環境・宅地が維持・創出されるよう、適切な規制・誘導が必要です。
- 住生活を取り巻く社会環境は空き家問題をはじめとして新たな段階を迎え、高齢化への対応など公営住宅に求められる役割も変化しています。
- 地域文化の継承・発展は地域市民の活動によるものが大きいことから、地域主導で進められるまちづくり等の振興が必要です。

基本方針

- 良質な住環境・宅地を維持・創出していくため、地域の利便性や快適性の向上を図るとともに、都市計画区域の区域区分などによって適正な制限のもとに地域特性を活かした計画的な土地利用を図ります。
- 本市に対する住宅ニーズを踏まえつつ、社会情勢や土地利用状況と照らし合わせ、地域特性を踏まえた土地利用の規制・誘導を図りながら、宅地の利用増進と公共施設の整備による健全な市街地の形成を誘導します。
- 少子高齢化や世帯規模の縮小など、新たな住宅ニーズに沿った「住生活基本計画」の見直しや公営住宅の管理・運営を行います。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 景観形成意識の向上
- 地域活動、まちづくり活動の実践、行動

事業者等に期待される役割

- 安全で健康かつ快適な生活環境を確保できる宅地等の適正配置、公共施設等の整備と近隣景観の形成
- 事業区域における「景観形成ガイドライン」に基づいた個性ある美しく住みよいまちづくりへの協力
- 地域活動やまちづくり活動の実践・行動
- 景観形成意識の向上

行政の役割

- 適正な土地利用の推進
- 新たな住宅ニーズに対応した良質な住環境の整備
- 各種法規制・開発指導要綱等に基づく指導による適正・良質な開発・建築の誘導
- 市民の主体的活動の支援・促進

基本事業

1 適正な土地利用の推進

(1) 計画的な土地利用と都市基盤の形成【都市計画課】

- ・「都市計画マスタープラン」等に基づく計画的な土地利用やコンパクト・プラス・ネットワークを基本とした都市基盤の形成を推進します。

(2) 開発指導・開発許可の実施【住宅課】

- ・「都市計画法」「開発指導要綱」等に基づく指導により、適正・良質な開発誘導を図ります。

(3) 栗東駅周辺まちづくりの推進【都市計画課】

- ・栗東駅東口公共用地の活用を含む栗東駅周辺のまちづくりについて、「栗東駅周辺まちづくり基本方針」の改定と共に具現化事業を推進します。

2 良質な住宅・宅地の維持・向上

(1) 良質な住宅・宅地の創出【都市計画課】

- ・若者・子育て世代をはじめとする新規居住者の転入を促進するため適切な規制・誘導等により住宅・宅地の創出を図ります。

(2) 地区の特性に応じた質的向上【都市計画課】

- ・地区計画制度を活用し、市民の主体的な取り組みを基本とした地区の特性にふさわしいまちづくりを推進します。

(3) 住宅ストックの維持管理の充実【住宅課】

- ・「公営住宅等長寿命化計画」に基づく適正な維持・修繕と管理運営により、市営住宅の安全で快適な供給を図ります。
- ・「マンション管理適正化推進計画」に基づきマンションの適切な維持管理を促進します。
- ・市内全般の住宅ストックを考慮し、公営住宅の管理戸数の適正化等を図ります。

(4) 安心して居住できる住宅の確保【住宅課／社会福祉課】

- ・高齢者、低所得者、障がい者など、住宅確保要配慮者が円滑に入居し、安心して生活できるよう、居住支援の取り組みを推進します。

3 都市景観の形成及び市民意識の高揚

(1) 風格ある都市景観の形成【都市計画課】

- ・「景観条例」や「屋外広告物等に関する条例」等により、適正な規制や誘導を行うとともに、必要に応じて規制の見直しを行い、地域の特性に応じた良好な都市景観の形成を図ります。

(2) 市民の景観意識の啓発と活動の支援【都市計画課】

- ・「堂々りっとう景観記念日」等において、景観に対する意識啓発を図ります。
- ・景観啓発と市民活動の支援により、歴史街道の魅力と市民の景観形成意識の向上を図ります。

施策

13 空き家対策の推進

めざす姿

- 市民や団体等の関係者による空き家対策の主体的な取り組みが進み、快適で潤いのある住環境・生活環境が形成されています。

課題

- 本市における住宅総数は年々増加を続けていますが、令和5(2023)年住宅・土地統計調査によると空き家率は7.2%となっています。さらに、今後の少子化・高齢化による人口減少の深刻化により、空き家は確実に増加することが懸念されます。

基本方針

- 空き家の増加を未然に防止することで、安全で安心な生活環境の保全を図ります。
- 地域資源として空き家の活用を促進するため、地域特性に応じた適正かつ戦略的な対策を推進します。
- 各主体が相互に連携を図り、協力して取り組むように努めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 空き家の活用への協力と、空き家の発生予防、空き家の適正管理
- 地域団体による空き家の状況及び所有者等に関する情報の把握、適正管理に向けた助言及び相談
- 地域課題に応じた空き家の活用

事業者等に期待される役割

- 空き家を地域資源として捉えた、地域特性及び課題に応じた空き家の活用、並びに流通

行政の役割

- 空き家対策に向けた多様な主体の参加及び協力の促進
- 適正管理に向けた助言・指導等

基本事業

1 空き家化の予防・実態把握

(1) 空き家の実態把握【住宅課】

- ・自治会など地域と連携した定期的な現況調査を実施します。

(2) 空き家化の予防と啓発【住宅課】

- ・関係団体や民間事業者と連携し、空き家対策に向けた相談体制を構築します。
- ・空き家問題や空き家化の予防に向けた講座や相談会等を実施します。

2 空き家の適正管理

(1) 空家情報等システムによる情報共有【住宅課】

- ・空家情報等システムを構築し、適正な情報更新、情報共有を図ります。

(2) 空き家の適正管理に向けた体制づくり【住宅課】

- ・空き家所有者に向け適正管理を啓発します。

3 空き家の利活用

(1) マッチングの促進【住宅課】

- ・「りっとう空き家バンク」等を活用した移住・定住を促進します。

(2) 事業者・NPO等との連携強化【住宅課】

- ・空き家利活用事例の情報収集を通じて、空き家対策における関連事業者・NPO等との連携を促進します。

(3) 市街化調整区域における利活用の促進【住宅課】

- ・都市計画法の区域指定制度を活用し、市街化調整区域の空き家の利活用を促進します。

4 管理不全空家の解消

(1) 特定空家等や管理不全空家等の認定、措置【住宅課】

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等や管理不全空家等の認定や措置を図ります。

施策

14 ライフライン（上下水道）の整備

めざす姿

- 市民生活において必要不可欠なライフラインである上下水道を市民が安心して利用でき、また次世代に継承することができるよう持続可能な上下水道事業が実現しています。

課題

- 水道は、市民の生活と産業活動を支える大切なライフラインであり、安全な水道水の供給は市民に対する重要な責務です。安全で安心できる水道を実現するため、引き続き水源から蛇口までのきめ細かな水質管理の徹底が必要です。
- 自然災害時は、被害を最小限に抑える災害に強い施設の整備と、早期に復旧できる体制の確立が重要です。災害に強い上下水道をつくるため、引き続き計画的に耐震化に取り組むことが必要です。
- 水道は、法定耐用年数を経過した管路の老朽化対策が必要です。引き続き計画的に老朽化対策を推進します。
- 下水道は、面整備が計画的に進んできました。今後は、供用開始区域における老朽管の維持修繕が必要です。引き続き計画的に劣化状況の把握と修繕に取り組むことが必要です。

基本方針

- 水道においては「安全」で「安心」できるおいしい水道水の供給にこだわり、水質検査及び精度管理の充実に努めます。また、水源水質の保全、水質向上の強化に努めます。
- 災害に備えて上下水道施設の耐震化を計画的に実施し、施設の強靱化を図ります。
- 上下水道施設の計画的な維持修繕に努めます。また、財源確保の取り組みを進め、健全な経営状況を持続させるとともに、経営基盤の強化を図ります。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 上下水道の適正利用
- ・ 事業啓発活動を通して、上下水道事業運営への理解促進

事業者等に期待される役割

- ・ 上下水道の適正利用

行政の役割

- ・ 包括業務委託事業者による創意工夫やノウハウの活用

基本事業

1 安全で安心できる水道の構築

(1) 水質管理の充実と水質管理体制の強化【上下水道課】

- 老朽管の更新や水道施設の適正な維持管理により、清浄な水質の維持に努めるとともに、デジタル技術やAI等を活用し水源地の運転状況や配水池等の水位、流量を監視し、適切な水質管理に向けた体制の強化を図ります。

2 強靱な上下水道の構築

(1) 水源地施設と水道管の耐震化の推進【上下水道課】

- 水源地施設の耐震化は、経過年数や施設の重要度などを考慮し、優先順位を付け、計画的な実施に努めます。
- 水道管については、老朽化対策と同時に耐震化対策を行うことで、合理的な更新に努めます。

(2) 下水道管の耐震化の推進【上下水道課】

- 重要幹線について耐震診断を実施し、計画的に耐震化に努めます。

3 上下水道施設の維持管理の充実

(1) 水道施設の維持管理【上下水道課】

- 各施設の重要度、優先度を考慮した上で、適切な維持管理に努めます。

(2) 老朽管の維持修繕【上下水道課】

- 口径や布設年度を考慮し優先順位を付け計画的、効率的な水道管の更新に努めます。
- リスク評価に基づき優先順位を付け効率的な下水道管の調査を行い、劣化箇所の修繕に努めます。

(3) 下水道整備の推進【上下水道課】

- 公共下水道事業による未普及地の整備を進め、公共用水域の保全と生活環境の向上を図ります。

4 持続可能な上下水道の構築

(1) 経営の効率化【上下水道課】

- 持続可能な上下水道事業の実現のため、効率性を意識しながら、経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕に努め、経営基盤の強化を図ります。



施策

15 道路・交通の整備

めざす姿

- 道路の整備や交流拠点機能の強化など利便性の高い公共交通ネットワークの整備を通じて、広域交流、近隣地域交流が進み、高齢化や災害等の緊急時にも対応できる、安心なまちになっています。

課題

- 人口や物流の増加で、県南部地域においては国道1号、8号をはじめとする主要幹線が慢性的に交通量の多い状態にあり、加えて、災害発生時に道路交通網の脆弱性が見受けられます。
- 今後、道路や橋りょうの老朽化が進んでいくことから、従来の事後的な大規模修繕ではなく、予防保全による計画的な維持管理に引き続き取り組む必要があります。
- 高齢化の進展や人口の偏在、交流人口確保に向けた取り組みに対応するため、バス利便性の向上など、公共交通の維持、確保、改善に取り組む必要があります。
- 大津湖南地区のさらなる発展に向け、列車ダイヤの減便回復、JR琵琶湖線の複々線化及び栗東駅への新快速の停車、JR草津線の複線化などにより、鉄道網・サービスの充実を図る必要があります。

基本方針

- 安全、経済、環境、利便性など多様な側面から幹線道路整備の早期実現、市内各地域を連絡する道路整備を行うとともに、道路施設の被害抑制など災害時にも強い道路網を構築します。
- 鉄道・バス・タクシーが連携した地域公共交通体系の構築による利便性の確保を図ります。
- 地域住民・交通事業者・行政の連携と役割分担に取り組み、関係機関への要望等を継続します。
- 新たなモビリティシステムの活用など、地域公共交通活性化協議会を通して技術革新や法制度改正等を鑑みつつ、適時適切に協議・検討します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・道路等用地の協力
- ・バスや鉄道の積極的な利用

事業者等に期待される役割

- ・道路等用地の協力
- ・バスや鉄道の積極的な利用

行政の役割

- ・「道路整備プログラム」の定期的な見直し
- ・基盤整備の実施
- ・狭あいな生活道路の拡幅にかかる啓発
- ・公共交通機関の充実や基盤整備の実現に向けた関係機関への働きかけ
- ・コミュニティバス運行の維持・管理・改善

基本事業

1 道路網等の整備・維持

(1) 計画的な道路網の形成【都市計画課】

- 「道路整備プログラム」を定期的に見直し、都市計画道路など利便性の高い道路網の形成を推進します。

(2) 幹線道路の整備【道路・河川課】

- 都市計画道路(出庭林線)等の道路整備を推進します。

(3) 市道・橋梁の長寿命化【土木交通課／道路・河川課】

- 市公式LINEの道路損傷通報システムを活用し、道路施設(植樹帯、舗装、ガードレール等)の維持管理により、安全確保に努めます。
- 橋梁の修繕工事による長寿命化を計画的に行います。

(4) 道路等愛護活動の推進【土木交通課】

- 身近な道路等に対する市民・事業者等の愛護意識を高め、市民・事業者等主体による道路等の美化活動を推進します。

(5) 狭あい道路の整備【土木交通課】

- 狭あいな生活道路の拡幅を推進し、地域の良好な居住環境の確保及び防災機能を強化します。

2 広域・近隣とのつながりを促進する基盤整備

(1) 道路ネットワークの整備促進【道路・河川課】

- 広域幹線道路や市内県道整備事業を促進し、地域間の連携・交流強化と慢性的な交通渋滞の解消及び市街地内の通過交通の抑制を図ります。
- 都市計画道路等の道路整備を推進します。

3 公共交通の充実

(1) 地域公共交通体系の構築【土木交通課】

- 市道等整備に伴い、路線バス、くりちゃんバス・タクシーのネットワークの再検討及び利用状況にあわせた運行内容への見直しを図り、各種バス運行の維持、確保、改善に努めます。

(2) 鉄道アクセスの整備【土木交通課】

- JRの減便回復及び栗東駅への新快速停車を関係機関に働きかけるとともに、琵琶湖線複々線化、草津線複線化に向け、関連自治体等と連携した鉄道の利用促進や利便性向上に取り組みます。

4 総合的な交通戦略の推進

(1) 総合的な交通マネジメントの研究【土木交通課／都市計画課】

- 「地域公共交通計画」に基づき、既存の地域公共交通の維持・確保・改善による利便性向上や利用促進、新たな移動サービスに関する検討など、地域公共交通施策の推進を図ります。

政策5 行政の安心を営む

施策1	市民参画と協働の推進	106
施策2	効率的・効果的な行財政運営	108
施策3	行政サービスの品質向上	110
施策4-1	シティプロモーションの推進	112
施策4-2	馬を活かしたまちづくりの推進	114

施策

1

市民参画と協働の推進

めざす姿

- 市民活動が活発に行われ、様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまちになっています。また、市民の声が届く優しいまちが実現しています。

課題

- 本市では「市民参画と協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民参画と協働によるまちづくりを進めてきましたが、市民の暮らしや地域において多様化、複雑化する課題に対応するため、市民とのさらに積極的な対話により課題を共有し、課題の解決に向けて市民と行政が協働することが必要です。
- ボランティアや市民活動団体等は、すでにまちの様々な分野で活躍していますが、小規模な組織が多いことから、組織運営や新たなボランティアの確保、コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成、情報発信など、活動を継続していくための支援が必要です。

基本方針

- 市民や各種団体の意見・提案などを受け止め、市民と行政が連携を取りながら、市民の思いや願いに応え、共に歩むまちづくりを進めます。
- 地域の課題解決や魅力アップに取り組む活動への支援を行うとともに、行政をはじめ大学や企業などとの連携による多様な主体によるまちづくりを推進し、市民の力を地域づくりに活かせる環境をつくれます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 公益活動への参画、参加

事業者等に期待される役割

- ・ 公益活動への参画、参加、市民活動団体への理解・支援

行政の役割

- ・ 公益活動団体の育成・支援、情報の公開、市民参画と協働を促す体制づくり
- ・ 市民や事業者のシビックプライドの醸成

基本事業

1 協働によるまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくりの推進【自治振興課】

- 行政情報を分かりやすく発信するなど、市民と市が情報共有することで、協力し合える環境を構築し、協働しやすい環境を醸成します。
- 市民活動を行う者同士、あるいは市民活動と事業者や行政の協働・連携を支援する中間支援機能を強化し、より総合的・横断的で効果の高い市民活動の振興を図ります。

(2) ボランティア・市民活動団体等の育成・支援【自治振興課／企画政策課】

- ボランティア・市民活動団体等に対し、助成や広報などの活動支援を行います。また、担い手づくりや参加者のすそ野の拡大に取り組むとともに、大学や企業など多様な主体との連携に取り組みます。

(3) 市民活動の情報発信【自治振興課／シティプロモーション推進課】

- 市民活動やまちづくりに必要な情報を発信することで、市民が参画しやすい環境を醸成します。

2 市民参画の推進

(1) 広報紙・ホームページ・SNS等による情報発信の推進【シティプロモーション推進課】

- 市政情報や市民活動などを、広報紙やホームページ・SNS等の情報媒体を活用し情報発信に取り組み、市民の参画を促します。

(2) 広聴活動の推進【秘書広聴課】

- 市民によるまちづくりへの提案・意見を市政に反映させるため、パブリックコメントや市長への手紙、市長のこゝろにちはトーク、まちづくり出前トークなど、広聴活動に取り組みます。

3 中間支援機能の強化

(1) 中間支援組織の育成・支援【自治振興課】

- 市民活動団体やNPO法人などの中間支援組織への育成・支援を通じ、市民団体と市とが協働しやすい環境を推進します。

(2) 中間支援組織体制の充実【自治振興課】

- 多様な地域や活動主体が連携、協働を拡大していけるよう、コーディネート機能を有する中間支援組織の体制とネットワークづくりに取り組みます。
- 協働によるまちづくりの推進に向け、コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成に取り組みます。

施策

2 効率的・効果的な行財政運営

めざす姿

- 行財政改革として、すべての施策・事務事業について、形骸化した制度や仕組みの見直しを図る等、選択と集中、再編、見直しを継続的に行うことにより、財政の健全化と併せて市民にとって最適な行政サービスを提供するまちになっています。

課題

- 厳しい財政運営に加え、今後も市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化などにより、行政需要はますます増加することが予想される中、人口の著しい増加も見込めないことから、健全で持続可能な財政運営が求められます。
- 財政改革中心からフェーズが変わりつつあります。歳入への改革を含め、先を見据えた行政運営が求められます。
- 行政機関としては、効率的かつ効果的で、最適な行政サービスを提供する必要があります。
- 自治体として持続可能な体制を維持・強化していくため、働き方改革や情報発信を通じて、将来にわたる安定した職員確保に取り組む必要があります。

基本方針

- これまで同様、歳入・歳出の両面から財政健全化に向けた取り組みを継続します。
- 施策や事務事業の継続的な見直し、機能的な組織体制整備や職員の資質向上とともに、関係市との相互連携による事務の共同処理や広域連携をさらに進めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・まちづくりへの参画
- ・行政等の行う取り組みチェック

事業者等に期待される役割

- ・まちづくりへの参画
- ・公共サービスのアウトソーシングの引き受け
- ・行政等の行う取り組みチェック

行政の役割

- ・効率的で効果的な行財政運営の推進
- ・職員の資質向上
- ・デジタル技術やAI等の活用による市民サービスの向上と業務の効率化

基本事業

1 健全な行財政運営の推進

(1) 行政経営ツールの有効活用【企画政策課／財政課】

- ・総合計画、行政改革などの行政経営ツールを合理的・客観的な基準に基づき評価・検証するとともに、評価が低い項目については分析や改善策を示し、PDCAサイクルによって次年度予算編成への反映や財政構造のスリム化を図ります。
- ・第七次総合計画策定に向けて、次期総合計画と部門別計画・個別計画の関係性を整理するとともに、部門別計画・個別計画については、可能な限り集約化を図ります。
- ・地方公会計を活用し、財務諸表を用いた実効性のある財政の健全化を図ります。

(2) 中長期財政見通しの算定【財政課】

- ・各年度において、最新の経済情勢や財政状況を反映させた中長期財政見通しを算定します。

(3) 行財政改革の推進【企画政策課／財政課／情報政策課】

- ・「行政改革大綱」に基づく改善・改革や「財政運営基本方針」の実行により、財政の健全化に努めます。
- ・公共施設の運営や公的サービスの提供においては、PPPやPFIなど、効果的な活用を図ります。
- ・持続可能な行政運営の観点から事務事業の見直し・再編を行い、行政運営の効率化を図ります。
- ・デジタル技術やAI等の活用により、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

(4) 市有財産の有効活用【財政課】

- ・市有財産の適切な維持管理や施設改修及び遊休財産を活用した収入確保など、市有財産の効果的な利活用を図ります。
- ・「公共施設等総合管理計画」を基本に整備の優先順位を明確化し、地方公会計も活用しながら公共施設等の計画的な更新・長寿命化を推進し、施設の複合化や統廃合による施設総量の適正化を図ります。

(5) 職員の適正確保【人事課】

- ・業務や意思決定が迅速に行える組織の構築を図り、事務事業に応じた最も効果的な職員数の確保・適正化を実施します。

2 職員の資質向上

(1) 職員提案制度の推進【企画政策課】

- ・人材育成と職場風土の活性化や意識改革、職務意欲向上の一環として職員提案制度の活用を図ります。

(2) 職員研修の充実【人事課】

- ・「人材育成基本方針」に基づき、継続的な職員研修の実施と自己啓発の支援等による、職員のスキルアップと意識改革の向上から、広い視野と豊かな感性を持つ行政のプロとして、市民に信頼される職員の育成を推進します。

(3) 人事評価の活用【人事課】

- ・人事評価を通して職員一人ひとりの目標・課題を明確化し、仕事に対する意欲や能力の向上を促進します。

(4) 働きやすい職場環境づくり【人事課】

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現や心身の健康カウンセリングの実施など、職員一人ひとりが意欲とやりがいを持って、能力を発揮できる環境の整備を図ります。

3 広域連携の推進

(1) 広域行政の推進【企画政策課】

- ・近隣市等との広域行政により、共通課題の解決や公共サービスの最適な行政運営を推進します。

施策

3

行政サービスの品質向上

めざす姿

- 内部チェックを踏まえた、公正で適正な事務事業の実施、また、社会変化に伴う市民ニーズに対応した事務事業の実施にデジタル技術やAI等を活用し、行政事務、行政サービスの品質が向上しています。

課題

- 地方分権改革の進展や個人情報への意識の高まり、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入など行政事務が煩雑・複雑化するとともに、市民ニーズが多様化するなど、必要とされる行政サービスのあり方が変化し、その対応が必要となっています。
- 業務に精通した人材の確保が厳しさを増しており、職員一人ひとりの能力向上とともに、内部のチェック体制の強化が必要となっています。

基本方針

- 行政サービスの安定的な提供に必要不可欠なものであるという認識のもと、情報システムの導入・運用にあたっては、機密性・完全性を十分考慮しながら安全性を重視し、経費削減や事務の標準化を進める観点からクラウド化を推進します。
- 情報化社会の一層の進展により、膨大なデータを利活用することが行政サービスの提供や決定に有効であることから、データに基づく政策立案・評価へ寄与するよう本市内外のデータの有効活用を実施します。
- 内部チェック体制の強化により、全庁的な事務処理の適正さの確保、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていきます。
- 「個人情報保護法施行条例」に基づき、事務及び事業の適正な運営を図ります。また「情報公開条例」に基づき、市が保有する情報を広く公開します。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- 公開情報に基づくまちづくりや行政の品質向上につながる提案や主体的な活動

事業者等に期待される役割

- 公開情報に基づくまちづくりや行政の品質向上につながる提案や主体的な活動

行政の役割

- 個人情報の適切な取り扱いの確保
- 情報公開の適正な実施
- 制度に対する広報周知及び開示請求への適切な対応
- デジタル技術やAI等の活用による、行政サービスの更なる向上

基本事業

1 効率的な総合窓口業務の実施

(1) 諸証明自動交付サービスの利用拡大【総合窓口課／税務課】

- ・マイナンバーカードによるコンビニ交付など、諸証明交付のノンストップサービスを推進します。

(2) 総合窓口化の推進【総合窓口課】

- ・住民異動に伴う手続き窓口のオンライン化や一元化によるワンストップサービスを推進します。

2 情報戦略の推進

(1) 情報システムの調達・運用【情報政策課】

- ・情報システムの調達・運用については、安全性と効率性を重視し、クラウド化を推進します。
- ・AIなど最新技術の導入による市民サービスの向上や業務効率化のためDXの推進に取り組みます。

(2) データの積極的な活用【情報政策課】

- ・行政サービスの効果的な実施に寄与するため、本市内外のデータの蓄積、有効活用を推進します。

3 個人情報の保護と情報公開の適正実施

(1) 個人情報の適切な取り扱いの確保【総務課】

- ・「個人情報保護法施行条例」に基づく開示請求への適正取得など、個人情報の適切な取り扱いを実施します。

(2) 情報公開の適正な実施【総務課】

- ・「情報公開条例」に基づき、市が保有する情報の市民への適切な公開を実施します。

(3) 制度に対する広報周知及び開示請求への適切な対応【総務課】

- ・制度に対する広報周知及び開示・公開請求に対し、適切な手続きを進めます。

4 内部チェック体制の強化と適正な事務の実施

(1) 効率的な会計処理事務の実施と適正な会計処理【会計課】

- ・公金の迅速・適正な管理運用を継続的に推進します。

(2) 適正な監査事務の執行【監査委員事務局】

- ・各種監査業務の適切な執行に努めます。

(3) 適正な入札・契約事務の実施【財政課】

- ・建設工事等につき、物品・役務業務の入札参加資格の共同受付の導入による事務の効率化を図り、電子入札などによる公正・公平な入札・契約事務の運用を推進します。

(4) 適正な課税徴収事務の執行【税務課】

- ・課税対象の的確な把握と賦課に努めます。
- ・納付方法の多様化や各種申請の電子化により、納税者の利便性の向上を図ります。
- ・公平・公正な滞納整理を図り、適切な徴収を推進します。

5 「議会基本条例」に基づく「市民によく見え、魅力ある議会」の実現

(1) 効率的、効果的な議会運営と活発な議会審議【議事課】

- ・政務活動の充実を図り、政策立案能力の向上に努めます。

(2) 市民に開かれた議会運営【議事課】

- ・議会内容を広報紙や議会報告会等で周知し、市民の議会への関心を高め、開かれた議会づくりに取り組みます。

施策

4-1 シティプロモーションの推進

めざす姿

- 市民が自らの住むまちの魅力に愛着や誇りを持ち、市民一人ひとりが自信を持って大好きなまちを紹介できる、または自慢できるシティセールス担当者（もしくはセールスパーソン）となっています。

課題

- これまで市民、市内企業や事業所、関係団体などが、まちの魅力を創造し、市内外に向けて情報発信してきた活動の多くは、個別に行われてきたことから、今後は目的を共有し、「栗東市と言えば～」という確たるまちのイメージ（個性や魅力）、市民と共通認識を持っているまちのイメージ（個性や魅力）を皆でつくり上げ、まちが一体となって対外的に情報発信していく必要があります。

基本方針

- まちの個性や魅力づくりに市民自らがかわかることで、自分のまちを愛し、郷土を思う心を育み、栗東に生まれて良かった、育てて良かった、暮らして良かったという思いを市民が共有できるようにします。
- 今ある魅力を大切に、さらに磨き上げながら、新たな魅力を発掘、創造、活用していきます。
- まちの魅力を市内外に発信し、認知度の向上とより良い都市イメージづくりを行います。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 魅力的な地域資源の発掘と情報発信
- ・ 地域活動やイベント等への参加

事業者等に期待される役割

- ・ 既存の資源・魅力に磨きをかけるとともに、新たな資源・魅力の創出
- ・ 地域活動やイベント等への参加と支援

行政の役割

- ・ 本市の魅力づくりに取り組む市民の活動を支援
- ・ 本市の魅力を共有できる機会の確保

基本事業

1 地域資源の活用

(1) 地域資源の魅力発信【シティプロモーション推進課】

- 魅力ある様々な地域資源や市民が愛着や誇りを感じるものを活かし、「うますぎる栗東」をキャッチフレーズに、市内外へ個性ある市の魅力を伝えます。

2 多様な機会やメディアの活用

(1) トップセールスの展開【企業立地推進課／シティプロモーション推進課】

- トップセールスにより、企業などとの連携とまちのPRを行います。

(2) 本市にかかわる技能・技術者や著名人の活用【シティプロモーション推進課】

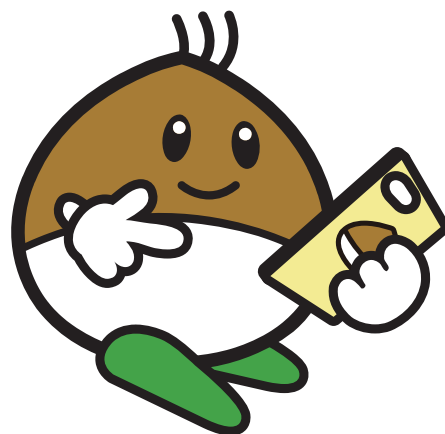
- 本市にゆかりのある技能者や名人、著名人を紹介・活用することで、本市の持つ多彩なイメージを発信します。

(3) 本市広報メディアの効果的な活用【シティプロモーション推進課】

- 行政情報がすべての人に適正に伝わるよう伝達手段の多様化に取り組みます。
- 誰にでも分かりやすいまちづくりの情報を伝えるため、市が発行する広報紙やホームページ、SNS、報道機関への情報提供など様々な媒体による特性を活かし、情報の即時性や迅速性、双方向性を高めるための情報発信の充実に取り組みます。

(4) イベント等の機会を活用した情報発信【シティプロモーション推進課】

- 様々なイベントの機会などを活用し、ふるさと納税を含め、市の効果的な情報発信を進めます。





施策

4-2 馬を活かしたまちづくりの推進

めざす姿

- まちに馬と触れ合える場所や馬を身近に感じられる雰囲気があり、「馬のまち」として発信される魅力に人が訪れ、市民が「馬のまち」を自分たちの誇りや自慢として語れるまちとなっています。

課題

- 本市には令和元（2019）年に開設50年を迎えた「日本中央競馬会栗東トレーニング・センター」が立地し、その知名度は全国区ですが、市民や来訪者が馬と触れ合ったり、馬に関する情報を得る機会や場所は限られています。このため、馬とのかかわりを求めて市外から訪れる人がいても、期待に応えられないのが現状であり、市民の意識やまちの実情と、対外的なまちのイメージに大きなギャップがあります。
- 馬は本市の最も重要な地域資源の一つであることから、まちの魅力を高め、ブランド力をより一層強化していくため、「馬のまち」としての計画的・効果的なまちづくりを行うことが不可欠です。

基本方針

- これまで民間事業者や行政等の各分野で行われてきた「馬のまち」としての取り組みや事業を体系的かつ戦略的に整理し、市民・事業者・行政共通の指針として明文化することで、「馬のまち」としてのまちづくりを総合的・効果的に推進していきます。
- 地域資源として馬の活用の可能性を掘り下げ、公民協働でまちづくりに活かし、「馬のまち」としての魅力の市民への浸透を図るとともに、対外的な発信や集客などのシティプロモーションにおける栗東ならではの強みとして、一層の活用を進めます。

各主体の役割

市民や団体に期待される役割

- ・ 馬と触れ合うイベント等の企画、参加
- ・ 「馬のまち」としてのまちの魅力の発信

事業者等に期待される役割

- ・ 馬と触れ合うイベント等の企画、参加
- ・ 馬を素材・テーマとした商品やサービスの開発・提供

行政の役割

- ・ 民間事業者の馬事業に対する支援
- ・ 「馬のまち」の対外的な情報発信
- ・ 馬と触れ合う機会・拠点の創出

基本事業

1 民間による馬関連事業の取り組みの支援

(1) 民間事業者の取り組みの支援【シティプロモーション推進課／商工観光労政課】

- ・民間事業者による馬を素材にした商品・サービス開発の支援方法を検討します。
- ・市民や事業者からの提案募集など、幅広く馬を活用した事業の可能性を研究します。

(2) 馬事業に関する民間事業者との協働の推進

【シティプロモーション推進課／商工観光労政課／スポーツ・文化振興課】

- ・集客イベントなど、民間事業者が実施する馬事業と連携した取り組みを進めます。

2 多様なまちづくり分野における馬の活用

(1) 公共施設等を活用した馬事業の展開【シティプロモーション推進課】

- ・公共施設等を活用し、馬と触れ合える機会を創出します。

(2) 保育や教育分野等における馬の活用【シティプロモーション推進課】

- ・馬の活用により、馬のまちとしての魅力を知り、地域への愛着や誇りを醸成する取り組みを推進します。

3 馬との触れ合い拠点の整備

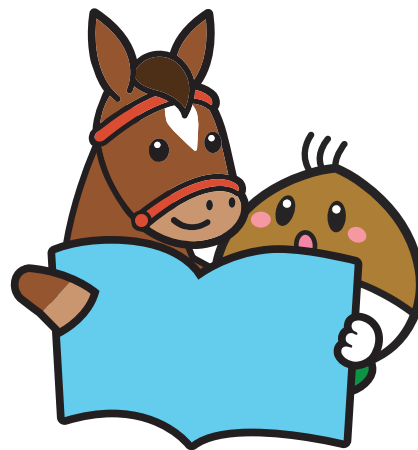
(1) 馬と触れ合える拠点づくりの推進【シティプロモーション推進課／健康運動公園整備事業推進課】

- ・馬と触れ合う機会の提供や馬に関するコンテンツを活かした情報発信のできる、馬との触れ合い拠点づくりを推進します。

4 馬をコンセプトにしたシティセールスの推進

(1) 「馬のまち」の戦略的な情報発信【シティプロモーション推進課】

- ・様々なイベントの機会を活用し、民間事業者や市民との協力により、「馬のまち」に関する情報発信の強化を図ります。
- ・全国でも珍しい馬関連の品や体験を活用したシティセールスを行い、交流人口の増大やふるさと納税に繋がります。



参考資料

1 第六次栗東市総合計画 後期基本計画策定経過

議会 令和7年2月25日 提案
令和7年3月21日 議決

総合計画審議会

日 時	回	主な内容
令和6(2024)年 5月14日	第1回	(1) 諮問 (2) 第六次栗東市総合計画について (3) 第六次栗東市総合計画後期基本計画等の策定概要及び策定スケジュール(案)について (4) 第六次栗東市総合計画基本構想について (5) 第六次栗東市総合計画後期基本計画の策定方針について
令和6(2024)年 8月21日 ～8月29日 (書面開催)	第2回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画の進行管理について(令和5年度実績、令和6年度計画) (2) 第六次栗東市総合計画後期基本計画素案について
令和6(2024)年 11月22日	第3回	(1) 第六次栗東市総合計画後期基本計画素案について (2) 今後のスケジュールについて
令和7(2025)年 2月10日	第4回	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第六次栗東市総合計画基本構想の一部見直し及び後期基本計画(案)について (3) 答申(案)について (4) 今後のスケジュールについて (5) 答申

市民アンケート

期 間	調査概要(方法等)	
令和5(2023)年 11月15日 ～11月30日	(1) 調査対象	市内在住の18歳以上の市民から無作為抽出
	(2) 調査方法	配布は郵送により実施 回収は無記名により、郵送及びオンライン(web)により実施
	(3) 配布数	2,000件
	(4) 回収数(回収率)	618件(有効回収率30.9%)

パブリックコメント

期 間
令和6(2024)年12月23日～令和7年(2025)1月22日

【内部会議】

総合計画推進本部会議

日 時	回	主な内容
令和6(2024)年 4月24日	第1回	(1) 令和6年度総合計画審議会への諮問について (2) 令和6年度第1回栗東市総合計画審議会への提出資料について (3) 令和5年度総合計画審議会からの答申について (4) 第六次栗東市総合計画後期基本計画策定プランニングシートについて
令和6(2024)年 8月7日	第2回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画の進行管理について(令和5年実績令和6年度計画)
令和6(2024)年 8月21日	第3回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策1～2に係る後期基本計画素案について
令和6(2024)年 9月18日	第4回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策3～4(施策1～8)に係る後期基本計画素案について
令和6(2024)年 9月26日	第5回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策4(施策9～15)～政策5に係る後期基本計画素案について (2) 第六次栗東市総合計画基本構想(土地利用)について
令和6(2024)年 10月16日	第6回	(1) 第六次栗東市総合計画基本構想について (2) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策1に係る後期基本計画素案について
令和6(2024)年 10月24日	第7回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策2～5に係る後期基本計画素案について
令和6(2024)年 11月8日	第8回	(1) 第六次栗東市総合計画後期基本計画素案について
令和6(2024)年 11月14日	第9回	(1) 第六次栗東市総合計画後期基本計画素案について
令和7(2025)年 1月29日	第10回	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第六次栗東市総合計画基本構想の一部見直し及び後期基本計画(案)について

専門部会

日 時	回	主な内容
令和6(2024)年 5月31日	第1回	(1) 第六次栗東市総合計画後期基本計画等の策定概要及びスケジュール(案)について (2) 栗東市総合計画市民アンケート結果の推移 (3) 第六次栗東市総合計画前期基本計画の評価及び後期基本計画策定に関する意見について
令和6(2024)年 6月19日	第2回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策1～2に係る前期基本計画評価及び後期基本計画策定の課題整理
令和6(2024)年 7月16日	第3回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策3～4(施策1～8)に係る前期基本計画評価及び後期基本計画策定の課題整理
令和6(2024)年 8月19日	第4回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策4(施策9～15)～5に係る前期基本計画評価及び後期基本計画策定の課題整理
令和7(2025)年 1月29日	第5回	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第六次栗東市総合計画基本構想の一部見直し及び後期基本計画(案)について

ワーキンググループ (Nextりっとうプロジェクトにて開催)

日時	回	主な内容
令和6(2024)年 5月24日	第1回	(1) 第六次栗東市総合計画後期基本計画等の策定概要及びスケジュール(案)について (2) 栗東市総合計画市民アンケート結果の推移 (3) 第六次栗東市総合計画前期基本計画の評価及び後期基本計画策定に関する意見について
令和6(2024)年 6月6日	第2回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策1～2に係る前期基本計画評価及び後期基本計画策定の課題整理
令和6(2024)年 7月4日	第3回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策3～4(施策1～8)に係る前期基本計画評価及び後期基本計画策定の課題整理
令和6(2024)年 8月7日	第4回	(1) 第六次栗東市総合計画前期基本計画政策4(施策9～15)～5に係る前期基本計画評価及び後期基本計画策定の課題整理

2 諮問

栗地企第90号
令和6年5月14日

栗東市総合計画審議会
会長 新川 達郎 様

栗東市長 竹 村 健

第六次栗東市総合計画について（諮問）

第六次栗東市総合計画について、栗東市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 諮問事項

第六次栗東市総合計画基本構想及び第五次栗東市国土利用計画の改訂並びに後期基本計画の策定について

第六次栗東市総合計画前期基本計画の進行管理並びに評価について

3 答申

令和7年2月10日

栗東市長 竹村 健 様

栗東市総合計画審議会
会長 新 川 達 郎

第六次栗東市総合計画について（答申）

令和6年5月14日付け、栗地企第90号で諮問のありました第六次栗東市総合計画について、これまで当審議会において慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

当審議会では、市民目線又は専門的な見地から多くの意見が出されましたので、答申内容を尊重され市政運営に反映するとともに、推進にあたっては下記について配慮されるよう要望します。また、市民福祉の向上及び行財政の効率化のため、より一層の努力をされることを期待します。

記

1. 第六次栗東市総合計画基本構想（案）について

- まちづくりの基本理念にのっとり、将来都市像の実現に向けて一丸となって取り組まれるとともに、極めて厳しい財政状況を鑑み、引き続き行財政改革に取り組まれない。
- 土地利用については、本市を含む湖南地域は新たな道路ネットワークが順次開通予定であり、ポテンシャルの飛躍的な向上が期待されることから、緑や自然を守りながら無秩序な開発の抑制など慎重な対応を図りつつ、戦略的な土地利用を進められたい。
- 第五次栗東市国土利用計画については、基本的な考え方を総合計画と適合させたうえで、個別具体的な土地利用関連施策は個別計画にゆだねることで、効果的な土地利用ができるよう検討されたい。

2. 第六次栗東市総合計画後期基本計画（案）について

（政策1 経済の安心を生み出す）

- 物価高騰や人手不足の影響等により依然として厳しい状況に置かれている中小企業者や小規模事業者が多いことから、コロナ禍での経験を活かしつつ引き続き必要な支援を行い、地域経済の振興に取り組まれない。
- 農林業の担い手不足や従事者の高齢化、物価高騰等が進んでいる中で、持続可能な農業・林業の実現に向けて、担い手や農地の確保とともに引き続き必要な支援を行い、より一層、農林業の振興に取り組まれない。
- 新たな産業拠点の形成に向けて企業立地の促進に取り組まれない。立地誘導にあたっては先駆けて取り組む必要があることから計画的に進められたい。

（政策2 教育・子育ての安心を育む）

- 子育て環境の充実を図るため、周産期から学齢期に至るまで切れ目なく、暮らしやすく子どもを育てやすいまちにしていけることが大切であることから、本当に切れ目ない施策となっているか検討いただき、引き続き取り組まれない。
- 行政や学校とともに地域との連携で子育て家庭を支援するため、子育てにおける地域の活かし方について、今後具体的な取り組みを進められたい。
- 不登校生徒やいじめ対策について、PTAや教育委員会等のあらゆる組織が横断的に一体となって取り組まれない。

（政策3 福祉・健康の安心を築く）

- 地域福祉は各主体が連携しながら重層的な体制をつくることが大切であることから行政だけでなく市民や事業者等も含めた連携づくりに今後取り組まれない。
- 部活動の地域移行について、学校部活動を今後どのように展開していくか、具体的な姿が市民や市外の人に分かるよう、今後、栗東らしい部活動をつくられたい。
- 2025年国スポ・障スポ開催への機運を醸成し、生涯スポーツの活動を推進することで健康づくりへとつなげられたい。

（政策4 暮らしの安心を支える）

- 人権・平和の推進について、インターネット上の差別やLGBTQ+など性的マイノリティを取り巻く、様々な偏見や差別による人権問題が生じていることから、正しい知識の普及や啓発に引き続き取り組まれない。
- 地域コミュニティの充実について、地域コミュニティの担い手の高齢化や参加者の減少が問題となっていることから、地域コミュニティの活力を維持・再生させる取り組みを進められたい。
- 住環境・都市景観の形成について、次世代のニーズにあった住宅・宅地の供給という視点でさらに研究され、空き家対策も含めて議論されたい。
- 地震や大雨等の自然災害などの緊急時において、行政、市民、関係機関などがそれぞれの役割を認識し行動できるように日頃から防災・減災活動に取り組み、十分な危機管理体制を構築されたい。

（政策5 行政の安心を営む）

- 市民参画と協働については市を挙げて推進するとともに、市民団体と市が協働しやすい環境となるよう、市民活動団体やNPO法人などの中間支援組織への育成・支援に取り組まれない。
- 行政サービスの品質向上について、DXやAI技術の活用を先取りできるようにあらゆる視点で取り組まれない。
- シティプロモーションや馬を活かしたまちづくりの推進について、市民に愛着や誇りをもってもらうためにも、広報やまちのイメージづくり、またイベントの在り方など、まちを活発に動かしていく方法を体系的に考え実現していくよう、引き続き取り組まれない。

3. 第六次栗東市総合計画前期基本計画の進行管理並びに評価について

前期基本計画期間中において、目標設定や評価が各所属の単独での取り組み内容となっており、十分に実施されて来なかったことから、後期基本計画の進行管理にあたっては、めざす姿の達成に近づくよう、的確な目標設定を行い、施策単位で評価していくとともに、分析、検証、改善策をしっかりと示した評価をされたい。

以上

4 栗東市総合計画策定条例

平成30年6月25日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、まちづくりの基本理念と目指すべき都市像及びこれを達成するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策の方向と体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に位置付けされた施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、栗東市総合計画審議会条例(昭和50年栗東町条例第28号)第1条に規定する栗東市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 栗東市総合計画審議会条例

昭和50年6月16日

条例第28号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、栗東市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について総合的に審議するものとする。

(1) 総合計画の調整、調査に関すること。

(2) 自然環境の保全創造に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定めるところにより市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者 8人以内

(2) 市教育委員会の委員 1人以内

(3) 市農業委員会の委員 1人以内

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は、第2条各号に規定する審議に関する事務が終了するまでとする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 審議会に、特定の事項を調査審議するために特別に委員を増員(以下「特別委員」という。)することができる。

2 特別委員は、識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事項について特に必要と認める場合は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。

5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行により栗東町開発審議会設置条例(昭和40年栗東町条例第32号)、栗東町都市計画審議会条例(昭和44年栗東町条例第28号)及び栗東町自然環境保全審議会条例(昭和48年栗東町条例第22号)は、廃止する。

附 則(昭和52年6月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年10月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月26日条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(栗東町総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の栗東町総合計画審議会条例第3条の規定により任命された委員の任期については、なお従前の例による。

6 栗東市総合計画審議会 委員名簿

	氏名	所属・関係	条例
1	新川 達郎	同志社大学 名誉教授	第3条第2項第1号
2	田中 康人	栗東市商工会 会長	第3条第2項第1号
3	西川 眞澄	栗東市自治連合会 会長	第3条第2項第1号
4	平田 善之	社会福祉法人栗東市社会福祉協議会 会長	第3条第2項第1号
5	内記 一彦	栗東市教育委員会	第3条第2項第2号
6	武村 秀夫	栗東市農業委員会 会長	第3条第2項第3号

7 市民アンケート結果概要

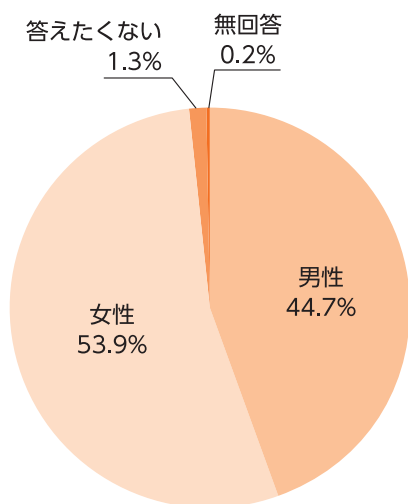
① 調査の対象及び回収結果

「栗東市総合計画等に関する市民アンケート」の実施方法、回収結果は次の通りです。

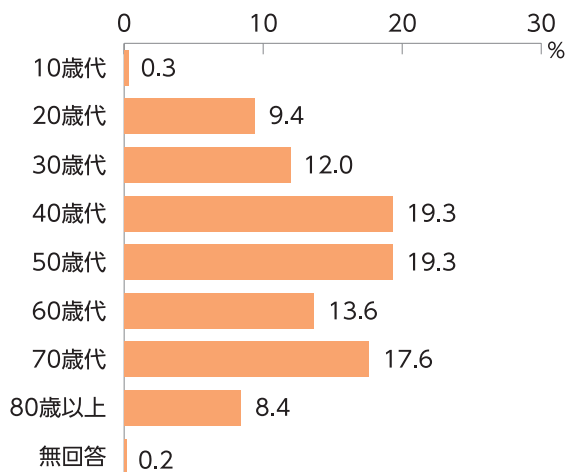
配布・回収方法	市内在住の18歳以上の市民から2,000人を無作為に抽出、調査票を郵送により配布 郵送またはオンライン (web) のいずれかにより回収
調査期間	令和5 (2023) 年11月15日～11月30日
配布数	2,000件
回収数・回収率	618件 (有効回答率30.9%)

② 回答者の属性等

問 性別



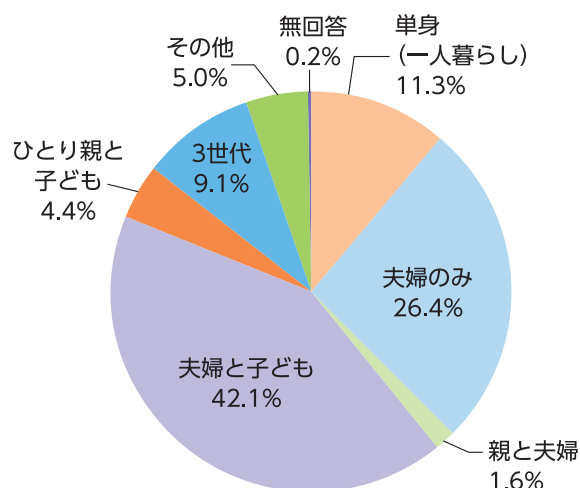
問 年齢



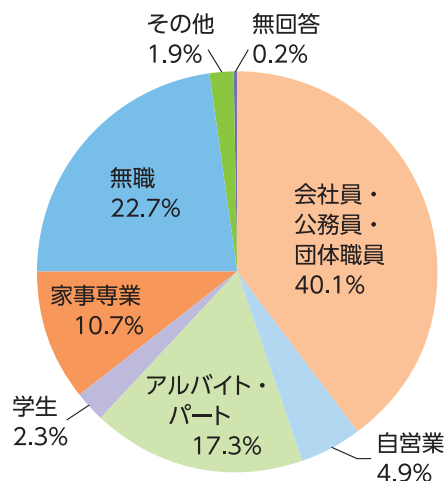
問 お住まいの学区



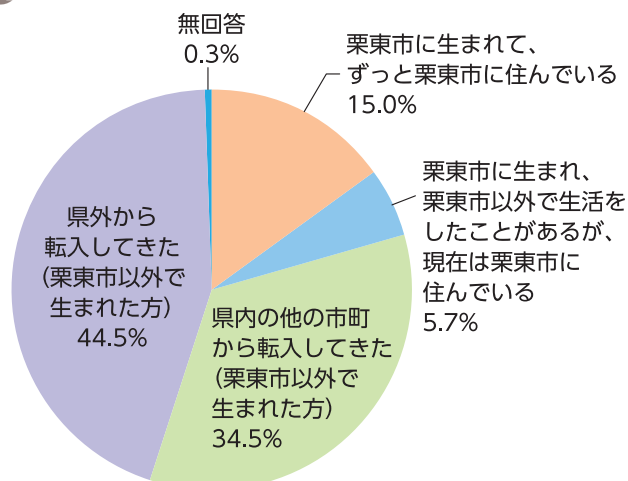
問 家族形態



問 職業



問 居住歴



③ まちづくりに関する意識

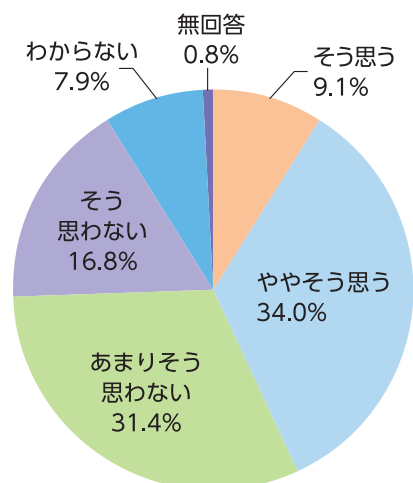
問 子育てがしやすいまちだと思う

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
今回調査 (N=618)	10.7%	40.8%	19.1%	11.8%	17.0%	0.6%
H30年調査 (N=621)	16.1%	44.3%	12.9%	8.9%	14.5%	3.4%
H28年調査 (N=837)	14.9%	45.5%	13.6%	8.8%	13.9%	3.2%

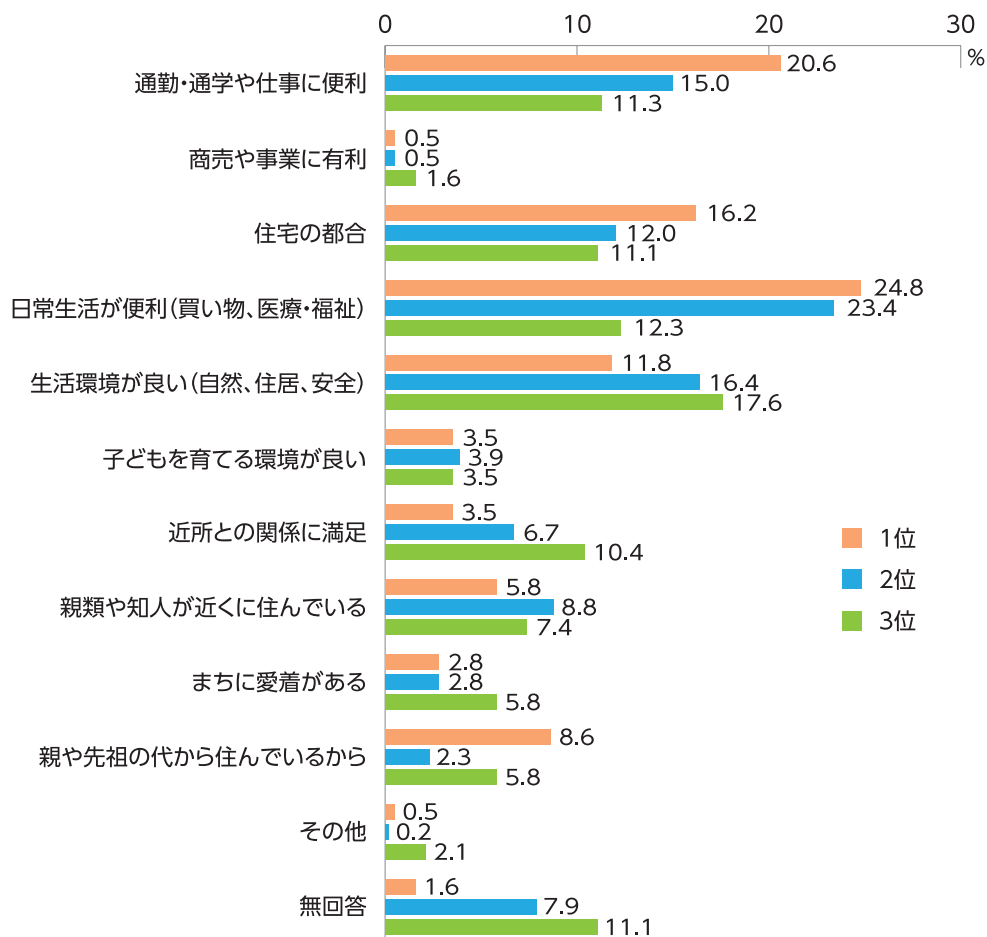
問 今の場所に住み続けたいと思う

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
今回調査 (N=618)	29.4%	40.5%	14.1%	8.3%	7.4%	0.3%
H30年調査 (N=621)	34.5%	38.5%	9.7%	9.5%	7.1%	0.8%
H28年調査 (N=837)	36.0%	33.8%	12.2%	8.7%	7.5%	1.8%

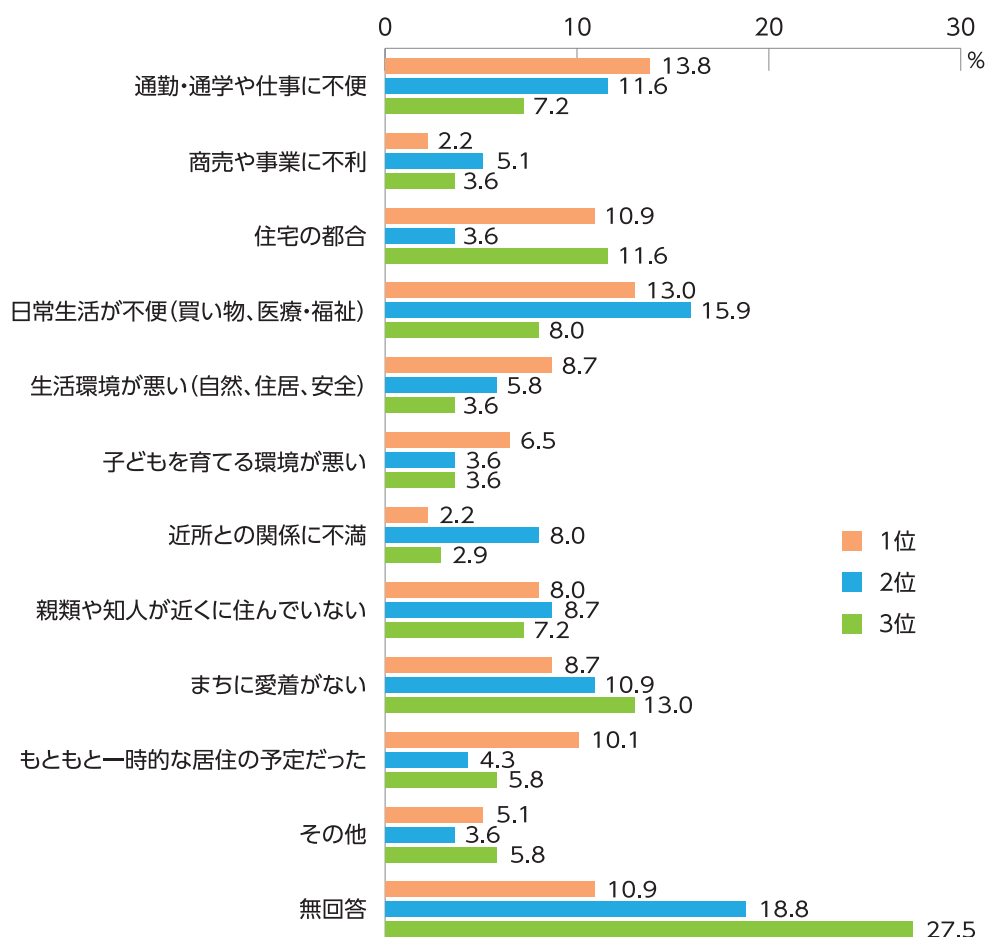
問 まちの中で愛着や誇りを感じているものがある



問 住み続けたいと思う理由（１～３位）



問 住み続けたいと思わない理由（１～３位）



④ 計画の進捗状況（各表中の数値は、「そう思う」「ややそう思う」の合計値）

基本目標1 経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち

指標	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2021年 令和3年	2023年 令和5年
地域経済と中小企業等を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合※1	25.2%	27.0%	29.7%	31.7%
農業・林業を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	30.2%	35.1%	30.5%	28.1%
地域資源を活用した観光を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	22.9%	24.6%	22.9%	25.1%
魅力ある職場づくりや、就職困難者等の安定就労に向けた取り組みが推進されていると思う市民の割合	—	—	14.9%	15.6%
市民一人当たりの所得額が維持されていると思う市民の割合	—	—	18.8%	14.3%
新たな産業拠点づくりに向けた取り組みが進んでいると思う市民の割合※2	19.0%	36.8%	22.0%	23.6%

※1 平成30年までの指標は「商工業を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合」

※2 平成30年までの指標は「新幹線新駅事業跡地をはじめ、地域に活力をもたらす産業創出のまちづくりが進んでいると思う市民の割合」

基本目標2 自己肯定感が高く、笑顔にあふれた子どもを育むまち

指標	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2021年 令和3年	2023年 令和5年
栗東市が子育てしやすいまちだと感じる市民の割合※1	50.4%	52.0%	55.4%	51.5%
栗東市の子育て支援の施策は充実していると思う市民の割合	—	—	—	32.5%
充実した就学前教育・保育への取り組みが推進されていると思う市民の割合	—	—	41.2%	36.1%
小中学校に対して信頼感がある市民の割合	—	—	37.2%	35.6%
充実した学校教育に取り組むまちづくりが推進されていると思う市民の割合	36.3%	39.4%	35.1%	31.1%

※1 平成30年までの指標は「安心して子育てができる環境づくりが推進されていると思う市民の割合」

基本目標 3 健康維持に向けた取り組みが進み、地域共生が実現しているまち

指標	2016年 平成28年	2018 平成30年	2021年 令和3年	2023年 令和5年
健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	61.5%	66.0%	47.9%	50.7%
健全な食生活の実践など食育のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	44.6%	52.1%	33.7%	34.0%
困ったときに近所に助けてもらえる人がいる市民の割合	—	—	50.1%	49.8%
高齢者が健やかに暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	47.9%	49.3%	41.5%	40.8%
障がいのある人がない人と同様に日常生活を送れる環境づくりが推進されていると思う市民の割合	37.2%	38.9%	23.0%	25.0%
国の社会保障制度について周知が図られ、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	33.6%	37.4%	29.1%	23.1%

基本目標 4 多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち

指標	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2021年 令和3年	2023年 令和5年
人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	51.6%	51.9%	39.3%	41.1%
平和の尊さを実感できるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	41.6%	42.8%	35.4%	35.5%
性別にかかわらず、活動・活躍できる男女共同参画のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	—	—	35.2%	36.5%
犯罪や消費者被害から市民が守られ、交通事故が少なく、安全に安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	53.8%	45.4%	45.2%	43.6%
幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通をはじめとする広域的な交流基盤が整備されたまちづくりが推進されていると思う市民の割合	26.9%	26.3%	32.5%	31.2%
国籍、民族などが異なる人々が相互に認め合い、共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	26.5%	28.3%	31.8%	33.4%
自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	58.5%	62.6%	54.8%	57.3%
生涯学習のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	41.9%	46.1%	36.6%	36.8%
歴史や伝統文化が生かされ、市民文化や芸術活動を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	48.9%	48.3%	38.4%	42.0%
災害への備え（自助）をしている市民の割合	—	—	37.4%	38.4%
道路・河川等の災害対策・防災に配慮されたまちづくりが推進され、地域における防災・危機管理体制が充実されていると思う市民の割合	48.1%	49.6%	43.6%	45.9%
地球温暖化防止やごみの分別や資源化の推進など、地球にやさしいまちづくりが進んでいると思う市民の割合	65.5%	65.1%	60.5%	62.1%
身近に公園や緑地等があり、美しい都市景観のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	49.6%	51.2%	50.4%	52.4%
住宅環境（家屋の適正管理や景観保全）が美しく保たれていると感じる市民の割合	—	—	51.4%	54.2%
ライフラインや公共施設等、暮らしやすい快適な住環境が整ったまちづくりが推進されていると思う市民の割合	52.0%	52.5%	51.6%	48.0%

基本目標5 参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち

指標	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2021年 令和3年	2023年 令和5年
市民参画や協働によるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	39.2%	40.8%	33.1%	30.3%
行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	21.0%	24.5%	22.3%	19.9%
公正、確実な事務運営により、行政サービスの品質向上が推進されていると思う市民の割合	27.8%	26.9%	30.1%	27.2%
「栗東と言えば馬のまち」と感じる市民の割合	—	—	63.1%	67.6%

■お住まいの地域や今後について思うこと等

指標	2016年 平成28年	2018年 平成30年	2021年 令和3年	2023年 令和5年
住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	51.7%	54.4%	51.8%	53.2%
まちの中であなたが愛着や誇りを感じているものがあると思いますか	—	36.2%	40.6%	43.1%
今の場所に住み続けたいと思いますか	69.8%	73.0%	67.5%	69.9%
「SDGs (エスディー・ジーズ)」という言葉を知っている人の割合	—	—	43.6%	64.9%

8 用語解説

用語	説明
ア行	
アウトソーシング	公共団体が行なっている業務を民間事業者に委託すること。
アウトリーチ	サービスや援助が必要であるにもかかわらず自発的にSOSを発することが難しい人を積極的に発見し、その人に必要なサービスや情報を届けること。
アプリ	アプリケーションソフトウェアの略。スマートフォンやタブレットなどのデバイス上で動作するソフトウェアのこと。
インバウンド	本来は「外から中に入り込む」という意味で、ここでは、外国人の訪日旅行を示す「インバウンドツーリズム」の略として使用。
屋外広告物等に関する条例	ポスター、立看板、広告塔などの屋外広告物の無秩序な氾濫によってまちの景観が損なわれたり、交通事故の誘発や落下・破損による事故など公衆に危害を及ぼすような事態を防ぐため、栗東市の地域特性や景観計画を踏まえた規制誘導を行い、景観行政と一元的に取り組んでいくために制定した市独自の条例。
オンライン化	紙などアナログな方法で行っていた業務や手続きを、電子機器等を使ってネットワーク通信で行える状態にすること。
カ行	
開発許可	市街化区域または市街化調整区域内において、開発行為（建築物の建築などのために行う土地の区画形質の変更）をしようとする者が、あらかじめ受けるべき許可。
かかりつけ医・かかりつけ歯科医	主に地域の診療所や医院で、日頃からの信頼関係のもと、健康管理をはじめ健康に関することを相談したり、体調不良や病気のときに最初に診てもらう医療機関・医師・歯科医師のこと。
学童保育	両親が共働きなどで保護者が不在の学童を、放課後一定時間保育すること。
カテゴリー	性質を区分した時の基本的な分類。
管理不全空家	空き家のなかでも管理が行き届いておらず、放置しておく「特定空き家」に分類されるおそれのある空き家。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数・一般の住宅で共同生活を行う小規模の住居またはその介護形態のこと。地域社会に溶け込むように生活することを理想とする。
業務継続計画（BCP/ビーシーピー）	BCPはBusiness Continuity Planの略。大規模災害の発生に際し、行政そのものも被災した場合、行政機能を維持するため、どこに代替施設を設置し、限られたリソースの中でどの業務を優先すべきかを定める計画。

用語	説明
クラウド化	ソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。利用実績に応じて利用料を支払う形になり、設備の運用・管理負担や導入・更新時のまとまった投資が不要となる。
くりちゃんバス・タクシー	くりちゃんバスは、栗東市が運行しているコミュニティバス・タクシーである。金勝地区の一部は予約型乗合タクシー（デマンド交通）としてくりちゃんタクシーを運行している。
グローバル社会	国や地域などの垣根を越えて、世界的に資本（お金やモノなど）や人材、情報などの社会的・経済的な結びつきが深まる社会のこと。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。特別な研修や資格は必要ない。
ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。
ケアマネジャー	介護保険制度に基づいてケアマネジメントを行うための資格。正式名称「介護支援専門員」。
景観形成ガイドライン	「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」に定められた「良好な景観づくりに向けた行為の制限」に示された景観形成の基準について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真による具体的事例や数値により、分かりやすく解説したもの。
景観条例	栗東市固有の自然や歴史、文化などを活かし、魅力ある景観を形成することを目的とした条例。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率（一人の女性が産む子どもの数の平均）を合計したもの。
交通マネジメント	自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促し、発生交通量の抑制や集中の平準化など交通需要を調整し、交通混雑や渋滞、交通リスクを緩和していく取り組み。
校内教育支援センター	空き教室を活用して、不登校や集団生活に不応適傾向のある児童生徒等を支援する教室のこと。学校やクラスに入りづらいと感じている児童や生徒の居場所をつくろうと、文部科学省が設置を推奨している。
合理的配慮の提供	障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。令和3(2021)年の障害者差別解消法の改正(2024年施行)により、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化された。
国民健康保険データベース	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施サポートを目的として構築されたシステム。手作業で行ってきた健康づくりに関するデータ作成が効率化され、地域の現状把握や健康課題の明確化が容易となる。

用語	説明
国立社会保障・人口問題研究所	人口や社会保障に関する研究をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された厚生労働省の施設等機関。
栗東市子育て支援ガイド	市内の子育てに関するさまざまな制度や情報をまとめたガイドブック。
こども110番の家	地域の協力家庭が旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めるようにして、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする取り組み。
こども未来戦略	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指した国の戦略。2023年12月22日に閣議決定され、今後3年間に実施する「加速化プラン」として、児童手当の拡充や大学授業料の無償化などが盛り込まれた。
こんぜの里	環境に恵まれた金勝山系の森林を背景に自然に触れ合う野外活動を中心として、ふるさとの歴史、文化等を学ぶとともに農林業体験（木工加工等）やキャンプ体験を通じ青少年の情操の育成を育み、生涯学習の促進と健全な余暇活動を提供する場。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、安心して暮らせるよう地域公共交通と連携したまちづくりを進めること。
サ行	
自治ハウス	自治会館など、地域のコミュニティ活動の拠点施設。
指定管理者	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる指定管理者制度において、地方公共団体が公の施設の管理・運営を行わせるため期間を定めて指定する団体のこと。
シティプロモーション	地方自治体がまちの内外に地域の魅力や特色を戦略的に発信することで認知度やイメージを高め、居住者の愛着や誇りを高めるとともに、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化につなげる活動のこと。単なる観光PR活動にとどまらず、地域のブランド価値を高め、持続可能な地域づくりを目指す包括的な戦略。
自転車損害賠償保険	自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済のこと。
児童館	健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設。
児童生徒支援室	子どもたちの自立と市民の安心できる子育て支援を目的として、不登校をはじめ学校不適応の子どもたちを対象に、心的支援や「子ども成長支援教室」での支援を行い、また、保護者と学校の取り組みを支援する栗東市の事業。
シビックプライド	地域や自治体に対する住民の愛着や誇り、あるいは地域社会に貢献する意識。

用語	説明
社会保障・税番号 (マイナンバー)	社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認することで、行政の効率化、国民の利便性向上、公平公正な社会を実現することを目的とした仕組み。
就職困難者等	働く意欲がありながら、「障がい」「子育て」「出身地への偏見」「学卒若年無業者」「国籍」等により、働くことができていない人、労働条件に困難な問題がある人(不安定就労者)等(「栗東市就労支援計画」による)。
障害者差別解消法	差別を解消することを目的として、平成28(2016)年に施行された。障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指し、国・都道府県・市町村や事業所などに対し、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めている法律。
障害者働き・暮らし応援センター	障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関。
小規模事業者支援法	商工会及び商工会議所が小規模事業者の経営改善等を支援するための措置を講じるための法律。平成26(2014)年に一部を改正し、経営改善普及事業の中に「経営発達支援事業」を新たに位置付け、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定する仕組みを導入。令和元(2019)年の改正で、(1)商工会または商工会議所は市町村と共同で計画を作成する、(2)経済産業大臣が計画認定する際には都道府県知事の意見を聴く、(3)一定の知識を有する経営指導員が計画に関与する、といった内容が盛り込まれた。
人生100年時代	ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが提唱。先進国において平成19(2007)年生まれの2人に1人が100歳を超えて生きる「人生100年時代」の到来を予測し、新しい人生設計の必要性を説く。日本では首相官邸に「人生100年時代構想会議」が設置され、政策への反映が進められている。
森林環境譲与税	平成30(2018)年度税制改正の大綱において、森林環境税とともに創設が決まった税制。森林整備等のために必要な費用を国民一人ひとりが負担して森林を支えようとする仕組み。国に一旦集められた税の全額を、間伐などを行う市町村やそれを支援する都道府県に譲与(配分)する。
スクールガード	児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域を見回りするボランティア。
スローイングビンゴ	平成10(1998)年に本市の体育指導委員によって考案されたニュースポーツ。その名の通り、投げて楽しむビンゴ。
性的マイノリティ	同性に恋愛感情を抱く人や自分の性に違和感がある人、性同一性障害など、何らかの意味で性のあり方が多数派と異なる人のこと。レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニング(Q)の頭文字をとって「LGBTQ」と表現されることもある。

用語	説明
生物多様性	生物(せいぶつ・いきもの)の多様性を示す考え方で、生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していること、あるいはその生物たちの豊かな個性とつながりのこと。
潜在保育士	保育士資格を持ちながらも保育施設に勤務していない人のこと。
タ行	
脱炭素社会	地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO2)について、実質的な排出量ゼロを達成している社会。
地域子育て支援センター	子育て・親育ち支援のための地域の総合的拠点施設。無料の子育て相談や関連機関の紹介、子育て講座の開催や子育てサークルの活動支援などを行っている。
地域総合センター	「社会福祉法」に基づく事業の推進並びにすべての市民が人権文化を構築するための触れ合い活動及び人権文化発信の拠点として、各種事業を総合的に行うため設置した施設。
地域中核病院	地域の医療連携の中核を担う病院。かかりつけ医で行うことが難しい専門的な検査や、他の医療機関では提供が困難な医療機能が必要となった場合、中核病院や大学病院等を受診する。
地域包括ケアシステム	高齢者になっても住み慣れた地域で、自立した生活を最期まで送ることができるよう、必要な医療、介護、福祉サービスなどを一体的に提供し、すべての世代で支え・支えられるまちづくりの仕組み。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として設置された機関。
通級指導教室	障がいのある子どもが通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じて特別な指導を受ける教育形態。一人ひとりの特性に合わせた指導が行われ、自立を目指して障がいによる困難を改善・克服することを目的とする。
堂々りっとう景観記念日	市民主役の景観づくりに向けた取り組みを支援する一環として、毎年10月10日、景観に関するイベントやフォーラムを開催している。
導入促進基本計画	中小企業者による設備投資を促進して労働生産性の向上を図るための計画。市区町村が国から計画の同意を受けている場合、認定された中小企業者は固定資産税の特例措置や国補助金の優先採択等を受けることが可能となる。
特定空家等	放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全のために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等。自治体から改善勧告を受けると、土地にかかる固定資産税の優遇措置がされないなどの罰則がある。
特別支援学級	小・中学校に設置されている障がいのある児童生徒を対象とした少人数の学級。一人ひとりの特性や教育的ニーズに合わせて、障がいによる学習や生活の困難を克服するための特別な教育課程を編成し、指導が行われる。

用語	説明
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、市町村がその都市計画に関する基本的な方針について、住民の意見を聴きながら定めるもの。
トップセールス	国や地方自治体、企業の代表などが、国や地方の産物・産業、自社製品等を他の国や地方へ売り込むこと。
ナ行	
入国管理制度	深刻な人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな在留資格を創設。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、5年後を目標とした「農業経営改善計画」で市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手。
ハ行	
パートナーシップ	本来は、英米法において2名以上の人（パートナー）が金銭・役務などを出資して、共同して事業を営む関係のこと。事業運営に限定しない、提携関係や協力関係のこと。
働き方改革	一億総活躍社会実現に向けた、労働環境を大きく見直す取り組みのこと。労働人口の減少、長時間労働や過労死問題を受け、「労働時間の長時間化の是正」「正規・非正規の不合理格差の解消」「柔軟な働き方の実現」を三本柱とする。
はたちのつどい	旧成人式のこと。成人年齢を18歳に引き下げる改正民法の施行を踏まえ、栗東市でも「成人式」から「はたちのつどい」へと名前を変えて開催している。
8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題。子どもが自立した生活を送れないため、親の年金を頼りに生活するなど、生活に困窮するケースが少なくない。
パブリックコメント	行政機関の意思決定過程において、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して最終的な意思決定を行う制度。
ハラスメント	いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。種類は様々で、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。
びわこビジターズビューロー	滋賀の観光と物産の振興および発展のために様々な事業を展開する組織。平成15（2003）年に（社）滋賀県観光連盟が名称変更した組織。
フェーズ	局面、段階。
部活動の地域移行・地域連携	学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって活動する地域クラブ活動に移行すること。文部科学省では、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためこの施策を推進している。特に、令和5（2023）年度からの3年間は、「改革推進期間」と位置づけられている。

用語	説明
福祉医療費助成制度	保健の向上と福祉の増進を目的として、本市が子どもや障がいのある人、高齢者等の医療費の一部を助成する制度。
福祉的就労	障がいがあり、一般企業で働くことが難しい人が就労施設等で就労支援を受けながら働ける福祉サービス。
フッ化物	フッ素とほかの元素あるいは原子団とから構成される化合物。むし歯菌が作る酸によって歯から失われたカルシウムやリンを歯に取り戻す働きを促進し、溶けかけた歯の表面を修復するなど、むし歯予防や歯の再石灰化に役立つ効果がある。
部落差別解消推進法	差別を解消することを目的として、平成28(2016)年に施行された。部落差別は決して許されないものであるとの認識のもと、部落差別がない社会の実現を目指し、国と地方公共団体の責務を明らかにする法律。
フリースクール	何らかの理由で学校に行けない、行かない、行きたくても行けない、という不登校の子どもに対し、学校の代わりに学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間施設。
ふるさと納税	応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。
ヘイトスピーチ解消法	差別を解消することを目的として、平成28(2016)年に施行された。特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を煽る差別的言動をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重し合う社会を築くことを目指し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定めて推進する法律。
包括業務委託事業	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
ほ場整備	農業の生産効率を上げるため、耕地区画の整備、用排水路の整備、土地改良、農道整備、耕地の集団化など、農地・農村の環境条件を整備する事業。
マ行	
マーケティング	商品・製品が効率的に売れるよう、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動。販売戦略。
マイナ保険証	健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード。令和6(2024)年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行する。
ミスマッチ	本来は、不釣り合いな組み合わせや、釣り合っていないものを組み合わせるという意味の英語。就労においては、採用を考える企業の期待と求職を求める人とのスキル、経験、価値観等があわないこと。
モニタリング調査	廃棄物処理施設の設置及び変更にあたって、施設設置が周辺環境に影響を及ぼしていないかどうかを調査する環境影響評価。
モビリティシステム	日々の車の走行データなど移動に関するデータ等を集計し、車両管理の効率化や社会における移動の権利・利便性の維持・活性化を図る仕組み。

用語	説明
ヤ行	
優良農地	一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等により、生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーが主に障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で用いられるのに対し、設計段階からすべての人が共通して利用できるようにデザインする考え方。
ラ行	
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す、市町村が策定する包括的なマスタープラン。人口減少や高齢化などの社会情勢を踏まえ、コンパクトなまちづくりを推進し、持続可能な都市構造を実現することを目的とする。
りっとう空き家バンク	空き家を地域資源として地域のまちづくりに活用するため、空き家所有者と活用希望者とのマッチング（出会い）に向け、ウェブサイトへの情報提供や相談等を行う仕組み。
栗東国際交流協会	国際社会への対応のため、前身の「栗東町国際友好親善委員会」から平成11（1999）年に国際交流を推進するために設立された組織。国際姉妹・友好都市提携をはじめとして、国際化の推進に多岐にわたる役割を果たしている。
栗東市総合戦略	本市において、人口減少や地域経済縮小の克服をはじめとする地方創生の取り組みに焦点を当てて、これらの取り組みを積極的に推進するための戦略。
栗東食材の日	栗東市で作られた米や野菜など地元食材を活かした給食を提供する日のこと。
レガシー	「遺産」や「伝統」などの意味があり、転じて「次の時代に受け継がれていくもの」を指す。単純に古いものでなく、仕組みなど目に見えない価値があるものという意味を含んで使われる。
6次産業化	農業などの第1次産業とこれに関連する加工・販売等の第2次・第3次産業の事業の融合等により、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活が調和した状態。
ワンクリック請求	Webサイトや電子メールに記載されたURLを一度クリックしただけで、一方的にサービスへの入会などの契約成立を宣言され、多額の料金の支払いを求められる詐欺。正当な契約手続きが完了しているのかのように見せかけ、利用料を不正に請求する。
A～Z	
AI（エーアイ）	Artificial Intelligenceの略。人工知能。
DV（ディーブイ）	Domestic Violenceの略。配偶者暴力。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。

用語	説明
ICT (アイシーティ)	Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。
ISO14001 (イソまたはアイエスオー)	International Organization for Standardization (国際標準化機構)の略。このうちISO14001は、運営方針の中に環境方針を取り入れ、その環境方針に基づいて計画を立て、実施するという環境マネジメントに対する国際的な認証。
PDCAサイクル (ピーディーシーエー)	経営学のマネジメントなどで使われる言葉で、計画 (Plan) を実行 (Do) し、評価 (Check) して、その結果を改善 (Action) に生かすプロセス。
PFI (ピーエフアイ)	Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
PPP (ピーピーピー)	Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
QOL (キューオーエル)	Quality of Lifeの略。物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、生きがいや幸福感など精神面を含めた生活全体の豊かさや自己実現の確保。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	Sustainable Development Goalsの略。平成27 (2015) 年9月に国連で合意された”全世界すべての人たちが”持続的に”人らしく生きる”ための世界共通の開発目標。
SNS (エスエヌエス)	Social Networking Serviceの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがある。

栗東市 政策推進部 企画政策課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話：077-553-1234 (代表)

FAX：077-554-1123 (代表)

ホームページ <https://www.city.ritto.lg.jp/>